

に類すると考へられて居る。上海に在る十餘の發券銀行は、これを中央銀行の統制下に置くこと比較的容易なりとするも、その外全國二十餘ヶ處に、各省軍閥の機關銀行があつて、夫々紙幣を發行して居り、又各地總商會又は有力商人等の發行する幾十種の銀票、銅元票等があるので、これを回收統一することは恐らく不可能に類するであらう。この外、外國銀行の發行する紙幣も、これを回收するには一骨折れることと思はれる。

(三) 銀の民間にあるものは凡て三銀行の紙幣と交換せねばならぬ。銀を流通せしむることも、退藏することも、輸出することもいけな言ふのである。これが銀國有と言はれる規定であるが、元來法規の實行力弱き支那の國情に於て、右のやうな規定が、どの程度まで實行せられるか疑問視されて居る。

(四) 發行準備管理委員會を上海に置き、發行を統制し、準備銀を保管せしむる。然るに天津、漢口、廣東等の方面で、銀を抑留して中央に廻送しないといふことになつた爲め、これらの地方にも管理委員會の分會を置いて、その地方の銀を集中して保管させることになつた。この管理委員會が有力に働けば、支那の新幣制は所謂「管理通貨制度」として、うまく維持される可能性があり、この委員會の働き振りによつて、新幣制の前途が多分に支配されるものと思はれる。

(五) 爲替については、前記三銀行が一定の相場を以て無制限の賣買に應ずる。これに依つて爲替が安定せしめられるわけである。その相場は對英一志二片半と定められた。之は當時の倫敦銀塊相場(二十九片十六分の五)より見れば、約四割の引下げである。支那當局の所説に依れば、一九三〇年より一九三四年に至る五ヶ年の平均相場だと辯明して居る。成る程右五ヶ年の平均相場は一志二片四五となるから、右と大差はないが、平均相場を採ることが目的でなく、引下げが目的であつたと考へられて居る。我が國の圓とパーに近いから、此の點も考量したものと考へられる。支那の輸出促進が爲替引下げの主要目的であつたことも首肯出来る。我が國經濟學者中には、支那は工業國でないから、爲替を引下げても輸出する商品が無い、農産物は爲替を引下げても輸出増加の見込がないと論ずる者がある。然し爲替を引下げれば農産物其他の輸出が増加すると考へる學者もある。支那の財政當局及びリース・ロスは、輸出促進が出来ると考へて切下げを實行したものであらう。輸出が果して増加するか否かは今後の成績に徴するの外はない。

之を要するに、今回の支那幣制の改革は表面的に云へば、「爲替の安定」と「銀の保存」を二大眼目として居るものであり、實際的に云へば、貨幣價値の切下、即ち、デヴァリュエーションを、第一の目的としたものである。

二、改革斷行の事情

幣制改革を斷行するに至つた事情は、後掲布告の前文に記載してある通り、近來銀の激減に依り通貨の緊縮が起り、一般商工業は萎靡し、國際收支は不利となり、この儘に推移したならば、國民經濟は萎縮して、その極まるるところを知らぬやうになる虞れがある。茲に於て新幣制を布いて、準備金を保存し、貨幣金融の永久的安定を圖らんとしたのである。

實際こゝ數年來、支那の經濟事情は、何等かの大手術を施さなければならぬやうな状態であつた。例へば貿易状態について見れば、輸出は一九二九年を一〇〇とすれば、一九三四年には三三・八に減じ、輸入は一九二九年の一〇〇に對し、一九三四年には五二・一に落ちて居る。貿易不振の状態はこれに依つて知ることが出来る。然も甚だしい輸入超過となつて居る。貿易の輸入超過の外に、移民の送金の如きも著しく減少したから、一九三三年及び四年は銀の莫大なる輸出に依つて、漸く國際收支のバランスを保つた状態である。

かくの如き状態を來した原因は、國內に於ける動亂、旱魃、水害等の相尋いで起つたことにも因るが、國際的原因は、金本位諸國が金本位を停止し、それらの國の貨幣が下落した爲め、國際貿易上支那が不利の地位に立ち、剩つさへ米國が銀買上策を講ずるに至り、銀價が非常に騰貴し、その結果

支那は益々貿易上不利となり、又他方銀が恰も米國の磁石に鐵屑が吸ひつけられるやうに、どん／＼流出するに至つた。この銀の流出を防止するため、支那は一九三四年十月十五日、銀の輸出平衡税を設けたが、その効果十分ならず。一九三五年三月には、兌換券の統一を計らんとして中央、中國、交通三銀行の組織を變更し、之を政府の管轄とし、これに依つて幾分金融その他の管理に乗り出した。その他輸出税率、輸入税率の改正を行ひ、貿易の促進を圖つた。然しこれ等も効果の見る可きものになかつた。茲に於て結局幣制改革を斷行せざる可からざる勢となり、終に汪兆銘狙撃事件により取付けの起つたのをきつかけとして、新幣制を布くに至つたものである。

三、改革の聲明及布告

孔財政部長の幣制改革に關する聲明及び布告の要領は左の通りである。

財政部長聲明

最近諸外國の金本位離脱及び世界の銀價値の昂騰に依り、支那通貨はオーヴァー・ヴァリュエされて來た。その結果國內に於て重大なデフレーションが起り、失業増加し、破産は激増し、資本の海外逃避、政府財政收入の減少及び國際收支の逆調を來した。一九三四年七月以來三ヶ月半の國銀の流失二億元以上に達し、應急の措置として一九三四年十月十五日、政府は銀の輸出に對し輸出税と平衡税とを課した。その結果、外國爲替の昂騰と、銀の海外流出とを防ぎ得て、同年の破局を免れた。併しながら當初よりして、かゝる對策は單に一時

的の效果に過ぎないことは明瞭であつた。通貨の價值が依然として高き限り、デフレーションは繼續さるべく、而もデフレーションは益々その激しさを増すであらう。又一方通貨の價值は下落し、銀の國內價值との間に激しき開きを生ずるとせば、廣範圍に互り銀の密輸出を誘致するのは必然の結果であつた。以上の情勢に徴し、政府は國內の通貨準備を保持し、通貨及び銀行政策の永續的對策として、最近における諸外國の前例に鑑み、次の命令を發するに決定した。

- 一、銀の保有者は、保有銀一切を、法定通貨紙幣と引換へることを要求されるものとす。
- 二、銀貨に依る債務の支拂は、總て同額のノミナル・アマウントの法定通貨紙幣に依つて、なされるべきものとす。
- 三、支那ドルの爲替價值は、現在の水準において安定されるものとし、政府諸銀行は、無制限に、外國爲替の賣買に當る。
- 四、中央銀行は、今後支那中央準備銀行に改組さるべし。支那中央準備銀行は、獨立の金融機關となり、國家の通貨安定を主たる目的とす。
- 五、支那中央準備銀行は一般商業上の業務を行はざるべく、二ヶ年の後兌換券の發行を確立獨占するものとす。
- 六、中國、中央、交通三銀行發行の紙幣を法定通貨とす。而して三銀行の準備金は一定の統一的支配下に置く。他の發券銀行の紙幣は、引き続き流通されるものとす。但し漸次中央銀行紙幣に引換へられるものとす。これら諸銀行は、新たに紙幣を發行することを得ず。これ等諸銀行の未發行紙幣は、當該銀行の準備金と共に、

總て中央銀行に移管、デポジットさるべきものとす。

七、右布令は一九三五年十一月四日より施行するものとす。

政府は刻下の金融及び經濟界を統制せしめるため、以上の建設的プログラムを採擇、即時施行し、且つ出来るだけ迅速に、右プログラムを完了する方針である。

以上不況を克服し、國民的繁榮を増進しようとする政府の諸方策に對し、全國民が全幅的支持を與へらるべきことを期待する。

通貨改革布告

(一)一九三五年十一月四日より中央、中國、交通三銀行發行の發行券は、完全なる法定通貨となるべく、租税の納入、公私債務の支拂一切は、法定通貨紙幣を以て、決済せられるものとす。

銀弗銀塊を通貨の目的に使用することは、一切これを禁止する。本條項に違背する場合には、當該通貨全額を差押へ沒收するものとす。

何人たるを問はず、故意に銀弗銀塊を隱匿又は不法に所有流通する者ある時は、緊急治罪法を以て處斷す。

(二)中央、中國、交通三銀行以外の發券銀行の發行券にして、既に財政部の承認を経たるものは、そのまま流通せしむ。但し各銀行の發券額は、十一月三日現在の在高を越ゆることを得ず。此等銀行の現在發行せる兌換券は、漸次引揚げられ、財政部が追つて決定する期間内に、中央銀行券と引換へられるものとす。現在發行の銀行券に對する總ての準備金は、此等諸銀行の發行若くは回收せる兌換券と共に、直ちに發行準備管理

委員會に移管されるものとする。印刷中の新紙幣は、印刷終了後直ちに、右委員會に引渡すべきものとする。

(三)政府は特別の法令を以て、發行準備管理委員會を創設す。同委員會は、法定の通貨紙幣の發行と回收とを統制し、且つ銀行券に對する準備金を管理することを目的とする。

(四)一九三五年十一月四日以降、銀行會社及び公私各機關並に個人にして、標準通貨及びその他の銀貨又は銀塊を保有する者は、此等通貨並に銀貨銀塊を、發行準備管理委員會若しくは同委員會の指定する銀行に交付し、法定通貨紙幣との引換を受けるものとする。當該銀行は標準通貨の場合は額面價格に於て、その他の銀貨又は銀塊の場合には、含有純銀量に從つて引換に應ずるものとする。

(五)銀に依る總ての債務の決済は、原定額通りの法定通貨紙幣を以て行ふ。

(六)支那の爲替價值を現在の水準に於て安定せしむる爲め、前記三政府銀行は、外國爲替を無制限に賣買するものとする。

發行準備委員會章程

尙ほ財政部は、紙幣の發行を統制し、準備金の管理に當らしめるため、發行準備管理委員會を設くることとし、四日附を以つて、「發行準備委員會章程」を發布した。その要旨は左の通りである。

第一條 財政部は發行を統一し法幣の信用を鞏固にするため特に管理委員會を設く。

第二條 發行準備管理委員會は左記委員をもつて組織す。

(一)財政部一名

(二)中央、中國、交通三銀行代表各二名

(三)銀行業同業公會代表二名

(四)錢業同業公會代表二名

(五)商會代表二名

(六)各發行銀行の財政部長より指定せる代表五名

第三條 發行準備管理委員會は中央銀行總裁をもつて主席となす。

第四條 發行準備管理委員會は中外金融界の領袖を顧問に招聘するを得。

第五條 發行準備管理委員會は行政院の命令を奉じ法幣準備金を保管し並に法幣の發行收換の事宜を辦理す。

第六條 法幣準備金は發行準備管理委員會より中央、中國、交通の三行の庫房を指定して準備庫とする、その各地分存額は發行準備管理委員會にて決定し並に財政部に陳報して案に備ふ。

第七條 發行準備管理委員會は毎月一回準備庫を検査すべし、かつ發行額及び準備種類額を各別に公告し、財政部に陳報して案に備ふ。

第八條 發行準備管理委員會は人員を酌用し分課辦事するを得。

第九條 發行準備管理委員會は辦事規則を擬訂するを得、財政部に陳報し許可を受くべし。

第十條 本章程は公布の日より實行す。

四、北支の態度

南京政府の銀國有令に對する北支の態度は注目せられて居たが、天津市長程克は、十一月八日天津の銀行業者を招集して緊急對策を協議し(一)各銀行所有の現銀は、數量を記載して封印し、中央に送付せざること(二)銅元の暴騰を防遏する爲め銀元の相場を制限することの二項を決議し、これが實行を期するため、現銀保管委員を組織し、同委員は九日、中央、中國、交通三銀行支店に到りて、在銀全部に封印を施した。

北平に於ても、八日、當業者の協議會を開いた結果、現銀は北平に於て「準備保管分庫」を設けて保管する旨を、孔財政部長に電報し、又北平市政府は、右の建議に依り、各銀行に對し「手持銀は各行に保管し一元たりとも持出すを得ず」との命令を發した。

又河北省政府主席商震も、天津財界首腦者と協議の結果、十日河北省政府令を以て、現銀の搬出を禁止した。

山東省に於ても、政府當局は、當業者と協議の結果、同主席韓復榘は「濟南各銀行及び錢業所有の現銀は八百萬元であるが、今回の銀國有令に接し人心極度に動搖す、金融界の安定を期する爲め、省政府は暫時銀の中央輸送を見合はす」旨を南京に電報した。

察哈爾省政府當局も、內蒙古人は取引に際し専ら現銀を使用する慣行あり、これを無視し國民政府

の新紙幣の流通を期することは、到底出來ないと聲明した。

綏遠省政府當局も、銀國有に反對を表明し、新疆方面との取引が現銀に依る實狀に徴し、綏遠省に新幣制を適用することは困難である、省政府としては除外例を求める外はないと聲明した。

五、西南の態度

廣東省政府は、十一月六日附省令を以て、南京政府の銀國有令と略同様の「貨幣管理法」を公布した。法令の内容は要するに、省立及び市立兩銀行の紙幣を法定通貨とし、銀貨の流通を禁止し、銀塊及び銀條の輸出を禁止するものである。

右は表面南京政府と共同動作をとるものゝ如き外觀を示しつつ、銀の省外輸出を禁止し、省財政の獨立を期せんとするものである。

廣西省に於ては、豫てより、現銀が流通せず、一般取引は紙幣によつてゐたが、省政府當局は、南京の銀國有令につき對策協議の結果、現銀を中央に輸送することは、一切見合はせることに決定した。香港政廳に於ても、十一月九日、特別行政會議を開いて、銀輸出禁止を決定した。

六、外國銀行の態度

南京政府が、銀國有を決定するや、上海中央銀行は、上海の各外國銀行に對し、四日附の書面を以

て、所有銀の引渡を要求して來た。支那側の申入は、現銀と引換に同額の紙幣を交付するか又は預金受入の形式を取りたいと云ふのであつた。

右に對し日本銀行側では、協議の結果「法律上何等根據なき支那政府の要求には應じられない」と云ふことに意見の一致を見、その旨を回答した。

外國銀行團では、七日臨時會議を開いて、對策を協議したが、英國系統の銀行が、無條件で支那の要求に應ずる意志を表明した外、日本、米國を始め、其の他外國の銀行は之に反對し、意見の一致を見なかつた。

其の後支那側は、種々の好條件を以て、外國銀行の現銀引渡を懇請して來たが、多くの銀行は頑としてこれに應じなかつた。しかるに外國銀行としては、現銀を死蔵することは、日々利息を損するだけで、何の利益も得られなかつた。しかもその内、銀の價格が急テンポに低落した爲め、銀を保有して居つた銀行は、損害を蒙つた模様である。

七、英國大使の布告

南京政府の銀國有令に對しては、北支南支が一齊にこれに反對し、日本側に於ても、外務、軍部共に反對の意向を示したが、英國側は全面的の支持を與へ、英國系銀行がその所有銀を南京政府に引渡

すことを同意したる外、英國の在上海總領事館では、カドガン大使の名に依り十一月四日「銀支拂禁止令」を發し、南京政府の幣制改革を支持した。右禁止令の内容は「英國人及び英國系商社は、債務の一部又は全部を、銀を以て支拂ふことを得ず。犯す者は三ヶ月以内の禁錮若は五十磅以内の罰金に處し又は右双方を併課す」と言ふのである。

右の禁止令が、響の聲に應ずるが如く、南京政府の處置と相呼應して發せられたので、英國側が豫め今回の幣制改革の相談に與つて居たものであるとの信念を一般に與へた。

八、リース・ロスの辯解

南京政府が幣制改革を斷行した背後には、英國があるに相違ない、英支間に一千萬磅の借款が成立して居るとの噂が喧傳せられた。駐支英國大使カドガンの在留英國人に對する「銀支拂禁止令」の發布は、右の疑を深めるに役立つた。

然しリース・ロスは十一月四日、有吉大使を訪問し、英支借款の事實なき旨の辯明に努め、左の如く語つた。

支那に對し、イギリス政府が、借款乃至クレヂットを設定した事實はない。私は傳へられるやうな借款を、支那に賦與する權限を與へられてはゐない。現在中國、交通、中央三銀行の銀準備保有高は、三千萬ポンドに相

當するが、この銀準備額は、支那の對外貿易が好轉し、收支均衡を回復するまでの、過渡期を切抜けるのに十分であると確信する。借款問題は、今日のところでは、まだ具體的のものとなつてゐない。私が對支借款問題に關し、有吉大使、アメリカ大使ジョンソン氏並にフランス側の代表者と、懇談したことは事實である。然しこれはまだ、相互に意見を交換した程度のものに過ぎない。

その後の事情に徴するも、英支間に巨額の借款が成立したと思はれる事實が見當らない。

九、我が外務省の態度

支那の幣制改革が、餘り突然に行はれたので、我が國朝野を驚かし、右は宋子文一派の歐米派と、英國經濟使節リース・ロスとの間の、陰謀であると考へられ、我が國民の反感乃至憤激を挑發した。殊にかくの如き思ひ切つた行動は、外國から相當巨額の借款を得るに非ざれば、實行出來ないものも考へられたから、英國側が否認するに拘らず、必ず何等かの形式で、英支の間に借款談が纏つて居るに違ひないと推察せられ、これは我が國の豫ての對支政策に反するものとして、我が外務、陸軍の強き反對を買つた。

右に關し外務當局は、十一月九日次の如き非公式聲明を發表した。

一、南京政府今回の幣制改革に對しては、未だ前途の見透し付きかねるから、慎重成行を注視してゐる次第であるが、抑々本件の如き重要問題の執行に當つては、當然南京政府に於て、東亞に於ける日支關係に鑑み、

我が方との間に十分なる協議を行ひ、我が方の協力を確めた上、之を行ふ筋合ひにあるに拘らず、今回の如く突如として、改革の執行を聲明し、それがために本件實施の前途に大なる不安を與へつゝあるのは、我が方として甚だ遺憾とするところである。

一、本件改革と關聯して、英國との借款の問題が頻りに宣傳せられ居るも、外國との借款については、未だ帝國政府は、支那より何等の申出に接してゐない。従つて英支双方に於て言明する如く、今次改革と借款問題とは、全然無關係であること當然極まることと言はなければならぬ。蓋し支那の全般的經濟改革の爲めには、支那自ら之を行ふの決意と實行とを必要とするものであつて、從來の如く、外國よりの借款を以て、經濟的安定を圖らんとするが如きは、到底成功を期し得ざるのみならず、右借款も結局支那の負擔として殘され、支那の財政整理を愈々困難ならしむるものと謂はざるを得ない。従つて此の種の借款には、帝國政府としては常に反對の態度を採り來れるものであり、特に今回の如く、支那側が自力更生の決意を聲明してゐる際、外國よりの借款を與ふる如きは、支那側折角の決意を鈍らすこととなるは勿論、支那自體をして面白からざる結果に陥らしむるものとして、帝國政府は斷乎反對せざるを得ない。

十、我が軍部の見解

尙ほ我が陸軍省でも、十一月九日非公式に、次の如き見解を發表した。

一、幣制改革に依る、銀國有令の強制は、政府が國民に信頼されて居ない現況に鑑み、結局失敗に終り、却つて銀密輸出、銀退藏を奨勵する結果となり、早晚新紙幣是一片の紙片と化するであらう。

二、從來、支那の金融界に比較的強味があつたのは、中央に金融の統制権力を集中して居なかつたからである。一地方の破綻が他地方にその累を及ぼすことが少なかつたのは、これがためである、従つて今次の政策遂行の結果は、中央が一步誤れば、支那全土を擧げて收拾すべからざる事態に陥れる虞れがある。

三、殊に日滿兩國と密接なる關係にある北支に對して、銀の現送を強要することは、北支の經濟状態を混亂に陥れ、さなきだに苦しみつゝある民衆をして、遂に社會的、政治的混迷に追込むこととなるが故に、帝國は斷じて黙視することは出来ない。

四、之に反して宋子文、孔祥熙一派が、蒋介石を中心として、三、四億の富を領有して、しかも殆んどこれを英米系の銀行に、外貨を以て預金して居るのであるが、若し支那の弗爲替が下落すれば、彼等の支那貨に依る財産價值は、それだけ増加するのは當然で、銀の輸出税を五割七分課することとなれば、五割七分の換算價值だけ増加することも、亦當然といはなければならぬ。

五、要するに銀國有案は、舊張學良政權が、奉天票を以て人民の膏血を搾つたと同様の手段で、國民を塗炭の苦みに陥れ、唯南京政府一部の要人の懐を肥やし、又は軍費を充實せんとするものと見るべきで、斯の如きは民衆の幸福を犠牲とし、延いては東洋平和を害するものにして、帝國は斷乎としてこの政策を排撃する。

六、鐵道に依れば、幣制改革案實行に對し、南京政府はあらかじめ、カドガン英國大使及びリース・ロス氏を通じて、英國をして同政策を支持せしむべき、諒解があつた模様で、之がため英國は、最近對支借款に對する帝國の協力を要請して來てゐるが、斯の如きは、將來民衆の負擔となるやうな債務を、外國に負ひ、剩へ

そのものは、軍費又は一部要人を利することとなる。

又、僅か一千萬磅で、支那の窮狀を救ひ得ず、將來第二、第三の借款は蓋しその都度、支那民衆の利益が、滿々として外國に流れ出で、遂に國際管理にまで發展するは必然であらう。世上傳へられるが如く、一千萬磅の借款は、五千萬磅以上の借款の一部分で、その擔保として、總稅務司の英人永久專任制、關稅、全支鐵道收入等が擧げられ、その確保のため、財政顧問、英支聯合委員會の設置等が報ぜられてゐるが、もし斯の如きことあらんか、南京政府は、自己の急場を救はんがため、遂に支那を外國に賣るものといふも過言でない。要するに英國は、滿洲事變以來の日本の對支政策に、一矢を報いて來たものであるが、それが英國政府に依つてなされるゝと、個人に於てなされるゝとを問はず、半植民地支那をして、いよく決定的に英國資本の隸屬下に置くもので、それは同時に日英の運命的な對立を、ますます表面に暴露するものである。

第十一節 我が對支三原則

一、原則の内容

日滿支三國の關係は複雑を極め、各種の問題が相次いで發生し、出先に於ける外務及び軍部の官憲が、これらの問題處理に當り、意見必ずしも相一致せず、その適從する所に迷ふこと少なからず、中央に於ても各省間の意見往々にして相扞格することあり。一定の方針を確立し置くの必要が痛感せら

れたので、廣田外相は、外務、陸軍、海軍、大藏の四省間の協議に依つて先づ原案を作成し、之を十月八日の閣議に提出してその決裁を得、此處に我が國の對支政策の三原則を確立した。その正確なる内容は暫く秘密に附せられて居つたが、その大體の實質は、間もなく世間周知の事實となつた。昭和十一年（一九三六年）一月二十一日の帝國議會に於ける演説に於て、廣田外相は右三原則の内容を發表し、これに對しては支那側に於ても賛意を表した旨を附け加へた。三原則の内容は、之を左の通り要約することが出来る。

- 一、排日運動を停止し、歐米依存主義を捨て、日支協力の實現を期すること。
- 二、支那は滿洲國を承認し、特に北支に於ては、日滿支三國關係の調整を圖ること。
- 三、赤化運動防止の爲め、日支共同の防衛を策すること。

二、中央と出先の連絡

愈々對支新政策の決定するや、これを各出先官憲に徹底せしむる爲め、外務省よりは東亞局第一課長守島伍郎、陸軍側よりは參謀本部第二部長岡村寧次少將、海軍側よりは軍令部第六課長本田忠雄大佐が、夫々これを携行して渡支し、出先官憲と連絡打合せを行つた。

外務側の會議は、上海に於て十月十九日開催せられ、有吉大使を始め在支各地總領事が出席し、守

島課長の報告を基礎に協議を遂げた。

陸軍側の會議は十月十三日大連に於て、現地各機關責任者全部出席して行はれ、又同十九日上海に於て同地方の武官が出席して開催せられたが、岡村少將は會議の後「今度の會議で中央と出先の意見が完全に一致したので、中央部としては仕事が仕易くなつたと喜んで居る」云々と語つた。

海軍側の會議は十月二十日上海碇泊中の岩手艦上で行はれた。

右の外、外、陸、海の聯合會議が開催せらるゝやう傳へられたが、前記諸會合の結果、聯合會議を開く必要なしと認められ取止めとなつた。

三、支那の三原則承認

十月初旬廣田外相は、蔣駐日大使と會見の際、右の對支根本政策を説明し、これに對し支那の賛同と協力を求むるところがあつた。

蔣大使より右の報告に接したる南京政府に於ては、十月十四日蔣介石の南京到着以來、此の問題について汪兆銘以下各要人と協議を重ね、支那の態度を決定して、同二十一日汪兆銘の名に於て、蔣大使に宛て、對日回答の要旨を回訓して來た。

回訓の内容は嚴秘に附せられて居るが、一般に信ぜられて居るところでは、滿洲國の承認は困るが

それ以外は、我が方の要求を全部的に容認してもよいと云ふ趣旨のものであると云ふ。

蔣大使は、右の回訓に依り、廣田外相と打合せを行ひ、急遽歸國の途に就いたが、同大使の歸國後十一月十八日代理大使丁紹伋は外務省に重光次官を訪問し、日支關係調整に關し、具體的商議を開始致したいとて、大體左の通り申し出た。

一、支那側は曩に、日支親善提携を具體化するの意あることを述べたが、右具體的方法として愈々南京に於て、外交部長代理として目下南京滯在中の、駐日大使蔣作賓と、有吉大使との間に、交渉を進めることに致し度い。

二、特に豫て廣田外相より提案中の、日支國交調整の三大原則については、五全大會の結果、國民政府最高首腦部の承認を得たから、速かに日支提携促進の具體の方策を樹立したい。

右の申出があつたので、外務省は直ちにこれを有吉大使に傳へ、近く行はるゝことになつて居つた有吉・蔣會見に於て、この問題につき協議せしむることゝなつた。

四、有吉・蔣會見

有吉・蔣會見は、十一月二十日南京に於て行はれたが、その主要目的は、北支問題に關するものであつたから、有吉大使は先づ北支問題に關する話を一通り終つて後、三原則の問題に言及したるところ

る、蔣介石は前記丁代理大使の申出を確認し、「南京政府の對日方針は、依然として親日政策に終始するものであつて、この根本問題解決の爲め、近く日本側との間に、十分權限を有する人物を指定し、懇談を遂げしめたい」と述べた。

右蔣介石の言明に關しては、更に十一月二十五日、丁代理大使が再び重光次官を訪問して、同一の意味を傳達し、右交渉には、先きに内示せる如く、蔣作賓を當らしむることに決定せる旨を、通告して來た。

然るに其の後、支那の對日態度に變調を來たし、汪兆銘重傷の結果、十二月十二日行政院各部長更迭し、外交部長に張群が就任し、支那の對日態度はこゝに百八十度の轉回を行つたかの觀あり、本件交渉の如きもその後高閣に束ねられ、一九三六年に入りて前記の通り、廣田外相が議會演說に於て、支那側も三原則に對し賛意を表したと發表するや、支那側に於ては三原則に對し曾て同意を表したることなしとの聲さへ發せらるゝに至つた。

第四章 日本の經濟外交

第一節 總 說

日本商品の世界市場への躍進は、茲數年來世界の驚異となり、各地に於て、之に對する防遏手段が講ぜられ、到る處で激しい經濟戦が行はれた。殊に英帝國ブロックは必死になつて對抗策を講じ、爲めに手段を選ばざるものゝ如くであつた。その結果、曩には日英會商、日印會商となり、今年度には日加關稅戰を展開するに至つた。

各地に於て嚴重なる防遏手段が講ぜられたに拘らず、我が通商陣は一九三五年に於ても尙ほ躍進を續け、同年度に於ける輸出額は二十四億九千九百萬圓に達し、遂に一九二五年のレコードを破つた。同年の輸入額は二十四億七千二百萬圓で、我が國貿易の恒例を破り、二千七百萬圓の輸出超過となつた。尤も右は内地だけの統計であるが、殖民地を合算しても、僅かに千四百萬圓の入超である。

我が商品の進出に對し、當初は之をソシアル・ダンピング等と稱し、非難する者が多かつたが、これら非難の聲は其の後次第に収まり、我が通商躍進の原因は、爲替下落の外、一般物價安、技術の優

秀、産業の合理化、等にあることが略々一般に認められるに至つた。

我が商品は、殆んど凡ゆる部門に於て進出を見たが、特に目覺ましいものは、綿織物、雜貨であつた。唯生糸は比較的に其の重要性を失ひ、從來輸出品の第一位に在りたるものが、數年前より綿織物に第一位を讓つて第二位となつたが、一九三五年に於ては綿織物の四億九千萬圓に對し、生糸輸出額は三億八千七百萬圓となり、其の間に可なりの開きを生ずるに至つた。綿織物は過去に於てはランカシアの獨占であつたものが、一九三〇年より我が綿業はその輸出高に於てランカシアに肉迫し、一九三三年より遂にトップを切り、一九三五年には輸出高二十七億ヤードを越え、英國の十九億ヤードに比し、斷然距離を置き、彼の追従を許さざるに至り、押しも押されもせず、世界綿業界の王座に君臨することゝなつた。

第二節 日蘭會商

一、日蘭貿易の趨勢

日本の對蘭印貿易が活氣を呈するに至つたのは、歐洲大戰後のことである。從來蘭印の商權を把握してゐた歐洲諸國は、大戰當時東洋方面より手を引くの餘儀なきに至り、我が對蘭印貿易がこれに代

つて俄然殷盛を恣にするに至つた。

大戦後歐洲諸國は、商權の回復に努め、熾烈なる經濟戰を展開したが、一九二九年から始まつた世界不況は、蘭印の主要産物の價格を暴落せしめ、曾て華やかかなりし蘭印の經濟界も深刻なる不景氣に襲はれ、各國の對蘭印貿易は凋落の一路を辿つた。けれども獨り我が國の蘭印輸出貿易のみは、順調なる發達を遂げた。かくて我が蘭印輸出入貿易は、過去に於て原則として輸入超過であつたものが、昭和四年（一九一九年）以來輸出超過に轉じ、一九三三年には輸出超過額一億圓以上に達した。

斯の如く我が商品のみが蘭印に進出した理由は、其の優秀にして安價なる一般的原因の外、我が對蘭印輸出品が、日用品なるに因るのである。然るに他方蘭印から我が國に輸入せらるゝ物品は、その種類が少なく、特に砂糖が重要部分を占めてゐた爲め、日本國內に於て砂糖が生産せられるやうになり、輸入貿易の不振を見るに至つたのである。

二、蘭印の貿易調節策

元來和蘭及び蘭領印度は、十九世紀以來自由通商主義を採用して居つたが、經濟不況、貿易不振に悩まされ、背に腹は代へられず、自由主義を一擲して、輸入制限政策を採用するに至つた。その最初の試みは一九三三年の「非常時輸入制限令」である。

右非常時輸入制限令に依り、セメント、ビール、織物（サロン）、晒綿布等の輸入が續々として制限せられ、日本品は最も大なる影響を蒙つた。蘭印政府はたゞに輸入品の量に制限を加へ、和蘭以外の諸國、特に日本に對し、不利な割當を行つたのみならず、輸入業者の資格を定め、在蘭印和蘭商人に有利に、日本商人に不利な規則を設けた。例へば蘭印輸入業者組合員又は商業會議所會員たることを輸入資格の一とし、或は一九三〇年の輸入量を基礎として、各商人に輸入許可を與へるといふやうな規則は、明かに和蘭商人を保護するものである。右の外、更に蘭印政府は、五十有餘の商品につき輸入制限を行ふ意向ある旨を發表した。

以上の通り蘭印に於て實施せられ又は實施せられんとして居る各種制限令は、我が國にとり頗る不利益である爲めに、帝國政府としては、何んとかして、此の種の措置を緩和せしむる必要ありと考へて居つた。

三、日蘭會商の經過

一九三三年八月和蘭政府は、日蘭兩國政府斡旋の下に、日本及び和蘭本國の對蘭印綿布輸出業者をして、和蘭に於て會談せしめ、兩國綿業戰の緩和を圖りたい旨を、我が方へ提案して來た。其處で同年十二月、日英會商の爲め滯英中であつた我が綿業者は、海牙に於て和蘭當業者と會談を行つたが、

之は無結果に終つた。越えて一九三四年一月、和蘭政府はバタヴィヤに於て、日蘭兩國政府代表者の會議を開かんことを提議し來り、我が國も前記の通り、何とか蘭印關係を打開しなければならぬ事情にあつたので、喜んで之を受諾し、會商を行ふことゝなつた。會商の目的は「蘭印側の採つた各種制限措置に關し満足な解決を圖ると共に、本邦と蘭印間の通商關係を一層密接ならしむる」にありと定め、又會商進行中は、蘭印政府は「本邦の貿易に影響を與へるやうな新しい措置を執らないこと」を會議開催の前提とした。

かくて我が國は曾て公使として和蘭に駐割したる長岡大使を代表に任命し、その一行は五月中旬本邦を發し、六月三日バタヴィヤ着、同八日よりランネフトを代表とする和蘭側と正式會商に入つた。

然し乍ら、會商は我が方にとり始めから不利であつた。何故なれば、日印會商のときには印綿不買といふ武器もあつたが、本會商には相手方を制すべき武器は全く無い。然しながら蘭印の民衆は、我が味方たる筈である。一般民衆は格安の日本品を歓迎して居る。そこで長岡代表一行は、バタヴィヤ到着匆々、土人に呼びかくる聲明書を發した。しかし何分購買者たる民衆は、何等の組織なく、無力であるから、右の聲明は所期の効果なく、却つて爾後の交渉を困難にした傾きがあつた。かくて交渉は劈頭より正面衝突となり、しかも和蘭側の極まりなき駈引は、問題を無限に紛糾せしめ、會商は收

拾すべからざる迷宮に入つた。

會商中の波瀾の主なるものは、和蘭側の斷行した陶磁器輸入制限及び海運問題の上程の要求であつた。この外先方は未晒綿布の輸入制限及び五十六品目の輸入制限を匂はすなど、種々のいやがらせの手を用ひた。これに應じて我が方でも、陶磁器及び未晒綿布の積止めを斷行して、先方の反省を求めると、會議は枝葉末節の問題で徒らに時日を消費した。

右の中陶磁器輸入制限問題は、當時在蘭印日本人當業者が、日蘭會商の圓滿なる妥結を希望し、自發的に陶磁器の輸入を制限する爲め組合を設けたるを、先方は誤解して、日本人が不賣同盟を爲すものと考へ、逆に輸入禁止令を發したものである。これは會議進行中、日本貿易に影響を與へるやうな新しい措置を執らないと云ふ最初の了解に反し、和蘭側の不信行爲であつたが、交渉一ヶ月餘にして一九三四年八月末に解決した。

九月には海運問題で危ふく決裂に瀕したが、我が方の斷乎たる態度に依り、先方も讓歩して此の問題は民間交渉に依ることゝなつた。

九月二十一日から分科委員會を開いたが、何一つ纏まらず、會議は最後の砂糖問題にぶつかつて決裂した。

然し乍ら「決裂」の名を避けるため、長岡代表引揚げ後も、日本代表部は存続し、引続き會商を重ねることゝなつた。

かくて長岡、ランネフト兩代表は、一九三四年十二月二十一日の會見を最後として會商を打ち切り、長岡代表一行は直ちにバタヴィヤを引揚げた。

四、砂糖の問題

日蘭會商の最後の暗礁となつた砂糖問題について一言すれば、蘭印側は我が國との貿易が著しき片貿易となれるに鑑み、これが調節を希望し、その方法として我が國に對し砂糖の買入れを最も強く求めたのである。我が方としては、貿易の不均衡を出來得る限り調節したいといふ蘭印側の立場には、十分の理解と同情を有し、その方法を研究することには毛頭異存なく、之れに對し凡ゆる方法を研究したのであるが、砂糖は既に國內産品を以て自給して尙ほ餘りある位であるから、既に國內にあり餘つて居る商品を、強ひて外國から買ひつけることは至難の業である。唯一の可能なる方法は、蘭印から粗糖を輸入し、我が國に於て精製して、これを再輸出することである。然しかくの如き方法に依る輸入可能數量は決して多きを望み難いのである。依つて我が方は最大限の讓歩として、三箇年五十萬噸輸入案を提議したるに對し、蘭印側は九十萬噸を主張して讓らず、しかも再輸出先の制限迄持ち出したので、會議の決裂を見たのである。

五、海運會議

會商中の難問たりし海運問題を説明すれば、一九三一年以來和蘭會社(ジャヴァ・チャイナ・アンド・ジャパン・ライン)と本邦船舶會社との間に、激烈な運賃競争が行はれ、關係會社は皆痛手を受けたが、和蘭會社の荷物積取り量は激減するに至つた。この形勢を打開する目的を以て、一九三二年末前記和蘭會社と本邦船舶會社(南洋郵船、大阪商船、日本郵船、石原海運)との間に運賃率の協定が纏まり、更に一九三四年に入り、積荷割當の問題について、關係會社間の會商が神戸に開かれた。

此の神戸會商に於て、日本側會社の讓歩的態度に依り、日蘭會商開催當時には、既に大體話が纏まつて居つた。然るに日蘭會商の開かるゝや、和蘭側は自國會社をして神戸會商を打切らしめ、此の問題を政府間の交渉に移し、日蘭會商に於て、決定せんことを要求した。

これに對し我が方は極力反對し、結局民間協定に依る可き事項と、政府間の交渉に依るべき事項とを區別し、前者は神戸に於て、前記諸會社間に會議を開催して決定することゝなつた。

長岡代表はその引揚げに當り、本件海運會議に多大の望みをかけ、この會議が順調に纏まらば、日蘭間一般の空氣も緩和し、全般の問題は期せずして解決せらるべしとなした。然るに不幸にして神戸

に於ける海運會議は、未だ實質の問題に入るに先立ち、用語問題といふ豫期せぬ問題にひつかゝり、一步も前進せず、一九三五年二月二十二日より坐礁の状態となつた。

用語問題とは、取極の正文に日本語を使用すべしといふ石原海運の主張である。同社は何か考ふるところありて、この問題を固執して動かさず、會議は決裂したのである。

そこで運賃同盟に加入せる本邦側四社は三月四日ジャヴァ・チャイナ側に左の脱退届を提出した。

「陳者弊社儀今般都合に依り昭和八年（一九三三年）七月十日締結せし日本ジャワ運賃同盟を脱退致すべく同盟規約第六號により此段及御通知候」

脱退の効果は届出の後三ヶ月を経て發生することになつてゐるから、一九三五年六月四日以後は運賃同盟は解消したわけで、此處に再び運賃の競争が起り得る事態となつた。かゝる事態に於て日本側四社は互の競争を避けるため、合同して南洋海運株式會社を組織し、和蘭側に對しユナイテッド・フロントを以て對峙することになつた。

六、決裂の結果

會商決裂の結果蘭印側は種々の商品について輸入制限を實行し、日本品は原則として一九三三年度の輸入量以上には輸入を許さず、又蘭印在留日本商人は、總輸入量の二割五分しか輸入取扱ひを許さ

れず、然も一九三三年度に於ける在留日本商人の取扱ひ実績が、二割五分以下なりし物品に付ては、その実績に依る規定である。故に對蘭印日本貿易及び在留日本商人は、將來の發展を封ぜられた形であつて、斯の如き不當なる制限に對しては、何とか速かに適當の打開策が講ぜられねばならない。

第三節 日加通商戰

一、加奈陀の不當課税

我が國通商貿易の進出に對しては、世界各地に於て種々の防遏手段が講ぜられたが、加奈陀のとつた處置は、他にその例を見ない程苛酷にして、むしろ非常識に類するものであつた。

加奈陀は、一九三〇年保守黨内閣の成立以來、關稅の一般引上げを行ひ、更に從量税を設定し、産業保護特別税、爲替ダンピング税を新設したが、これが爲め最も大なる打撃を蒙つたのは、本邦品であつた。

加奈陀のとつた輸入防遏手段の大要を説明すれば、左の通りである。

(一)公定爲替相場 加奈陀は一九三一年以來新たな規定を設けて、爲替下落國の商品に對し特別の課税方法を採用した。右に依ると、加奈陀貨幣より五%以上爲替相場の下落した貨幣を有する國

の産品に對して従價税を課する場合には、輸入者をして輸出國の貨幣に依つて輸入品の價格を申告せしめ、これを「公定爲替相場」に依つて加貨に換算し、これを基準として輸入税を課するのである。右の「公定爲替相場」は原則として兩國貨幣の法定平價と同一であり、本邦品に對しては、百圓を四十九弗八十五仙として課税されたから、現實爲替相場、百圓を約二十九弗とする實際價格よりも七割方高く見積もられたわけである。

(二)爲替ダンピング税 右公定爲替相場の適用を受ける國の産品中、加奈陀で生産せられる物品と「同級同種」と看做されるものに對しては、公定爲替相場による換算價格と現實爲替相場による價格との差額を、爲替ダンピング税として徴集せられるのである。

右の公定爲替相場や爲替ダンピング税の適用を受けて居る國は、日本の外、ブラジル、芬蘭、丁抹、瑞典、諸威の諸國であるが、加貨に對し五%以上下落した貨幣を有する國は、實際二十ヶ國近くあるのであるから、右六ヶ國は差別待遇を受けて居るものと言はなければならない。然し日本以外の五ヶ國は、對加輸出額微々たるものであるから、右の制度は實際上日本品を目的としたものといふことが出来るのである。

(三)公定價格及び特別税 又加奈陀の關稅定率法に依れば、加奈陀の産業保護上必要ありと認める

商品については「公定價格」なるものを設け、これを課稅標準とし、更にこの公定價格と現實價格との差額を特別税として徴收するのである。この特別税は加奈陀に古くより存したダンピング税であつて、この税の適用を受けるものは前記の爲替ダンピング税は課せられないが、その負擔は爲替ダンピング税よりも遙かに高い。この公定價格及び特別税を課せられる商品は三十種に上つた由であるが、その中に日本の主要輸出品約十種があつた。

二、我が貿易の蒙つた影響

加奈陀の我が商品に對する苛酷なる課稅の爲め、日本の對加輸出は大打撃を蒙り、一九三一年には千三百萬圓であつたものが、一九三二年以後は六百萬圓乃至八百萬圓臺に減少した。圓價下落後本邦商品の輸出が、他の方面に對し一大躍進を爲せるに比し、對加輸出の減少は顯著なる對象であると言はねばならぬ。

本邦輸出品に對する公定價格は法外に高く、當業者の調査に依れば、加奈陀品の工場價格に比し倍額以上に達するもの少なからず、これを日本に於ける輸出價格に比すれば六、七倍に相當したと云ふことである。これが爲めこの種日本品の輸出は減少したが、その中には左表の示す如く、兩三年間に十分の一に激減したものもあり、永年加奈陀に在留して、日加貿易に従事した日本商人で、取引不能

の爲め、同國を引上げて歸國した者も少くない状態である。

今大藏省の統計に依り、昭和六年の數字を一〇〇とし、昭和九年に於ける關係商品の輸出指數を示せば、左の通りである。

品目	昭和六年	昭和九年
綿メリヤス	一〇〇	一
絹製肩掛	一〇〇	二
絹織物	一〇〇	六
模造バナマ帽子	一〇〇	八
人絹織物	一〇〇	一二
生糸	一〇〇	一六
電球	一〇〇	七一

三、通商擁護法の發動

日本政府は加奈陀の苛酷なる課税、特に公定爲替相場及び爲替ダンピング税を、本邦品に賦課することに對し、加奈陀政府の考量を促し、一九三二年以來、絶へず先方と折衝を重ね、これが改廢を要望して來た。これに對し加奈陀政府は一向に誠意を示さず、或は徒らに回答を遷延し、或は極力自國

の處置を辯護した。加奈陀に言はしむれば、日本が加奈陀から輸入するものは原料品で、日本にとり必要缺くべからざるものであるが、日本の加奈陀に輸出するものは精製品で、加奈陀の産業と競争の地位に立つものであるから、加奈陀の制限するのは當然で、日加貿易の不均衡は日本の勝手に求めたところであると云ふ。又一九三二年以來、日本品の加奈陀への輸出の減少したのは、日本品の米國經由加奈陀への密輸入が増加した爲めであると強辯し、更に日本品に重税を課するのは、加奈陀産業保護の爲めに已むを得ないと辯解するのである。然し乍ら加奈陀に保護すべき産業の殆んど無いもの、例へばパラソルに對しても爲替ダンピング税を課したのであつて、加奈陀當局の處置は單純なる經濟上の考察よりは、寧ろ民衆に媚びる排日的措置と考へられる節さへあつた。そこで我が國の輿論は次第に悪化し、通商審議會や關稅調査委員會に於ても、同國に對する強硬論が滿場を支配し、我が政府も最後の手段として、昭和九年に公布された通商擁護法の發動を考量するに至つた。この形勢を察し、加奈陀政府は、表面多少讓歩の色を示したけれども、さらばどこまで讓るか交渉を進めて見れば、事實に於て何等讓るところがなかつた。そこで七月八日我が關稅調査委員會は、通商擁護法を加奈陀に對し發動すべしとの趣旨を決議し、之に基き、同十六日の閣議は、終に同法を發動せしむることに決し、同勅令は七月二十日公布せられ、即時實施せらるゝことゝなつた。同勅令の内容は、要するに

加奈陀より輸入せらるゝ小麦、小麦粉、小麦澱粉、パルプ、包装用紙、フェルト、木材、鉄素の八品目に對し、普通の輸入税の外、従價五割の輸入税を課するものである。

四、擁護法の效果

通商擁護法は所謂傳家の寶刀であつて、容易に抜き放すべきものでないとせられ、國內にもこれを抜くことに對し、慎重論が相當強かつたから、加奈陀を始め世界の諸國は、日本は到底抜かないであらうと多寡をくゞつて居たやうである。然し乍ら我が外務省は率先強硬論を唱へ、終に前記の如く同法の發動を見た。これに對する加奈陀側の輿論は、むしろ日本の態度を是認するもの多く、却つて自國政府の政策を非難する傾向があり、我が通商擁護法の發動は、加奈陀の民衆をして、同國の極端な保護政策に對し、反省の機會を與ふる上に多大の效果があつた。十月の總選舉に於て保守黨が大敗したのは、同黨の通商政策に對する、輿論の反對に依るところが多いと、一般に考へられて居る。

今擁護法の發動が、加奈陀よりの輸入に如何なる影響を與へたかを、大藏省統計に依つて見るに、同法の適用さるゝ八品目は、九月以降木材を除いて殆んど輸入杜絶の状態となり、金額について見れば、一月より五月迄毎月五百萬圓乃至七百萬圓の輸入が、八月以降は二百萬圓乃至二百五十萬圓に減少した。

五、加奈陀の應戰

我が擁護法の發動に對し加奈陀政府は如何なる態度に出でたかと見るに、擁護法の發動後一週間を経た七月二十七日に至つて、公定爲替相場四十九弗八十五仙を四十一弗五十仙に引下げた。これは從來の公定相場が甚だ不當であることを日本側から屢々指摘せられ、彼等自身も内心これを悟つて居つたから、このまゝに放任して置いては、一般輿論に對し政府の立場を却つて不利にすることを惧れたものと思はれる。右引下げと同時に加奈陀政府は、我が國の擁護法發動を以て、日英通商條約中の最惠國約款に反するものとなし、これに對する報復税として、凡ての日本品に對し八月五日以後、三割三分一の附加税を課することとした。然し乍ら前記公定爲替相場の引下げられた爲め、及び契約濟みの商品に對しては附加税を免除すると云ふ例外が設けられた爲め、日本品の輸出總額は影響を蒙らなかつた。

六、加奈陀國內の論戰

右の如く日加兩國は互に關稅戰に火花を散らしつゝあつた間にも、兩國間の外交々涉は絶へず續けられた。然し先方は、選舉戰を目前に控へて居た關係もあり、對内消費的に對日強硬論を繰返すのみで、外交々涉には一向誠意を示さなかつた。

他方本問題は加奈陀國內の政争の具に供せられ、十月十四日の總選舉を控へて、政府在野兩黨共本問題を取上げて盛んに論戰を交へた。その代表的のものとして、九月二十二日ヴィクトリヤに於てベネット首相の行ひたる演説、及び同二十八日晚香港で行はれた、在野黨たる自由黨のキング黨首の演説をあげることが出来る。ベネット首相の演説要旨は左の通りである。

世界貿易は過去の三分の一に減少せるに拘らず、加奈陀は一千百萬の人口を以て、最近四年間毎年輸出を増加し、輸出貿易に世界第五位を占めた。之即ち一九三〇年保守黨政府成立以來、通商政策の宜しきを得たる爲である。マッケンジー・キング氏は、政府が日加通商問題交渉中、日本をエンカレジ(際接)する如き聲明をした。他國との論争中、責任ある政黨の黨首が、自國を非難し他國の利益を計らんとするが如きは、議會政治の歴史を通じ尠くとも余の知らざる所であり、爲に日本をしてキング氏を待つべしと言はせるに至つた。ダンピング税は日本の對加輸出を阻止したと日本は主張するも、事實は過去五十年、加奈陀は日本の買ふ以上に多くを日本から買つた。加奈陀は一人當り五十乃至六十仙を買ふに反し、日本は二十仙を買ふに過ぎず、加之日本の賃金は低廉で、一日の賃銀二十仙のものがある。即ち鍛冶工は七十二仙、農夫は月七弗十仙である。加奈陀農業労働者は平均三十三弗を得てゐる。加奈陀の生活標準は、到底之と競争し得ない。而もキング氏は關稅を低下すべしと主張してゐる。日本品の競争は加奈陀産業の破壊を意味する。故に日本品に對してプロクレームド・ヴァリユー(公定價格)を必要とするものである。

右に答ふるキング黨首の演説要旨は、左の通りである。

オタワ協定は、英國にのみ利益を與へ、諸外國との通商を破壊した。自由黨が政權を取れば、自由通商の建前からこれを改め、諸外國に對して低關稅を行ふであらう。ベネット首相はいふ、日本の安價品の輸入氾濫は國內商工業を萎縮させ、生活標準を低下すと。然しかゝる子供騙しは今日通用しない。生活標準を低下させるは、却つてベネット氏の高關稅政策だ。そのため物價は高くなり、消費者は實際上生活標準を低下させられるのである。日本の安價品を高關稅で喰止めることこそ、生活標準低下でなくて何であらう。日本はカナダの最大の顧客である。カナダが日本より買ふ額の四倍を、日本はカナダから購入してゐる。而もその日本に喧嘩を仕掛けるとは、ベネット首相も商賣を知らぬものだ。今、日本は全然カナダ品を買はなくなつた。その爲め木材界だけでも、千人の失業者を出してゐる。ベネット首相は、キングが日本を支持するから、日本が強腰になつたと言ふ。然し余は日加關稅問題に就ては、遠慮して永く批評を差し控えてゐた。余が最初の聲明は八月十三日で、余の聲明が日本の方針に影響ある筈はない。ベネット首相は、この關稅問題を選舉に利用するため、交渉を一年も引つ張つて來た。ベネット氏は「キングが勝てば日本は勝ち、キングが負ければ日本が負けだ」と言ふやうな極言を弄してゐるが、その心情察すべきである。日本市場はカナダに取り最大重要であり、余は自由黨が政權を把握すれば、直ちに日本と交渉を開始し、自由通商、低關稅、互惠主義の立場から協定を結び、日本をカナダの最大顧客に取戻す事を今茲に約束する。

右キングの演説は日本の言はんと欲する所を、誠によく言表はして居る。世界各國の極端な保護貿易論者に、せんじて飲ませたいやうである。此の説が世界各國に採用せられたら、世界の景氣は忽ち

回復するであらう。

ともあれ選挙の結果は、従来定員二四五名中一三〇名を占め、絶對多數を擁して居つた保守黨は、大敗を喫して僅か四十一名となり、自由黨は従來の八八名から一躍一七〇名の多數を獲得した。

七、日加通商關係の回復

選挙の結果絶對多數を占めた自由黨は、十月二十三日マツケンジー・キングを首相として内閣を組織した。キング首相は大戦後一九二一年から三〇年迄十年間、自由黨内閣に首相たりし人で、日加間に公使の交換を行つたのも此の人であり、日加友好關係の増進に夙に着目して居る人である。

キング首相は組閣の翌日、多忙の身を以て、直ちに自ら加藤公使を訪問し、日加通商問題の解決につき、早速商議を進めたいと申出で、その誠意を披瀝した。爾來交渉は極めて滑らかに進捗し、十二月二十七日之が妥結に到達し、双方共一九三六年一月一日からこれを實施することとなつた。

協定は加藤公使と加奈陀外務大臣との間に、十二月二十六日附公文の交換に依つて行はれた。加藤公使よりの書面は簡單で、通商擁護法に依る従價五割の附加税は、一九三六年一月一日限り廢止する旨を通知したものである。加奈陀外務大臣よりの書面は長文で、詳細に亘つて居るが、その大要は左の通りである。

(一)爲替相場は、加奈陀に於て生産せられる商品と「同級同種」に屬せざる商品については、現實相場を用ひ、「同級同種」に屬する商品については、過去五年間の平均爲替相場を以て公定相場とし、毎年改訂する。

(二)公定價格は、現在三十五品に對し設定せられて居るが、綿織物、人絹織物、電燈器具、銚罐詰、木綿ボロ、蝠蝠傘、鉛筆、綿メリヤス等二十數品に對するものはこれを廢止し、將來設定せらるべき公定價格については、日本當業者も、加奈陀關稅委員會に提訴することを得る。

(三)所謂「同級同種」と認められる商品は、加奈陀に於ける全消費量の少くとも一割を自給する商品とし、その認定を爲す場合には相當期間の豫告を爲す。

(四)従價三割三分一の附加税は、これを廢止する。

右協定の内容は必ずしも十分に日本の希望を容れたものではないが、輸入品の課税が原則として現實爲替相場に依ることとなり、公定爲替相場も過去五年間の平均相場であるから、一兩年後には現實相場に接近する次第であり、又公定價格の設定せられてゐた商品は著しくその數を減じ、所謂「同級同種」の商品の認定標準が高められたから、その品目も減するわけで、我が方に於ける従來の苦情は大部分解消したものと見ることが出來、日加貿易が再び明朗なる自由の基礎に活躍するを得るに至つ

たことは、兩國の爲めのみならず、世界經濟回復の一步として慶賀に値する事實である。

第四節 日埃通商協定商議

日本商品特に綿布は、英國の勢力範圍たる埃及に對しても、遠慮なく侵入して行つた。埃及政府は英國政府の差し金に依つて、之を防遏する爲め、一九三五年七月十八日、日埃通商暫定取極協定を廢棄する旨を通告し來り、これと同時に、在アレキサンドリア天城總領事に對し、新協定の取極に對する用意ある旨の覺書を送つて來た。右廢棄通告後、三箇月間に新協定が成立しなければ、兩國は無條約關係となり、我が商品に對する關稅の引上げ、其の他の課稅が行はるゝことが豫期せらるゝので、我が方はこれが對策を協議し、七月二十五日その結果を、取敢ず天城總領事に電訓した。

埃及政府は、暫定取極廢棄の理由として、片貿易の調節及び埃及産業の保護を擧げて居る。

そこで我が方では、先づ此の點に就て研究を試みたところ、右の理由はその根據の甚だ薄弱なることを發見した。即ち日埃貿易は成程片貿易には違ひないが、最近は種々の制限によつて、略々輸出入の均衡が取れて居る。殊に一九三五年の上半期に於ては、我が國よりの輸出二千五百萬圓に對し埃及よりの輸入三千二百萬圓で、我が國の方が却つて輸入超過になつて居る。(一九三五年全體では輸出五

千三百萬圓に對し、輸入五千百萬圓で、稍や輸出超過になつて居るが、これも大體均衡が取れて居ると云はねばならぬ)次に先方は、産業保護の必要を擧げて居るが、埃及には僅かに小規模の綿織物業者が二社あるのみで、國內需要の八、九割は、輸入に仰いで居る状態であるから、産業保護といふことは全く當らないのである。そこで帝國政府は、これらの事情を天城總領事に打電して、先方の注意を喚起せしむると共に、もし先方に於て希望するならば、日本に於ては一層多量の埃及棉を買入れることにつき、考量するの用意があると申入れしめたところ、埃及はこれを欲せざるが如く見えた。蓋し埃及の優良棉を日本が買入れて、優良綿布を輸出するに至らば、英國の綿業は、その根柢より覆へるに至る虞れがあるからである。現在英國は埃及棉によつて、優良綿布を製造し、僅かに最上等品に於て、日本品に對抗し、市場の一部を死守して居るのである。

表面の理由は兎も角、埃及政府が英國政府の強要に依つて、暫定取極を廢棄したからには、我が國としては、急いで新協定を締結する必要がある。埃及政府の九月二十日公表したところに依れば、埃及にては日本より輸入する綿又は人絹製品及び五割以上綿又は人絹を含む織物に對し、從價四割の爲替補償税を課することに決定した。右は現行稅率に追加して課稅せらるゝものであるから、結局兩者を加算すると、綿製品關稅は、八割乃至十割と云ふ禁止的高率となり、人絹製品はそれ以上の高率と

なるのである。

暫定取極は十月十七日限り失效する筈であつたが、日本が代表者を派遣して、新協定締結の交渉を開始することになつたので、一ヶ月間延期して、十一月十七日迄、舊暫定取極により日本品は最惠國待遇を受くることゝなつた。

帝國政府は日埃會商代表として、笠間泉雄公使を任命し、會商は十月二十二日よりアレキサンドリアの埃及財務省に於て開かれた。日本側は笠間代表の外、天城總領事等が出席し、埃及側は藏相ワハブ・パシヤが出席した。

埃及側は、日本綿製品及び人絹製品に對し、爲替補償附加税を課せんとするに對し、日本側はこれに反對し、會議は始めより重大暗礁に乗上げた。其の後日本側は讓歩して、埃及國定税率を、或る程度迄引上げることを提案したが、埃及は關稅の一般的引上げは、英國其他歐洲諸國よりの輸入を阻止し、これらの諸國に對する、埃及綿の輸出を困難ならしめるから實行し難き旨を答へ、日本案を一蹴した。

かくて會議停頓の間に、現行暫定取極の期限が到來するので、これは更に當分延長せらるゝことになつた。

他方我が國內に於ては、紡績聯合會並に輸出綿糸布同業會が、十一月二十六日聯合委員會を開催し、飽く迄埃及の爲替補償税に反對し、埃及が讓歩せざる場合は、我が方は埃及市場を放棄するも可なりといふ強硬なる態度を示した。蓋し我が方としては、爲替補償税といふが如き名稱を以て、我が商品に差別的課税を爲すことを許容するならば、差別待遇を容認するの前例を作る虞れがあるからである。

第五節 比島に於ける日米の競争

日本綿布の進出は比律賓に對しても目覺ましきものあり、爲めに從來同地の市場を獨占したる米國當業者は悲鳴をあげ、我が國に對し對比綿布輸出制限方を交渉し來り、一九三五年十月兩國間に協定成立し、同年八月より翌年一月迄の六ヶ月間に於ける本邦輸出額を、四千五百萬平方メートルに制限した。我が國は此の制限を嚴守したれども、當の買手たる比島人は、安價良質の日本品を希望して、米國品を歓迎せざる爲め、我が方に於て制限せるに拘らず、米國の輸出は一向増加せず、爲めに生じたる比島市場に於ける品不足は、結局我が國の人絹織物を以て補はるゝに至り、人絹織物の比島進出を見るの結果となつた。これに對し、米國は更に我が人絹織物の輸出制限を希望し居れるも、比島民衆は飽く迄安價良質品を選ぶべきを以て、たとへ之を制限しても、米國當業者が果して所期の目的を

達成し得べきや否やは疑問であるとせられる。

第六節 對米輸出制限

日本の各種製品は、北米合衆國へも、その高き關稅を乗り越えて流れ込んだ。元來米國では、日本の輸入量が相當目立つ程度に達すると、米國當業者は直ちに議員を動かして關稅率を高め、其の輸入を防止するのが常例である。故に米國へは、生糸の如く、米國に於て全然生産せられない商品を除いては、多量に輸出することは不可能に近い。

從來は米國が日本品に對し如何なる高關稅を課しても、特別の對抗策を講ずることが出來ず、常に泣き寝いりに終つたが、最近日本側に於ても相當對策を講ずるに至り、米國が日本品に對し餘り無茶な關稅を課するに於ては、當方に於ても米綿の買付を中止するといふやうな手段を講ずるかも知れないやうな形勢を示したので、日米兩國政府當局は關稅戰の勃發を憂へ、互に自國の當業者を自制せしむる手段を講ずることとなり、先方に於ては無暗な關稅引上げを行はざる様配慮し、日本側に於ても餘り安く又餘り多く輸出せざるやう當業者をして自制せしむることになつた。日本當業者に於て對米輸出を自制しつゝある商品は綿布、陶磁器、鉛筆、鮎罐詰、ラツグラツグ、冷凍鮭、眞田等である。

第五章 日蘭間の裁判及び調停條約

第一節 總 說

日蘭間に發生すべき紛争を、平和的に處理する目的を有する、日蘭間「司法的解決、仲裁々判及調停條約」が結ばれた。本條約は一九三三年四月十九日ヘーグに於て、齋藤博公使と和蘭のファン・ブロックランド外相との間に調印せられ、和蘭側は同年十一月十七日批准したが、日本の方では審議が手間取り、昭和十年（一九三五年）六月八日に至り批准せられ、同年八月十二日ヘーグに於て批准交換を了し、同日より實施せられた。

存續期間は五年であるが、右期間満了の六ヶ月前に廢棄せられないときは、更に五年間更新せられるものと認められ、其の後も同様だんだん更新せられるのである。

此の條約は我が國にとり、かなり特異なもので、それだけ重要なものであるといふことも出来る。我が國は最初米國との間に一九〇八年仲裁々判條約を結んだが、これは矢張り存續期間五年で、數回更新せられたが、一九二八年八月限り滿期となり效力を失つた。現在この種條約は、外には、一九二

四年にスイスとの間に調印せられた司法的解決條約が存するだけであるから、今回の條約は我が國としては相當珍しいものであり、又本條約はその形式に於て餘程モダンなものである。

内容は要するに、兩國間に生ずる紛争にして、通常的外交手段に依り解決せられざるものは、これを常設調停委員會又は常設國際司法裁判所或ひは臨時に組織さるゝ仲裁々判所に付託して、解決を圖るといふのである。

第二節 解 說

左に項目を分ちて稍や詳細に説明を加へる。

(一) 付託する紛争

本條約に依り調停委員會又は裁判所に付託せらるゝ紛争は、日蘭間の外交々渉に依り「相當の期間内に」解決のつかない「一切の紛争」である。但し右の原則に對し二つの例外が設けられてある。その一つは、第三國の利益に「直接」關係するものであり、他の一つは、他の條約で特別の解決手段の設けられてゐるものである。

右の二つの例外を除き總ての紛争が調定又は裁判に付託せらるゝことになつて居る。これは重要な

點であつて、既に效力を失つた日米條約及び現行の日・ス條約には右の外「一國の重大な利益」又は其の「獨立」若くは「名譽」に關する問題は、これを留保することになつて居る。諸外國間の同種條約にも之を除外するものが多い。更に近來は「國內問題」に關する紛争又は「條約締結前」の紛争等を除外する例が多い。かく種々の除外例が設けられ、ば、調停又は裁判に付せらるゝ紛争の範圍は極めて狭くなり、従つて條約の重要性も甚だ少くなるのであるが、日蘭條約は前記の通り、從來の條約に比し、除外例が少いから、それだけ條約の重要性が多いわけである。

(二) 紛争の分類

本條約に於ては紛争の種類を「法律的紛争」と其の他の紛争とに分ち、法律的紛争はこれを司法裁判又は仲裁々判に付託し、その他の紛争即ち非法律的紛争(又は政治的紛争)は、これを調停委員會に付託することゝなつて居る。如何なる紛争が法律的紛争で、如何なる紛争が非法律的紛争であるかは條約中に明記せられてない。或る事件が法律的紛争なりや否やにつき、兩國間に争ひを生じた場合に如何にして決定するかも明瞭でない。

(三) 常設調停委員會

非法律的紛争は、前に掲げたる二つの例外を除き、總て常設調停委員會に付託せられる。これを付託

するには双方の合意を要せず、一方の請求により付託することが出来るのであるから、兩國のいづれかが付託せんと欲すれば、直ちに付託し得るのである。法律的紛争と雖も、双方の合意ある場合は、調停委員会に付託し得ることになつて居る。

常設調停委員会は五名の委員を以て構成せられ、この中二名は、日蘭兩國が各一名宛自國人を任命し、他の三名は、各異りたる第三國人を、日蘭兩國の合意に依つて任命し、其の三名中より議長を指名することになつて居る。右第三國委員の任命につき、兩國の協議が、一定期間内に、纏まらざるときは、常設國際司法裁判所長を煩はし、人選をすることになつて居るが、今回は此の點に關する日蘭間の協議圓滿に進行し、十一月一日を以て常設調停委員会は成立を見た。委員名は左の通りである。

日本委員 平沼騏一郎男

和蘭委員 ファン・ブロックラント(元外務大臣)

瑞西人(議長) マックス・フーバー(前國際司法裁判所長)

ブラジル人 ラウール・フェルナンデス(元駐日大使)

諾威人 ルードヴィク・モーヴィンケル(前首相兼外相)

調停委員会の任務は紛争を調停するにあり、事件を受付けた日より二ヶ月内に仕事を開始し。開始

してより六ヶ月内に終了することゝなつて居る。委員会の仕事は、締約國の同意ある場合の外公開せず、委員会が最後に作成する報告書も、原則として發表せざることになつて居る。又委員会は三人の第三國委員が出席するに非ざれば、實體に關する決定を爲さず、その表決は原則として過半数であるが、全會一致に依つて決定したか、又は過半数に依つて決定したかは、報告書には記載せざることになつて居る。かくの如く非公開主義を採るのは、委員会に付託せらるゝ問題が政治問題であり、その目的が調停にあるからである。

委員会の仕事は飽まで調停であるから、委員会の決定に従ふや否やは當事國の自由であつて、當事國は委員会の決定又は判斷に對し、何等羈束せらるゝ義務がない。その旨が條文にも明記してある。

(四) 仲裁々判

「法律的紛争」はこれを仲裁々判又は司法裁判に付託することになつて居る。法律的紛争は上に述べた通り、双方の合意に依り調停委員会に付託することも出来るが、それに依つて解決の出来なかつた場合は、矢張り仲裁々判又は司法裁判に付託することが出来るのである。

仲裁々判と司法裁判の何れに付託するかは、兩國の合意に依るのである。もし何れに付託すべきやの問題、即ち裁判所の選擇に關し、兩國間に意見の一致を見ざるときは、司法裁判所に付託せらるゝ

ことになつて居る。又仲裁々判に付託することに意見の一致を見たる後、仲裁々判所の組織に關し、一定期間内に兩國の合意の成立しなかつた場合にも、司法裁判所に付託せらるゝことになつて居る。即ち右の二つの場合には司法裁判所が專屬的管轄權を有するのである。

仲裁々判に紛争を付託するには「特別取極」の方法に依るのである。調停に付託する場合には、一方の請求に依り簡單に付託することが出来るが、裁判に付託する場合には、司法裁判にしても、仲裁裁判にしても、「特別取極」による双方の合意を必要とする。従つてこの「特別取極」が成立しなければ、結局裁判に付託することは出来ないのである。

特別取極を以て如何なることを定めるかといふに、「紛争の目的」即ち如何なる論點について裁判を受けるかといふこと及び「準備手續」即ち裁判手續を定めるのである。その他「特別取極」中に、仲裁々判官に依り適用せらるべき實體法規に關し、規定を設けることが出来る。此の點に付き別段の諒解なき時は、仲裁々判所は(一)條約、(二)國際慣習、(三)法的一般原則、(四)學說判決例等に基いて決定を爲すのである。

本條約には又再審及び假措置に關する規定が設けられてある。

仲裁々判所は常設のものでなく、事件發生毎に臨時に組織さるゝものであるから、その構成について詳細な規定が設けられてある。即ち仲裁々判所は五人の裁判官を以て構成され、内二人は日蘭兩國が自國人より各一名宛を任命し、他の三名は、兩國の合意に依り、各異りたる國籍を有する者を任命し、その一名を裁判長とするのである。兩國の合意のある場合は、右と異りたる方法に依り、裁判所を構成してもよい。三ヶ月以内に裁判官の任命について、兩國の合意が成らざるときは、その選定を第三國に依囑する。何國に依囑すべきやにつき合意の成らざるときは、兩國は別々に一國を指定し、其の指定せられたる國が共同して裁判官を任命する。然し五ヶ月以内に裁判所の構成が出来ない場合は、事件を司法裁判所に付託することになつて居る。このことは前にも述べた。

仲裁々判所の決定は「判決」であるから、兩國はこれに服従する義務がある。

(五)司法裁判

司法裁判所といふのは常設國際司法裁判所のことであつて、既に常設されて居るのであるから、その構成に關しては本條約に規定が設けられてない。

法律的紛争は、仲裁々判所又は司法裁判所に付託せられるのであるが、裁判管轄につき合意の成立しない場合及び仲裁々判官の任命が五ヶ月内に出来ない場合は、常設國際司法裁判所に付託せらるゝことは前記の通りである。

付託の手續は、仲裁々判所の場合と同じく「特別取極」に依るのである。特別取極で何を定めるかについては條約には規定がない。然し乍ら何を差し置いても、紛争の論點を定むべきであらう。「特別取極」が成立しなければ、結局紛争を裁判に付託することは出来ないのである。司法裁判所の權限や裁判手續を、特別取極を以て詳細に規定する必要はない。常設國際司法裁判所は、裁判所規程に依り定められたる條件及び手續に従ひ裁判するのである。司法裁判所の判決が拘束力を有し、兩國はこれに服従する義務あることは云ふまでもない。

第六章 日本の對國際聯盟關係

一、概 說

日本は滿洲事變の結果、昭和八年（一九三三年）三月廿七日聯盟脫退の通告を發し、爾來二年を経て一九三五年三月廿七日を以て完全に聯盟より脫退したのである。然しながら、其の後も政治問題以外の事項に付ては聯盟と協力を續けて居る。具體的に云へば、常設阿片諮問委員會、中央阿片委員會及び婦女賣買委員會等には、政府として参加して居り、又委任統治委員會、學藝協力委員會、保健委員會、經濟委員會等には個人として日本委員が出席して居る。

尙ほ日本政府は引續き國際勞働機關に参加して居り、常設國際司法裁判所にも加入し、同裁判所には日本人判事が任命されて居る。

國際聯盟の「東京支局」は日本脫退の結果縮小せられ、一九三五年八月より「國際聯盟通信員事務所」と改稱された。

二、長岡博士國際法廷判事に當選

ヘーグ常設國際司法裁判所判事安達峰一郎博士の逝去に伴ふ補缺選舉は、日本の聯盟を脫退せる現

狀に鑑み、果して前例通り日本人が選出せらるゝや否や疑問であつた。我が政府部内に於ては、もし補缺選舉に日本人が當選せざる場合は、日本は同裁判所規程より脱退すべしとの意見もあり、候補者として長岡春一博士を推薦して必勝を期したが、一九三五年九月十四日の理事會及び總會に於ける投票の結果、長岡博士は理事會に於ては十四票中十一票を獲得し、總會に於ては五十一票中三十五票を得て當選確定した。次點はスエーデンのハンマース・シヨルトで、理事會で三票、總會で六票を得た。同人は現國際司法裁判所書記長である。

三、他國の委任統治領に於ける邦品差別待遇問題

聯盟の常設委任統治委員特別會議は、一九三五年十月廿八日午前聯盟事務局に開會、委任統治領に於ける日本品の待遇につき協議を遂げた。委員會は日本政府が國際聯盟を脱退した以上、委任統治領に於て、日本品は「通商貿易上均等の機會」を享受出來ぬとの見解を持してゐるが、我が代表伊藤述史公使は同日の會議で次の如く反駁した。

「委任統治領は、世界大戰後、大使會議の結果、舊聯合各國政府間に分配され、國際聯盟は單に委任統治の實績につき監督の衝に當るに過ぎない。随つて日本政府は國際聯盟を脱退するも、委任統治領に關する日本政府の權限には聊かの消長も來たさず、他國の委任統治領に於て、日本品が均等待遇を享受すべきことにも、何等

變更を許されない。更に一九二〇年サン・セバスチアン會議の報告に徴するも、委任統治領に於て日本品に差別待遇を加へることは、聯盟の原則違反と斷ぜざるを得ない。日本政府は聯盟脱退後も、委任統治その他文化的社會的施設については、總て聯盟と忠實に協力して居り、脱退以前と何等變りはない」

四、南洋日本委任統治諸島防備強化問題

一九三五年十月二十九日午前の聯盟委任統治委員會で、太平洋諸島における日本の委任統治に關し、長時間の論争が行はれた後、ベルギー代表は該諸島の防備強化問題に關し質問をなした。我が代表伊藤述史公使はこれに對し、日本官邊より公表された事項を引證して、次の如く結論した。

「日本は現在に於ては勿論、將來に於ても、右諸島の防備強化は行はないであらう、何となれば、それは委任統治の精神に反するからである。」

より次第に山地に逐はれ、今は僅かに山谿に隠れ、「森の人」と呼ばれて残存して居るに過ぎない。

比島住民を人類學上より分類すれば、黒色人種と褐色人種の二種となり、先住民たるネグリトは前者に屬し、其の他の各人種は悉く後者に屬する。更に之を宗教別にして、基督教徒族及び非基督教徒族の二に分つことが出来るが、實際問題として行政上此の區別が用ひられてゐる。

基督教徒族は全人口の九割を占め、普通比律賓人と呼ばれるのは此の種族であつて、比律賓獨立問題の如きは、本人種に限られた問題と言ふも差支ない。基督教徒族も更に多數の種族に分れ、其の有力なものにはダガログ、ビサヤ、イロカノ、ビコール、パンパンガ、パンガシナン諸族である。斯様に基督教比人が多數あることは、西班牙領三百年の間、銳意カトリック教の布教に努力せる結果であつて、現在の比島は實に、東洋唯一の基督教國と稱さるべきである。之等の基督教に歸依したる以外の種族を總括して、非基督教徒族と謂ふ。一九一八年の國勢調査に據れば、其の數八十二萬一千人と稱せらる。ネグリト、モロー、バコボ、イゴロテ、イフガオ、カリంగా族等であつて、モロー人を除いては多く基督教の侵迫を被つて山中に隱遁し、原始的な風俗をしてゐる未開人である。モロー族は回教徒であり、イフガオ、イゴロテ等は偶像崇拜徒である。

現在比律賓人は多少共、西班牙人の血を混へないものはなく、上は白哲人と見紛ふ程の上流比人が

あるかと思へば、下は蕃人に近い黒色瘴猛の比人があつて、従つて風俗も甚だ區々であるが、一般的に見て、比律賓人は日本人と容貌風姿等酷似して居り、衣食住、風俗習慣の點で我々の祖先と共通した所がある様に思はれる。比律賓婦人の服装は特有なもので、昔の我が國の袴の如き角張つた、薄い恰も蟬の羽の如き、上衣をつけて悠々と歩いてゐる。天人が羽衣をつけた様でもある。そこで、我が國の傳説にある三保の松原に下降した天人は、或は比律賓の漂流者でないかと思はれる節もあることは、甚だ興味深いことである。比律賓婦人の社會上並に家庭内に於ける地位は、他の東洋諸國の婦人に比して高いが、之は基督教の影響に依るものが多いと考へられる。

言語は比律賓統治上の大難關とせられ、其の種類は驚く勿れ七十餘種を算へる。これは比島の地勢が山岳多く、河川は急湍で、交通困難であつた爲め、各地方は夫々別天地をなして生活し、遂に言語上の連絡が絶えたことや、住民の種類が多いこと等に因るものと考へられる。言語の根幹をなすものは馬來語系統のものであつたが、西班牙領有三百年間に、人種のみならず言語迄混淆し、西班牙語を根幹とする言語が発達し、現在西班牙語は一般に廣く使用せられてゐるが、更に米領となるに及んで僅々三十餘年の間に、英語の普及を見たこと著しく、常用語としては英、西、土語が使用されてゐるが、官廳では殆ど全部英語を用ひてゐる。

外國人は支那人最も多く、現在約十萬人、次は日本人で二萬人、其の他米、英、西人等が約二萬人在住してゐる。支那人はマニラ市を始め全島に散布せられ、比島小賣商の大部分を占めて經濟上最大勢力を有してゐる。日本人はマニラを始め地方迄入込み居り、殊にミンダナオ島ダバオ地方には一萬三千人も在住して不拔の勢力を有し、其の他商、農、漁業に従事する者も頗る多い。米國領有當初は相當多數の米人が渡來したが、漸次比島民に自治が與へられ、官吏も次第に比島人化されるに及んで、米人官吏の數も年と共に減少し、米國商人の數も逐年減退の傾向がある。西班牙人は其の領有時代在留者の數も多かつたが、米領となるや、歸國せるもの歸化せるもの多數に上り、現在西班牙國籍を有するものは割合に少いが、古い歴史を有するだけ經濟上可成りの勢力を有してゐる。英人は其の數は少いが、其の比島に於ける商業は支那人と共に非常に古い歴史を有する爲め、比島經濟界に於ける勢力は侮るべからざるものがあり、有力な大商社がある。其の他獨、佛、瑞西人も英人と同様、西班牙領有時代から主として商業方面に手を伸してゐたものが多數ある。

二、産 業

比島は熱帶圈内に在り、氣候風土に恵まれ、而も四面環海で、頗る天然資源に富んで居るが、産業としては農業を除いては他に殆んど見るべきものがない。

之は天産にのみ頼つて生活する熱帶國民の通有性から、同島の開發が後れて居たこと、他方同國民は獨立を要望する餘り、外國資本の輸入を歓迎せず、頗る制限した土地法等を制定して居ることに起因して居るのである。比島の政治家中には、比島開發は比島民の手に依るべしと云ふ思想を頗る露骨に發表する者あり、外國資本家に危惧の念を與へて居る。勿論此の様な傾向は比島刻下の國情としては、當然生ずる現象ならんも、多年渴望の獨立問題も一段落を遂げたから、今後は大いに外資を歓迎して國富を開發する事が急務であらう。

比島は農業國である、即ち其の輸出貿易から見ても約九割迄は農産物である。生産物は米、砂糖、椰子油、コブラ、マニラ麻、煙草、玉蜀黍等である。

三、貿 易

比島の貿易額は、好景氣時代、輸出入合計年六億ペソを超えたることありたるも、世界不況に依りて衰退し、一九三四年には多少回復せるも、輸出二億二千萬ペソ、輸入一億六千七百萬ペソ、合計三億八千八百萬ペソであつた。原料輸出國の常として、毎年輸出超過を續けて居る。

輸出品中最も重要なものは、砂糖で、斷然他を壓し、一九三四年に於ては總輸出額の八十パーセント以上を占めて居る。之に次ぐは椰子油、コブラ、マニラ麻、煙草等である。

輸入品の主なるものは、綿布、鐵製品等である。

次に貿易相手國に付て見れば、對米貿易額は總額の八十%以上にして、斷然他と區別せらる。これ米國領有以來關稅法が改正せられ、米國に對して輸出入共容易になりたるためである。而して其の貿易尻は常に著しき輸出超過を示して居るが、今日に於ては米國に於ても、此の入超尻の改善に腐心し居り、獨立問題に關係深き一因をなすものである。

對日貿易は對米貿易に次ぎ第二位を占めて居るが、その額は遙に低く、總額の約七乃至八%に過ぎざる小額にして、見るべき數字に非ざるも、茲二、三年來、對本邦貿易は輸出入共増加を來し居り、ことに日本よりは綿絲、綿布、雜貨の輸出が増加を見て居る。今後の對日貿易は、獨立と共に對米貿易の困難を豫想せらるゝ關係上、益々好轉するものと想像せられて居る。

比島の産業及び貿易が本年を一轉期として變化あるべきは、比島コンモンウェルス政府の開始により豫想せらるゝ所である。獨立法案に依れば、比島輸出の大宗たる砂糖を始め、椰子油、マニラ麻等の重要輸出品に對して輸出制限の規定あり(現在何れも制限量を超過して居る)、又獨立政府開始後六ヶ年目よりは、總ての米國に對する輸出品に對して五分の輸出税を課し、これが毎年五分づゝ増加して、十年目には二割五分と云ふ高率になる仕組となつて居る。比島貿易は米國が其の關與率の大半を

占むる關係上、獨立と云ふ美名の許に、斯の如き大難題を甘受しなければならぬ事情とすれば、之がため比島産業の發達は一時頓挫の已むなきに至るを保し難く、之を如何にして打開し行くべきかは誠に興味ある問題である。

第二節 歴史

一、スペインの領有

比島獨立に至る迄の推移にペンを進めるには、先づ比島の歴史に言及するを至當とせねばならぬ。何故となれば、島民をして獨立を叫ばしむるに至つたのは決して偶然の出來事ではなく、又單に近年のアメリカの施政のみが、獨立の要求を激成したと見るは勿論妥當な見解ではない。マレイ人種の紅き血潮を多分に受けついで、熱情的の比島民が、過去に於て經驗せる被征服者としての苦惱忍從の生活、即ち彼等の有する歴史的背景を究めることなくして、獨立要望の眞因を知ることが出來ない筈である。椰子樹の下に陶然セスタをむさぼり、風清き夜、男女相擁して踊り娛しむ彼等の、その日その日の生活も、表に見える程多幸な歴史を繰りかへしたであらうか。西班牙統治下に於て彼等のうけた壓政は、並々のものではなかつた。スペインに代つたアメリカの統治下にあつても、彼等は容易に滿

足ることが出来なかつたのである。

フィリッピンは一五二一年ポルトガル人マジエランに発見せられたものである。マジエランは蕃人と戦つてフィリッピンの露と消え、其の後數次の遠征軍が派遣せられたが、占領せられるに至らず、一五六五年スペインの驍將レガスピーが來襲して、一五七〇年に至り全島を征服して、初代總督となり、爾來十九世紀の終り迄、三百數十年間スペインの統治下に置かれたのである。

フィリッピンの名稱は、一五四二年に同群島の征服を企てたヴィラボスが、當時のスペインの皇太子フィリッパの名譽の爲に、其の名を採つてフィリッパ島と名付けたるに基くものである。

二、スペインの統治

スペインの統治は本國本位で苛斂誅求を事とし、又政教一致であつた爲め教會の權勢を助長し、僧侶が專横を極めた。其の結果遂に土人の憤激を買ひ、反抗の氣運を醸成した。一八七一年フィリッピンに來たイスキエルド將軍はその施設方針を大膽に宣明し、余は片手に刃を、片手に十字架を翳して前進せんと言ひ、僧侶に媚びつゝ武斷政治を行つた。彼は公役とはいへ土民に勞働を強制し、苛酷なる取扱をなし、苛斂誅求を事とした。これは決して一總督のみでなく、歴代の統治者いづれも善政を布くを忘れて、私財の收獲を漁り、愚昧なる土民を啓發せんとせず、かへつて彼等を欺瞞した。一五

七〇年より一八九八年に至る三百二十八年間に總督を代へること百十五、かゝる頻繁なる更迭は、一層歴代の總督を私利私慾に走らすことに拍車をかけたに過ぎない。しかもこの間にあつて、教權を揮ふ僧侶亦信者を弄び、破戒を恥とせず、兩者相競つてフィリッピンとその土民を喰ひものにするかのやうであつた。かくてスペイン時代の悪政は十九世紀の末に及んで遂に自ら革命をよび、米西戰爭の結果は、比島を米國の領有に讓ることゝなつたのである。

三、革命運動

(一)二人の革命兒

フィリッピンの革命史、その獨立運動史を緝くにあたつて、何人も逸することの出来ない人物が二人ある。ペンを以てスペイン統治に抗し、島民に深刻なる自覺をよびおこして、一八九六年バグンバイアンの野に、從容として銃殺の刑を受けたリサルその人と、嘗て劍をとつてマニラ灣頭に立ち、スペイン軍に抗し、アメリカ軍と戦ひ、今回の比島初代大統領選舉戦に於て、ケソンの爲めに一敗地にまみれたアギナルド將軍とである。この二人の傑物を物語ると、比島獨立運動當初の事情が自づと分明して行くから、先づ茲にその略傳を紹介して、島民喝仰のパトリオットに敬意を表しやう。

(二)リサールの生ひ立ち

リサールは一八六一年マニラ市より三時間餘の距離にある、ラグナ州の一小邑カランパに生れた。年少にして既に學藝才能衆に優れ、後年何事かなすところあらんと豫見されて居た。父は彼をマニラのジエスイット派學園に送つたが、彼の俊敏なる英才は忽ちにして認められ、十一歳にしてラテン語の詩を作るにいたれりといふ。その後スペイン本國のマドリッド大學に入つて、醫學と哲學を修め、ドクトルの學位を得たが、これにて尙足れりとせず、巴里に赴き、獨逸に入つて、各地の大學で研究を續けて、斯學の蘊奥を究めた。しかも彼の才能は驚くべき多方面にわたり、繪畫、彫刻、文筆等も殆んど専門家の域を摩する程であつたといふ。

(三)文人リサールの著書

元來彼はカトリック教徒であつたのだが、比島における僧侶の墮落、教權の腐敗を極度に慨し、一八八五年獨逸滞在中、スペイン語にて一編の小説を公刊して母國の同胞に呈した。この書は彼の同胞の忍従しつゝある、スペイン統治下に於ける不幸を如實に暴露し、スペイン僧侶の跳梁を難じ、島民の智能を啓發するため教育の振興を期待し、政治的自覺を促さんとせるものであつた。この第一書にもられた彼の思想は、決して過激といふ程のものではなかつたが、スペイン政府の怒りにふれない譯には行かなかつた。迫害の手が彼の周圍に迫り、彼の家族は種々なる壓迫をうけた。彼が更に第二の

書を出版して、罪なくして殺された三僧の死を悼み、スペイン統治下における裁判の不正を難じ、前書に比して稍々激しき思想と文章を以て同胞によびかけるや、島民は警鐘を亂打されたごとく目をそばだて、自らの姿にかへりみて、胸心深くリサールの思想を味得するにいたつたといふ。彼は間もなく歐洲を引きあげて香港に來り、眼科醫院を開業しつゝ、憂國の至情を燃し、虐げられつゝある無辜の同胞のために慨いてゐたが、やがて許しを得てマニラに歸つて來た。

(四)配所の月

ところが、これは國外において彼のなすに任すを快しとせざる、スペイン側の奸計であつて、マニラに歸着早々囚れの身となり、間もなくミンダナオの一小邑ダピタンに、流謫されることになつた。彼はこゝに四ヶ年配所の月を眺め乍らも、近傍の貧者に醫療を加へ、無學の民に知識をあたへることに努めつゝ、悶々の情をおさへて居たが、恰もスペインとキューバ間に戦争起り、彼は許されて軍醫として従軍することになり、フィリッピンを出發した。しかる處、時たま／＼總督の更迭するあり、彼を日頃より仇敵視して居た教僧は、新總督に訴へて、リサールをバルセロナに於て牢獄に投じた。後再びマニラに送り還されて、元の牢内に打込まれて居る間に、軍法會議は彼を叛逆罪として、死刑の宣告を下し、一八九六年十二月三十日銃殺の極刑に處した。時に歳三十五、洵に薄命の一生であつ

たが、比島民にとつては、尊敬おく能はざる殉國の烈士であつて、來る年も來る年も、十二月三十日は、彼の祭日として、全島にわたつて記念せられ、マニラ市には彼の颯爽たる記念像が、比島の將來を見守つて居るかのやうに立つて居る。

(五)アギナルドの旗上げ

アギナルド將軍は、スペインとアメリカとの比島統治移讓の混亂の前後、比島獨立の旗を擧げ、スペインと戦ひアメリカに抗して、一時はフィリッピン獨立政府を樹立し、自らその首班に立つたが、間もなくアメリカのため掃討された。その後將軍は米國統治下に快々として忍従の日を送り、隱遁の餘生を送つて居たが、今回久しぶりに、大統領職に候補者として、ケソンと輸贏を争ふに至り、公生活に乗り出して來たことは周知の通りである。

アギナルド、正しくいへばエミリオ・アギナルド・イファミイと呼び、一八六九年、マニラ灣にのぞむキヤビテ・ビエホ村に生れ、父は一農夫で、母は支那人系の混血兒であつたといふ。彼の旗擧げはキヤビテ村の村長としての二十七歳の時であつた。

間もなく近隣の人望衆を壓し、彼のため來り投ずるもの益々多きを加ふるに及び、これ等の同志を一團となし、自らその首領となつて、スペインの統治に反抗したが、一八九七年ビヤクナバト條約を

結んで一度はマニラを去つた。しかしこれは決して、彼の比島獨立革命運動からの全部的退却を意味するものでなく、再擧を期せんとするものであつたが、それは案外早く來た。即ち彼がマニラを出で香港に滞り、シンガポールに至る頃、米西戦争の勃發に遭遇した。そこでアギナルドは同地駐在の米國領事と畫策し、急遽香港に還り、更にその地の米國領事を介して、アメリカ艦隊の提督デュウエーと了解の許に、同年五月十九日マニラ灣一角の居村にかへつた。

(六)比島共和國の成立

この當時アメリカ艦隊は既に海上のスペイン軍を撃破して居たが、アメリカ陸軍の未だ到着せざるため提督デュウエーは、アギナルドの擧兵を暗に慫慂し武器をあたへたので、アギナルドは遂に意を決して劍をとり、一八九八年五月十日完全にスペイン軍を倒滅し、「憲法會議を召集し、正式大統領を選出して、内閣の組織を見るにいたる迄、余は茲に獨裁政府を樹立し、自らその首班に就くべし」との布告を島民に發し、フィリッピン國旗を定めたが、更に六月二十三日獨裁政治を廢して革命政府となし、假大統領に就任した。七月十五日にはアメリカ軍提督にこの旨を正式に通知し、海外諸國に新政府を承認せんことを要求した。九月二十九日には比島共和國憲法が成立し、ついでアギナルドが大統領となつた。洵に慌しくも革命軍の指揮者となり、獨裁者となり、假大統領となり、大統領となつ

た譯である。この當時若し米國の介在なくして、比島共和國が引續き今日に及んでゐたならば、恐らく極東の情勢は今日と餘程變つてゐたであらう。

(七) 煮え湯を吞まされたアギナルド

しかるにこのアギナルドの比島獨立に拘らず、米國は着々スペインとの交渉をすゝめ、一八九八年十二月十日フィリッピン割讓を巴里條約できめてしまひ、同時にアギナルド麾下の一兵と米兵との衝突を機として、双方兵火をまじへ、遂にアメリカ軍はアギナルド軍を完全に打破つて、アメリカ主權の確立を遂げたのである。アギナルドに見れば、實に煮湯を吞まされた如きかたちであつて、當初アメリカ提督等と比島獨立の密約を結び居れりと稱するにも拘らず、アメリカ側はかゝる事實なしとして之に耳を籍さなかつた。

四、米國の領有

一八九八年五月一日、デュウエー提督の率ゐる米國艦隊は、マニラ灣頭に於て、スペイン艦隊を撃滅し、他方太平洋を越えて輸送し來つた米國軍隊は、マニラに占據したるスペイン軍を攻略して、八月十三日、市の南端にある保壘上に星條旗を樹立した。八月十三日は其の後今日に至る迄、占領日として祝典が行はれて居る。斯くて同年十二月十日巴里に於ける米西講和條約に依り、フィリッピン群

島は米國に讓渡せられ、その領有に歸した。尤も米國は之に對し二千萬弗の代償を支拂つたのである。

當初アギナルド等の一派は、アメリカの援助を喜び、米軍と協力して、スペイン統治の殲滅のために戦つたのであつたが、やがてアメリカの援助協力は、アギナルド等の島民革命軍を援助して、比島を獨立せしむるためのものでなく、却つてアメリカのスペイン軍攻撃のため、アギナルド等が利用せられたるが如き結果を生まんとするを見るに及んで、島民は烈火の如く怒り立つた。かくて米比軍の間に戦ひが起つたが、勝負は始めからわかつて居る、アメリカ軍はやがて優秀な組織のもとに軍事行動を着々進めて、革命軍を鎧袖一觸のもとに平定して行つた。しかしアギナルド將軍のマニラ附近から退却後も、ルソン島の各地では米國の背信を怒り、その軍政統治下に屈服するを潔しとせず、島民の一團又一團が小反亂をくりかへした。勿論米國が當初より、比島奪取の目的を以て行動したとは受けとれない、途中で氣が變つたのである。この事は各種の資料によつて十分窺ひ得られる。デュウエー提督や、シンガポール、香港等に駐在した米國領事と、アギナルド將軍との當時の交渉談合には、革命平定後、比島民の共和國を建てることを約して居たといはれる。少なくともアギナルド將軍は、この點を強調して米國の不信を詰つた。この経緯はアメリカに於ても問題になり、チャールス・ビー・エリオットの著書には、この間の米比のいきさつが詳しく述べてある。

いづれにしても、比島民はアメリカ領有の當初より、比島の獨立を以て當然なる要求とし、米國と干戈を收めた後と雖も、合法的な或は非合法的な手段を以て、獨立促進の運動を續けたのであつて、これに對するアメリカの政策も、決して無鐵砲なやり方ではなかつた。アメリカの寛大さは比島民と雖も十分認めざるを得ないであらう。同時に比島民のよく忍耐したことも、米人は之を認めるであらう。よし少々その時期が、比島民にとつて永きに失したとしても。

第三節 米國治下のフィリッピン

マツキンレー大統領の共和黨政府は、米西戦争の初頭に於ては、フィリッピン全島を領有する意志は無かつたやうであるが、中途より氣が變り、巴里講和條約でフィリッピン全部を割讓せしめた。此の條約を米國上院に諮つた時、議員中にフィリッピンの位置さへ辨へぬ者があり、之が領有にも異存があつて、辛くも一票の差を以て領有する事になつたのであるが、此の條約の批准に當つて、上院はフィリッピンを永久に併合する意志の無いことを宣言した。次の共和黨大統領ルーズヴェルト及びタフトの二代間は、フィリッピン問題に就ては曖昧の態度を以て経過したが、一九一三年民主黨の大統領ウイルソンの時代となるや、同大統領の理想主義及び所謂民族自決主義は、フィリッピンの上にも

及び、之に獨立を賦與する事に決定し、一九一六年の所謂ジョーンズ法となつて現はれた。同法の前文に「合衆國々民は、米西戦争の當初より、決して領土侵略の戦争をなすの意思を持たなかつた。フィリッピンに強固な政府が樹立せらるれば、直ちに我が主權を撤退し、その獨立を承認するを目的とした。此の目的を達成せんが爲めには、能ふ限り大なる自治權をフィリッピン人の手に委ねる事が願はしい。これ彼等をして完全なる獨立の責任を果し、其の特權を享受する準備を爲さしめんが爲めである。」と云つてある。斯くてジョーンズ法は、フィリッピンの將來の獨立を約束し、二十四名の議員より成る上院、九十一名の議員より成る下院を設け、フィリッピン人に自治の根柢を與へた。尤も大統領の任命する總督は、議會の立法に對し否認權を有し、議會が再決議したならば、合衆國大統領が最後の決定を爲すこととなつて居り、其の上米國議會は、フィリッピンの立法を無効とするの權限を有することを規定して居る。實際上の運用に於ては、ウイルソン治下のハリソン總督時代は、諸般の立法行政を勉めてフィリッピン人の手に委ね、總督が議會の立法に對し、否認權を行使する事は稀であつた。且つ米國人の官吏の大多數を退職せしめ、どん／＼フィリッピン人の官吏を採用して、自治の助成に努め、世人をしてフィリッピンの獨立が愈々接近した事を感じしめた。

然るにウイルソンが退きて再び共和黨政府となるや、米國の對フィリッピン政策は逆轉し、フィリ

ツピン獨立の望みが段々薄らいで来て、米國は結局フィリッピンを永久に領有するの決心をしたのではないかとさへ思はれた。ハリソンに次いで、共和黨大統領の下にフィリッピン總督となつたウッド將軍は、米國政府の旨を受けて、ハリソン時代の遺口を改め、盛んに總督の権限を振廻し、矢鱈に議會の立法に對し否認權を行使し、諸般の行政に於ても高壓的に自己の意志を押し通す事に努めた。その結果屢々フィリッピン人と衝突し、種々の問題を惹起した。斯くして頻繁に起りたる各種の紛争を以て、總督及び米國政府筋は、フィリッピン人が未だ十分に自治の能力を有せざる一つの證據と看做すものゝ如くであつた。かゝる情勢の下に於て、クーリツヂ大統領は、一九二六年特使トムソン大佐を比島に派し、政治財政状態の調査をなさしめたが、翌年二月發表せられたるトムソン報告は、結局比島の獨立を尙早とし、其の理由として、フィリッピン人に未だ獨立の能力なきこと、及び若し之に獨立を許せば、忽ち外國の軍事的侵入を受くべしと云ふことが擧げられた。外國とは日本を指すものであることは勿論である。然しながら、これは寧ろ表面的の理由であつて、事實は米國の對外政策が、共和黨政府になつて帝國主義となり、フィリッピンが米國の對東洋政策の、軍事的、經濟的策源地として、一層重要視せられるに至つた結果、米國が之を手離すことを好まざるに至つたものに外ならぬのである。

第四節 獨立運動

一九〇一年アギナルドの反軍が米國軍の爲に鎮壓せられて以來、フィリッピン人の武力的反抗は其の跡を絶つに至つたが、獨立要望の聲は益々高く、獨立運動は次第に熾烈を加へた。一九二五年フィリッピンの總選舉は獨立黨の大勝に歸し、翌一九二六年フィリッピン議會は獨立問題を人民投票に問はん事を要求し、又獨立派は年々有力なる委員をワシントンに派遣して熱心なる獨立請願を續けしめたのである。斯くの如き運動がどれ程迄米國の人心を動かしたかは多少疑問であるが、時勢の變化は意外にも獨立運動に有利なる情勢を展開し、米國內に米國人自身に依る熱心なるフィリッピン獨立運動の擡頭を見るに至つた。其の主たる原因は一九二九年に米國を襲つた經濟不況である。世界經濟不況に依る農産物價格の下落は、特に米國農民を窮地に陥れ、米國政府及び政治家はあらゆる手段を講じて、之が救済に全力を盡さざるを得ざるに至つたのであるが、之が計らずも獨立問題に密接の關係を持つに至つた。即ち比島より米國に輸入せられる砂糖は、米國西部諸州の糖業に打撃を與へ、フィリッピンより輸入するココナツト油は、米國南部諸州の棉種油に脅威を與へた。茲に於てフィリッピンを獨立せしめ、其の砂糖及びココナツト油の輸入を禁止すべしといふ運動が、眞劍に行はれるに至

つたのである。殊に一九三一年ホーレースムート關稅法は、獨立運動に更に拍車をかけるに至つた。同法は砂糖輸入税を引上ぐるものであるが、之を引上ぐればキューバの砂糖は大打撃を蒙り、フィリッピンの砂糖と競争し得ざるに至るから、キューバ關係の斯業者は、フィリッピンに獨立を與へ、フィリッピンとキューバを同地位に置かん事を希望するに至つたのである。勿論フィリッピンの生産品に米國が重税を課し、又フィリッピンが獨立國となつて、米國よりの輸入品に對し、重税を課するに至らば、フィリッピン關係の米國人は損害を蒙る譯であるが、當時は米國農業者の叫び聲が高い爲めに、フィリッピン關係の米國商人及び實業家の聲は打消されたのである。斯くてフィリッピン獨立問題は、最早やフィリッピン人の問題ではなく、米國農民の問題と化し終つたのである。フィリッピンがアメリカより獨立するといふ問題でなく、アメリカがフィリッピンの農産物より獨立するといふ問題となつたのである。

フィリッピンに獨立を與へんとする動機は、右の外移民問題及び軍事上の考量がある。アメリカは曩に支那移民を禁止し、又外交上の一大リスクを冒して日本移民を禁止し、總ての有色人種の米國入國を禁止したのである。然るにフィリッピン人は、米國の領民である爲めに、外國人並みに取扱ふ事を得ず、續々米國に入込んで來るので、之を禁止する爲めにはフィリッピンに獨立を與ふるに如かず

といふ議論が有力となつたのである。又軍事上より見れば、米國がフィリッピンを領有する以上は、之に充分の防備を施さなければならぬのであるが、日米開戦の場合を考へると、同島に陸海軍根據地を有する事は、果して米國の戰略上に得策なりや否やが、餘程疑問とせられるに至つたのである。之等の關係より、フィリッピン獨立問題は俄かに進展し、一九三二年所謂ホーズ・カツテイング法案なるものが議會に現はれたのである。

第五節 ホーズ・カツテイング法案

(一) 法案の成立及び消滅

同法は一九三二年四月四日下院を通過し、同十二月十七日に上院を通過したのであるが、フーズ・カツテイング法案の大統領の拒否する所となつた。然しながら議會の大勢は壓倒的で、下院は一九三三年一月十三日、大統領より否認の通知を受くるや、即日、二百七十四票對九十四票を以て、又上院は同十七日、六十票對二十六票を以て再び同案を通過せしめ、大統領の否認を覆して、同案を法律として有効に成立せしめたのである。同法案は要するに、比島に十年後に獨立を與へんとするものであつたが、これに依れば、獨立後に於ても、米國が其の陸海軍根據地を依然として保存せんとするものであつたので、

フィリッピンは此の法案を承認せず、此の點の改正方、其の他不満足の點の改廢方に付て交渉を進めて居る間に、同法律の成立期限が切れて、同法は自然消滅となり、問題は白紙に歸つたのである。

フーヴァー大統領がホーズ・カッティング法案を拒否した理由は、日本人に取つて甚だ不愉快なものであつた。それは「比島は未開の土地及び多くの物資を有するが故に、物資の缺乏と人口の過剰に悩める諸國民が、平和的又は強制的に比島に侵入し來るは自然の道理である。自國の爲めに他の民族を利用せんとする精神の存在する現代に於て、獨立後のフィリッピン人は、よく獨力を以て他の民族の侵入を妨止する事を得ないであらう。」と云ふのである。要するにフィリッピンが獨立すれば、日本が取りに來るであらうといふのであり、之は大統領一人の意見でなく、國務卿スチムソンも同意見であつて、共和黨傳來の思想である。然し傳統の思想も、經濟不況を免れんとする生きた問題、パンの問題の前には力なく、議會は委細かまはず、大統領の否認權を越えて立法したことは、前に述べた通りである。

(二) 法案に對する比島の態度

ところでこの法案に對する、比島側の態度はどうであつたかといふに、法案が米議會に現れた當初より、極めて氣乗薄であつた。その理由とするところは、獨立後もアメリカ陸海軍根據地に變化がな

い、移民は獨立準備期間の十ヶ年間に於て毎年五十人宛の入國を認めるのみで、それ以後は絶對禁止する、貿易上にも制限をするなど、獨立は空名に近いのみならず、これでは比島民は經濟的の不況に苦しむであらうといふのである。かくて比島議會は十月六日下院に於て、同十二日上院に於て、それ／＼あつけなく、この法案を否決してしまつた。當時上院議長ケソンは、マニラより米國向けラヂオを通じて「本案は比島民を社會的經濟的苦境に投じ、農民を破滅に陥れるものである。未だ獨立を與へず米國統治下におき乍ら、比島民の入米を制限するとは何事ぞ、要するに余は本案の受諾に絶對に反對する」と述べて居る。

これに反し、この法案を始めから支持したのは、當時ワシントンにあつた獨立委員のオスメニヤ、ロハス、駐米委員ゲバラ、オスヤス等とその一派に過ぎなかつた。いづれにしても、比島における大勢は、これを如何ともしがたく、ロハスを下院議長職から、オスメニヤを上院假議長の地位から放逐してしまつた。しかも、このカッティング法案反對熱の比島に高まるにつれ、多年犬猿の關係にあつた上院議長ケソンと、少數派の饒將スムロングが相接近し、又三十餘年前の反將アギナルド將軍も昔を忘れて之に合流し、反對の勢力を愈々強力ならしむるに至り、オスメニヤ一派は極めて苦境に立つに至つた。

第六節 マクダファイ・タイディング法案

(一) 幸運の比島

米國議會を通過したとは云へ、フーヴァー大統領の拒否にあひ、而も米國內輿論にもあまり歓迎されなかつた比島獨立法案、所謂ヘーヤ・ホーズ・カツティング案を、比島が拒否し、而も法の成立期限も空しく経過してしまふに及んで、比島獨立の將來の運命は如何に赴くべきであらうか。多くの評論家のうちには、比島の斯る態度を以て、獨立の實現をさまたげるものであり、米國の輿論は益々比島にとつて不利になるであらうと、考へるものも決して少くはなかつた。日本における新聞論調にもこの主張が現れた。

然し茲に唯一の希望として見られたのは、そもくこの法案が、米國に於て成立したのは、フーヴァー大統領治下、即ち共和黨政府時代のことであつたが、その後一九三三年三月、ルーズヴェルトが大統領に就任し、ウイルソン以後、絶えて久しかりし民主黨が政權を握つたことである。一體民主黨は、前述の通り、比島を領有した當初より、共和黨と全然對立の政策を主唱し、非帝國主義の方針の下に、フィリッピン獨立を提唱して來た。ブライアンと云ひ、ウイルソンと云ひ、何れも之に變りな

く、一九一六年獨立附與を約したジョンズ法も、全く民主黨の政府に於てこそ成立したのであつて、その共和黨に比し、比島獨立に好都合なるは云ふまでもない。

慧眼なるフィリッピン政治家が、このアメリカ民主黨下の政界の事情を察知し、獨立問題の前途を十分に見透してゐたのかどうかは知る由もないが、彼等は法案を拒否すると同時に、更に新たに獨立委員を組織して、米國に向つて猛烈なる運動を起した。ケソンの如きは、當時病床にあつたにも拘らず、醫師を帶同し、はるくワシントンまでしてフィリッピンを船出した。そして彼地に於てルーズヴェルト大統領をはじめ、民主黨有力者とも交驩し、熱烈なる運動を續けたのであつた。

(二) ルーズヴェルト大統領の勸告

ルーズヴェルト大統領は、民主黨多年の對比島政策を實現する時は、この機會にこそとし、意を決して、一九三四年三月二日議會に教書を送り、前の獨立法案に多少の修正をなし、米比ともに再考協議すべきを提唱し、議會がかゝる法案を作成すべきことを勸告した。その骨子は、同年一月期限満了して消滅したホーズ・カツティング法案と同様であつた。要點は次の通りである。

- 一、比島政府に對し、その獨立が達成された曉には、陸軍根據地の廢棄を許可すること。
- 二、海軍根據地問題については、追つて米國比島政府相互間に満足の行くやう修正をはかること。

三、同時に比島をして再考せしめる爲め、ホーズ・カッティング法案の期限を延長すること。
 右の(一)(二)の陸海軍根據地の問題は、比島議會がヘーア・ホーズ・カッティング法案反對の理由として、強く非難したに鑑み、大統領が修正せんとしたもので、米國の極東政策の重大轉換を示すものと見られ、當時我が國に於ても色々論議された。一部専門家の如きは、米國の空氣を信用せず、獨立容認に至るべきをむしろ否定するの見解を下した。

(三) マクダファイ・タイディング法の提案

然るにルーズヴェルト大統領に誘導された、アメリカに於ける比島獨立容認の空氣は、日を追つて濃厚となり、遂に下院民主黨議員にして島嶼委員會委員長マクダファイと、上院民主黨議員タイディングとの協力になる、所謂マクダファイ・タイディング法案が議會に提出された。この法案の骨子とするところは、大體次の通りである。

- 一、比島に對し十年後に獨立を許與する。
- 一、比島の政體は共和國たるべし。
- 一、比島獨立の曉にはアメリカは直ちに同島の陸軍根據地を撤廢する。
- 一、海軍根據地は獨立後も放棄しない。しかし獨立二年後には、大統領は比島政府と、この問題に關して交渉

を開始することを得。

- 一、過渡期の最初の五年間における、比島からアメリカへの無税輸入品を、精糖五萬噸、粗糖八十萬噸、椰子油二十萬噸、大麻三百萬封度に制限し、六年後からこれらの無税品に對して、比島側において米國の輸入税の五分に當る輸出税を課し、これより逐年税率をあげて十年後には二割五分とする。
- 一、比島に對する移民割當數は、十ヶ年の準備期間を通じて、年々五十人とする。
- 一、獨立後成るべく速に米國大統領は比島の永久中立を諸外國と交渉する。
- 一、比島側は來る十月一日までに、憲法會議を開き、これが諾否を決定するを要す、しからざれば本法はその效力を失ふ。

新法案は右の如く直ちに獨立させるといふのではなく、十年の準備期間を設け、この間比島民は米國に對して忠誠の義務を負ひ、その外交は米國の監視をうけることになつて居るのであつて、十年後の最初の七月四日に、初めてフィリッピンは米國と全く離れた純然たる獨立國となる譯である。

(四) 大統領の署名

一九三四年三月十九日、下院は討論を用ひずしてこの法案を可決し、更に二十二日上院に於て同案は、六十八票對八票の壓倒的多數を以て下院を通過原案通り可決せられ、大統領の許に廻附された。斯くて三月二十四日、劃期的な比島獨立許與の法案に大統領の署名が行はれた。この日ホワイトハウ

スには同法案の創案者たるマクダファイ、タイディング、並に多年この目的の達成に身命を賭して來た比島上院議長ケソンの諸氏が、大統領の署名に立會つたが、署名をおへたルーズヴェルト大統領は、ケソンに向ひ、「今日こそは貴下にとつても、余にとつても洵に慶祝すべき日であつて、今日こそはフイリツピン共和國の創始を意味するものである」と述べ、ケソン又莞爾として、「新法案がアメリカ多年の誓約を果し、極東に共和國を建設せんとする努力に、名譽ある終末を與へたことは幸福である。余は比島を代表して大統領閣下に厚く御禮申しあげる」と應へて居る。

(五)比島民の歡喜と政界の事情

かねてこの日あるを豫期して居た比島民は、ルーズヴェルトの署名を終る時刻(比島時間三月二十五日午前一時四十五分)に過去三十五年間、夢にも忘れ得なかつた祖國の獨立確認を祝福し、亡國四百年の忍従を、今こそ朗らかに脱せよとばかりに、夜陰にも拘らず、或はサイレンを鳴らし、或は鐘を打ちたゞいて、各々無量の感慨に打たれたのであつた。

しかし比島政界の裏面を覗き見る時、この一般島民の獨立法案謳歌にも拘らず、前年ホーズ・カツテイング法案を廻つて軋轢せる、ケソン一派とオスメニヤ一派は、今回も相變らず對立し、オスメニヤ一派はマクダファイ・タイディング法案を以て、改悪案と難じたのである。然しこの政黨の争には、

一般輿論は無關心の如く、むしろこの際黨派を超越して、獨立後の局面に善處すべしとし、後にはこのケソン、オスメニヤ兩派が相聯繫して行くの氣運を自から作つていつたことは、比島自身のために賀すべきである。

第七節 比島の獨立法受諾

獨立法案に對する比島側の公式の受諾は、ケソンのマニラ歸着の當日たる四月三十日の午後、特別議會に於て満場一致を以て之をなし、一八九八年デュウエー提督がマニラ灣に入港した記念日たる翌五月一日、受諾決定を公式に發表した。

これより比島側は、憲法草案の起草及び國會成立の準備を急ぐことになつた。

一九三四年六月五日島内には總選舉が施行せられた。この選舉は當初より本案を支持したケソン一派に對し、島民が如何に決定的信任を表明するか、或はケソンと對立のオスメニヤ、ロハス一派が、如何程までケソン政權に肉薄するか、この意味に於て非常なる興味を惹き、島内各地では興奮した島民の間に大小の紛争が起り、嚴重なる警戒が布かれたが、その結果はケソン並にその一派の大勝に歸し、やがて創生すべき比島コンモン・ウエルス初代大統領の榮冠は、當然彼の頭上に輝くべきを、早

くもこの時約束され、オスマニヤ派は惨敗の憂き目を見た。

憲法起草のための議會は七月三十日より開かれ、カルロ・エメ・レクトが議長となつて審議が進められ、十月二十二日の會議に於ては九四對七一を以て、獨立後の議會を一院制とすることに決定した。越えて一九三五年二月八日の審議會では、憲法草案全部が採擇せられ、三月二十三日にはルーズヴェルト大統領の無修正裁可を得たので、更に手續が進められ、四月八日召集開會された特別議會では、憲法の最後の採否を決定すべき一般人民投票を、五月十四日に舉行することが、全會一致で承認せられた。

第八節 騷擾起る

人民投票を前にして、五月一日午後、即時獨立を主張し來れるベニグノ・ラモス（東京に亡命中）を首領とするサクダリスト黨が、マニラを廻る四州各地に一齊に蜂起し、諸州の窮民及び現政權に對する不平家乃至急進派が之に加はり、暴動化した。暴動はラグナ州、サンタローザ州に於て最も猖獗を極め、一千餘の黨員が之に参加し、郡役所等も危険に瀕したが、日ならずして漸次鎮壓された。

フィリッピンの暴動は獨立問題が通過した際だけに、合衆國本國の注意を惹いたが、ニューヨーク夕刊紙「サン」の如きは、背後に日本人あり等と書き立てた。之に關しワシントン駐在比島政府官吏たるサンフランシスコ・デルガドは「フィリッピン憲法のために、人民投票が行はれんとしてゐるやうな場合には、かゝる出來事は極めて起り易いことである」と冷靜な判断を加へたが、議會方面ではフィリッピン人は未だ獨立する程度に達してゐないとの觀測を強めた由である。

第九節 新大統領の選舉及び就任

五月十四日の人民投票は全島一齊に舉行せられ、サクダリスト黨などの策動が危惧せられたるも、平穩裡に終了し、その結果は九七・五パーセントの壓倒的多數を以て新憲法が全島民の承認を得た。

マーフィー總督はその後ケソン上院議長と協議の結果、獨立政府の正副大統領及び國會議員選舉期日を九月十七日と決定公表し、更に、新政府の樹立式を十一月十五日にあげてことを發表した。

かくて選舉は豫定通り九月十七日に行はれた。之より先、ヘーア・ホーズ・カツティング法案を廻つて一時は袂を別つてゐた多數派のケソンと少數派のオスマニヤは、一九三五年六月の兩派の大會に於て、聯携が正式に決議され、且つ正副大統領候補者に指名されたので、いち早く名乗りをあげたに對し、國家社會黨より出た嘗ての勇將アギナルド老と、六月三十日新に結成された共和黨をバックとす

るフィリッピン獨立教會の長老グレゴリオ・アグリバイ僧正が、大統領候補に競ひ立つた。然し乍らこの勝負は始めからきまつて居た。今日全比島の信賴と尊敬を一身に浴び、生れ乍らの民衆政治家たる熱の人ケソンに配するに、多年ケソンと共に比島政界の牛耳を執り、絶大の威力を揮つて居るオスマニヤを以てせる絶好のコンビは、誠に天下無敵であつて、兩氏は壓倒的優勢を以て、初代の正副大統領に當選し、今後比島の國運の開拓に猛進することになつた。

フィリッピン初代大統領ケソン及び副大統領オスマニヤの就任式は、一九三五年十一月十五日マニラに於て舉行され、茲に東亞の一角に比島コンモン・ウェルスが平和裡に誕生した。此の歴史的盛典に、米國大統領代理として派遣された陸軍卿ダーン、フィリッピン總督マーフィー等が參列し、ケソン及びオスマニヤは閣僚及び新國會議員を従へて入場し、式場の中央に着席した。式はリース僧正の祝禱に始まり、次で新大統領ケソンは、大審院長アヴァンセニアの前に立ち、嚴かに就任の宣誓を爲し、續いて副大統領オスマニヤ及び新議員の宣誓があつた。

右終るやダーン陸軍卿は、フィリッピン・コンモン・ウェルスの成立を宣言し、舊政府の解消を聲明した。最後に新大統領は施政方針を宣明して

比島コンモン・ウェルス政府は名目上未だ完全な主權國ではないが、アメリカ政府の保護下にある獨立國であ

る。去りながら新政府は過激な變革を斷行せず、殊に最初六年間は、保守的政策を遂行し、漸を追つて國政の改革を進めるであらう。然りと雖も治安の維持に付ては、斷乎たる方策を講じ、不逞分子の跳梁に對しては假借なき彈壓を加へるであらう。

と述べた。此の就任式に對し、我が廣田外務大臣は、米國政府を通じ、ケソン新大統領に祝電を發した。又米國ルーズヴェルト大統領とケソンとの間にも、祝電謝辭の交換のあつたことは勿論である。尙ほルーズヴェルト大統領は、十四日ホワイトハウスに於て、比島政府確立の宣言案に署名した。宣言の要旨は左の通りである。

比島に於ける現存政府は茲に終焉を告げ、比島聯邦政府は茲に諸權利及び特權を享受し、義務を負擔するに至るであらう。

新政府樹立と共に、總督府は新大統領に引渡され、マーフィー總督は初代の米國ハイ・コミッションヨナーに就任し、總督府の米人官吏はコミッションヨナー附となつた。

第十節 タイディング等獨立法の不備を説く

人々をして甚だ奇異の感を抱かしむるものは、一九三四年來マニラに渡來した、米國上院の比島實情調査委員の報告なるものである。この調査團の委員長は、獨立法案の提案者なるタイディングであ

つたが、各委員の調査の結果に對する意見容易にまとまらず、遂に各自隨意に單獨報告を公表することになつたのである。ギブソン委員は先づ最初に調査意見を發表したが、それは獨立を以て比島並に比島民のためならずとし、比島は寧ろ米國治下に於て或る種の獨立類似の形態を保つた方がよいと、マクダファイ・タイディング法反對を大膽に表明したものである。ギブソンは共和黨の人であるから、民主黨の政策と異つた意見を出すことも、或は當然かもしれないが、その報告書なるものは、日本の比島進出を露骨に論斷せる點に於て、特に日本人の關心をよぶのである。更に委員長タイディングの見解は、獨立後の比島は、一般に唱道されて居る程悲惨なものではないと云ふのであつたが、歸米の途巴里に於て、米國議會が現在の如き獨立法を比島に與へたことは誤りであり、比島人の獨立要求は錯誤であつたといふ、この人の從來の主張と立場に鑑み、頗る奇妙な聲明をなし、米國並に比島に於て大いに注目を牽き、論議的となつた。米國海軍部に於ても、軍略的立場から比島を手放すを不可とする論者の多いことは、言ふ迄もない。更に過般極東視察に來た、前駐日大使で比島總督であつたカメロン・フォーブスも、比島の將來を經濟通商上より見て、種々なる警告を發し、獨立後米國の蒙るべき困難を豫測して居る。獨立比島の將來には、仲々多難の險路が控へて居るものと考へることは、各方面略々一致せる所見と云ふことが出來やう。

第十一節 新憲法の内容

新憲法の内容は大體左記の通りである。

この憲法によつて建設せられる政府は、フィリッピン・コンモン・ウェルスと呼ぶもので、その獨立準備期間を完了し、米國の主權が全部撤退して、比島が獨立を布告すると、始めてフィリッピン共和國となるのである。従つて嚴格な意味からいへば、この際フィリッピンが獨立したといふのは尙早である。

新憲法による新政府の形態は、略々米國政府の組織に似て居り、國家機關を大別して行政、立法、司法の三部に分つて居る。米國と異なる點として、比島大統領の任期六ケ年（米國は四ケ年）再選を許さず（米國は再選一回可）等が注目される。尙ほその要點を摘記せば左の通りである。

立法部 立法權の一院制であることも米國と異なつて居る。議員定員は百二十名、三年毎に改選せられる。その選舉權は法律上有資格の二十一歳以上の男子市民にあり、目下女子には選舉權がないが、議會が本憲法採擇後二ケ年以内に人民投票をなし、女子に參政權を附與することになつてゐるから、政治上男女同權を行使するの間もないであらう。議員の被選資格は三十歳以上にして、比島市民として五ケ年を経過して居らねばならぬ。國民議會を通過した法案は、發布に先立ち大統領の署名裁可を経るを原則として居る。大統領拒

否後議會が再審し、全議員の三分の二以上が同意すれば、大統領の拒否に拘らず法律として施行せらる。
行政部 行政権はフィリッピン群島大統領にあり、大統領及び副大統領の任期は六年で、人民の直接投票により選出せられる。その被選資格は四十歳以上の本來の市民たるを要す。

大統領の權限任務は、大體各國の場合と同じであるが、副大統領は、内閣の一員として任命せられることを得る。

司法部 司法權は大審院及び法律により設けられる下級裁判所にあり、その判事は、國民議會の任命せる委員會の承認を経て、大統領より任命される。

天然資源 フィリッピン全群島の天然資源の開發、殊に農業地の讓渡及び租借に關し、詳細なる規定あり、外國人の土地所有を制限して居る。

國旗及び國語 第十三章によると、國旗は白及び青地に太陽及び星三個を配したるものと規定され、公用語としては法律による別段の規定の設けられる迄、英語、スペイン語を併用する。これは現在多數に分かれてゐる土着語を一の基礎として、共通國語の發達採用の手段を講ぜんとする意圖のあるが故である。

第二編 歐洲

第一章 概 說

ヨーロッパ大陸が獨逸を主とする現状打破派と、佛國に率ゐらるゝ現状維持派との、二大陣營に分れて相對峙せることは、人の知る所である。獨佛の抗争は、素よりヨーロッパ大戦前からのことであるが、現在の對立關係は、世界大戦後、講和條約の結果、新たに生じた現象である。

米國大統領ウイルソンは、所謂平和の十四原則中に、「民族自決主義」なるものを唱へ、此の主義に基いて、平和條約により、ポーランド、チエツコ、ユーゴスラヴィヤ等の新國家が作られたのである。是等の諸國は戰敗諸國より領土の一部を割いて獨立したものであるから、戰敗諸國とは利害相反し、戰敗諸國の國力が回復し、其の勢力が強大となれば、是等新國家は其の領土の一部又は全部を奪還せらるゝの危険を免れないのである。ルーマニアも亦戰捷の結果、領土を大に擴張したのであるから、前記新國家と同一の關係にある。そこでチエツコ、ユーゴスラヴィヤ、ルーマニアの三國は相結

束して、所謂「小協商」を作り、佛國を盟主として戰敗諸國と對峙するに至つたのである。ベルギーも此の陣營の一員である。只ポーランドは後に至り、佛國の頼り難きを知り、次第に獨逸に接近し、現在に於ては却つて獨逸の陣營に包含さるゝに至つた。

他方戰敗諸國即ち獨逸、オーストリア、ハンガリー及びブルガリヤの諸國は、平和條約に依つて形成せられた現状を不満とし、相提携して之が打破を目的とする一陣營を結成して居る。

伊太利は戰後寧ろ、現状打破派に屬して居つたのであるが、獨逸がオーストリアの合併を目論むに至りて獨逸と利害相衝突し、逆に佛國と結んで現状維持派の陣營に参加するに至つた。又北方ソヴィエト聯邦は、一九二二年獨逸とラツパロ條約を締結し、獨逸及び戰敗國に好意を示して居つたが、ナチス勃興以來獨逸と相反目し、佛國に接近し、國際聯盟にも加入するに至つた。

以上兩者の間にあつて、英國は巧なる保身術により、對立國家間の仲裁者たる役割を演じ、歐洲大陸の勢力の權衡により、自己の安全を謀つて居る。

一九三五年の劈頭佛國外相ラヴァールは、ローマを訪問して、所謂ローマ協定を作り、伊太利を對獨包圍陣の内に抱込んだことは、當時佛國の一大成功と目されたのである。然るに伊太利が其の代償として求めたところのものは、エチオピアの併呑であり、佛國として拂ひきれない高價のものであつ

たことは、後になつて佛國の氣のついたところであつた。

ローマ協定に成功した佛國は、更に轉じて二月三日ロンドン協定を作り、英國を味方にし、「空軍協定」に依つて其の安全を計らんと考へたのであつた。然るに獨逸を「空軍協定」に誘つたことが導火線となつて、獨逸の「空軍整備」の一方的宣言となり、引續いて所謂「爆彈宣言」となつたことは、佛國としては千慮の一失で、思ひがけない大怪我であつたと云はなければならぬ。

獨逸の爆彈宣言以前、一九三五年の初頭に、歐洲の政局を最も賑はした事件は、何といつてもザールの人民投票であつた。之に大勝利を得たヒトラーは、意氣大いに揚がり、敢然として三月の「爆彈宣言」を決行したのである。其の後數ヶ月間は、歐洲の政局は獨逸を中心として展開し、「爆彈宣言」の後始末の爲に寧日なき有様であつた。佛國は例の他力本願で、伊太利を頼り、英國に縋らんとし、ストレーザ會議を開いたが、同會議では原則的の申合せが出来たのみで、獨逸を膺懲すべき何等有效なる具體案は立たず、遂に泣寝入の止むなきに至つた。のみならず、六月には英獨間に、佛國を出しぬいて、海軍協定が出来上り、佛國は今更ながら、英國の不信を恨んだが、如何ともすることが出来ず、愈々伊太利に頼らんとすれば、伊太利の求むる代償は前記の如くあまり高價にして拂ひきれず、佛國の立場はよその見る目も憐れであつた。

一九三五年の後半に於ける歐洲政局は、伊エ紛争のため忙殺せられ、歐洲各國はムツソリニーの爲めに、テンテコ舞をさせられた状態である。

一度び伊太利エチオピア間に砲火の交へらるゝや、佛國は進退兩難の立場に立つた。エチオピアの犠牲に於て自國の安全を計らんとした佛國の思惑は、完全に裏切られ、伊太利を援助せんとせば、佛國の安全機構の根柢を爲す國際聯盟其のもの、破滅を來す虞れがあつた。已むなく英國に引ずられて聯盟を擁護するため、微温的ながら伊太利に對し經濟的制裁を加へることゝなつたが、石油制裁を斷行すべきや否やの問題となり、事は重大となつた。英伊間に戦争の危機が切迫したと考へられ、英のホーア外相は、遂に不名譽なる「和協案」に署名し、エチオピアの犠牲に於て、平和を求めんとしたが、英國輿論の總攻撃にあひ、遂に外相の椅子を投出した。

英佛和協案の失敗後、伊エ紛争は暫く日和見の状態であつたが、此の間に歐洲政局の注意を集めたものは、ロンドンに開かれた海軍々縮會議であつた。此の會議の立役者は日本であり、日本の脱退をクライマックスとして、其の後の會議は殘燭的存在となり、同時に一九三五年の幕が下りた。

一九三五年の歐洲政局に於て、右の外見逃し難き一事件は、モスコーに於ける第七回コミンテルン大會の開催であつた。此の大會の大方針は、戦争とファシズムに對する反對であり、日本と獨逸とが

主として槍玉に擧げられたが、其の結果益々獨逸とソ聯との關係を悪化せしめ、従つて蘇佛援助條約に對する獨逸の反感を強くした。

以上の如き歐洲政局の混亂に當面し、國際聯盟は施すに策なく、僅かに演説の爲め會場を提供した形であつた。

第二章 第七回コミンテルン大會と列國の抗議

(一)大會の模様

一九二八年の第六回コミンテルン大會の後暫く開かれなかつた第七回コミンテルン大會は、その後七年を経て、一九三五年七月二十五日からモスクワに於て開かれた。此の大會は約一ヶ月間続き、八月二十日各國代表四十六名より成る執行委員及び二十名より成る國際統制委員を選擧して閉會した。

此の大會に於てはスターリンは表面に立たず、ブルガリヤの共産黨員デミトロフが議長を勤めた。彼は獨逸に於ける議事堂放火事件の嫌疑者として、ライプツヒヒ法廷に於て審議の際、却つてナチスを罵倒し、其の勇氣と智略の爲め、一擧にして世界的に其の名を知られ、其の無罪放免後は、蘇聯政府に迎へられて、賓客として待遇せられて居たが、今回彼を議長としたことは、ナチスに對する蘇聯の態度を示すものとして大に意味がある。

第七回コミンテルン大會のキーノートは、戦争とファシズム反對及び第二インターナショナルと協

力してプロレタリアの統一戦線を構成することにあつた。各代表の演説はすべてこの方針によつて貫ぬかれた。第六回大會の際には佛國が盛に攻撃せられたが、今回は蘇佛相互援助條約成立の結果、兩國の親善關係顯著となり、誰一人佛國を攻撃するものなく、攻撃の鋒先は獨逸と日本に集中した。殊に獨逸ナチスに對する攻撃が盛んであつた。

八月二十九日ブラウダは、コミンテルン第七回大會が二十日採擇せるデミトロフ、エルコリー、マヌイルスキーの演説に關する決議を掲載すると共に、社説に於て左の通り論じた。

大會は事情の變遷に應じコミンテルンの新戰略的指針を作成した。其の内即時實行を要するはプロレタリア單一戦線の實現であり、之が爲めには廣汎なる反ファシズム的國民戦線を形成し、反ファシズム的單一戦線の政府組織に努力すべく、社會民主主義者の反動分子とは依然闘争を續くべきも、共産黨と單一戦線に立たんとするものとは最密接なる協調を保持すべきである。又帝國主義者の新戦争準備に對するコミンテルンの使命は本大會の深く攻究せる所で、之が爲めには廣汎なる民衆運動を基礎とし平和擁護の闘争を開展すべく、獨逸ファシスト及び日本帝國主義者の戦争煽動及び資本主義諸國に於ける軍閥の軍備強化並に反蘇戦争勃發の危險に直面して、共産黨の中心的標語は、當然「平和の擁護」に在る。尙又大會に報告された蘇聯に於ける社會主義の將來は、萬國の勤勞民衆に對し大なる革命的影響を及ぼすであらう。此の決議の實現はコミンテルン全セクシヨンの重大たる使命である。

(二)米國の抗議

右大會に於て、米國內の共產運動擴大方策につき議論されたことに對し、米國政府は八月二十五日在蘇米國大使をして蘇聯政府に抗議を提出せしめ、同日之を發表した。

右抗議は、同大會の行動が、蘇聯邦内に於て執られたる米國內政干渉の行爲にして、一昨年来蘇國交回復に先立ち、蘇聯側より與へたる誓約の顯著なる干犯なりとし、米國內政干渉を誓約せる同年十一月十一日附リトヴィノフの書翰全文を掲げ、これに對し蘇聯の注意を喚起し、更に米國民は外國よりの内政干渉を極めて遺憾とするものにして、蘇聯政府が右の誓約を嚴守することが、兩國の外交關係を維持する必要條件である。もし蘇聯政府が右誓約を守るを欲せず、又は守り得ざるに於ては、重大なる結果を齎らすべきことを卒直に言明せんとするものなりと結んでゐる。隨分思ひ切つて強硬な外交文書である。

(三)蘇聯の對米回答と米國の輿論

米國政府の抗議に接した蘇聯政府は、八月二十七日回答を發し、右抗議を一蹴した。

回答の要旨は、米國政府の抗議の何等事實に根據せざることを指摘し、コミンテルンの行動については、蘇聯政府は責任を分擔しない旨を述べたものである。

右につき八月三十一日ハル國務長官はステートメントを發表し、米國が十六年間蘇聯政府を承認しなかつた理由は、蘇聯が國內に於ける團體の反米運動を抑制せざりし點にあつた。一九三三年蘇聯政府承認の條件中、米國の重要視したのは、内政干渉の誓約であつた。右誓約中には、モスコに本部を有する國際共產黨の活動を抑制することを包含することは疑ひの餘地なきに抱らず、八月二十七日の蘇聯政府の回答は、右團體の活動に對し責任なしと主張して居る。これは米國政府の容認し難きところである。もし蘇聯政府がこの種活動を取締らないならば、兩國間の友好關係に重大なる損傷を來たすであらうと述べて居る。

米國側の新聞論調も、國際共產黨の對米策動を放任する蘇聯政府の不信を難する點に於て一致し、蘇聯承認の一條件たる内政干渉の誓約が虚偽のものだつたとすれば、承認を取消すべきであると論ずるものが多かつた。しかし他方に於て、國際共產黨の策動が今日特に熾烈だとは云へぬことを指摘し、米國政府が、本件交渉を來るべき選舉に備へんとする底意を以て、特に強硬態度をとるに非ざるやを疑ふものもあつた。

(四)日本の抗議

第七回コミンテルン大會に於ては、獨逸代表ベック、伊太利代表エルコリー、蘇聯代表マヌイルス

キ、日本共産黨員岡野、田中、西川等が夫々日本に關する演説を試みた。

右演説及び右に基いてなされたる決議の内容は、日本政府に於て研究の結果、日蘇條約違反と認め、大田駐蘇大使をして、蘇聯政府に抗議を提出せしめたが、蘇聯側はこれを一蹴せるのみならず、却つて逆襲を試み、滿洲國內に於ける白系露人の反ソヴェト工作に關し、大田大使の注意を喚起した。

右に關して、九月四日外務省天羽情報部長は、新聞記者に對し、蘇聯側の回答振りは満足することは出来ぬが、此方から更に反駁すれば、相手は又何か云ひ出し、いつ迄も同じことを繰返すことにならうから、恐らく暫らく成行きを見ることになるであらうと語つた。

右の外、此の大會に關係して英國、伊太利、ラトヴィア等の諸國から抗議が提出せられたが、特別の効果もなかつた。

第三章 ザール國民投票

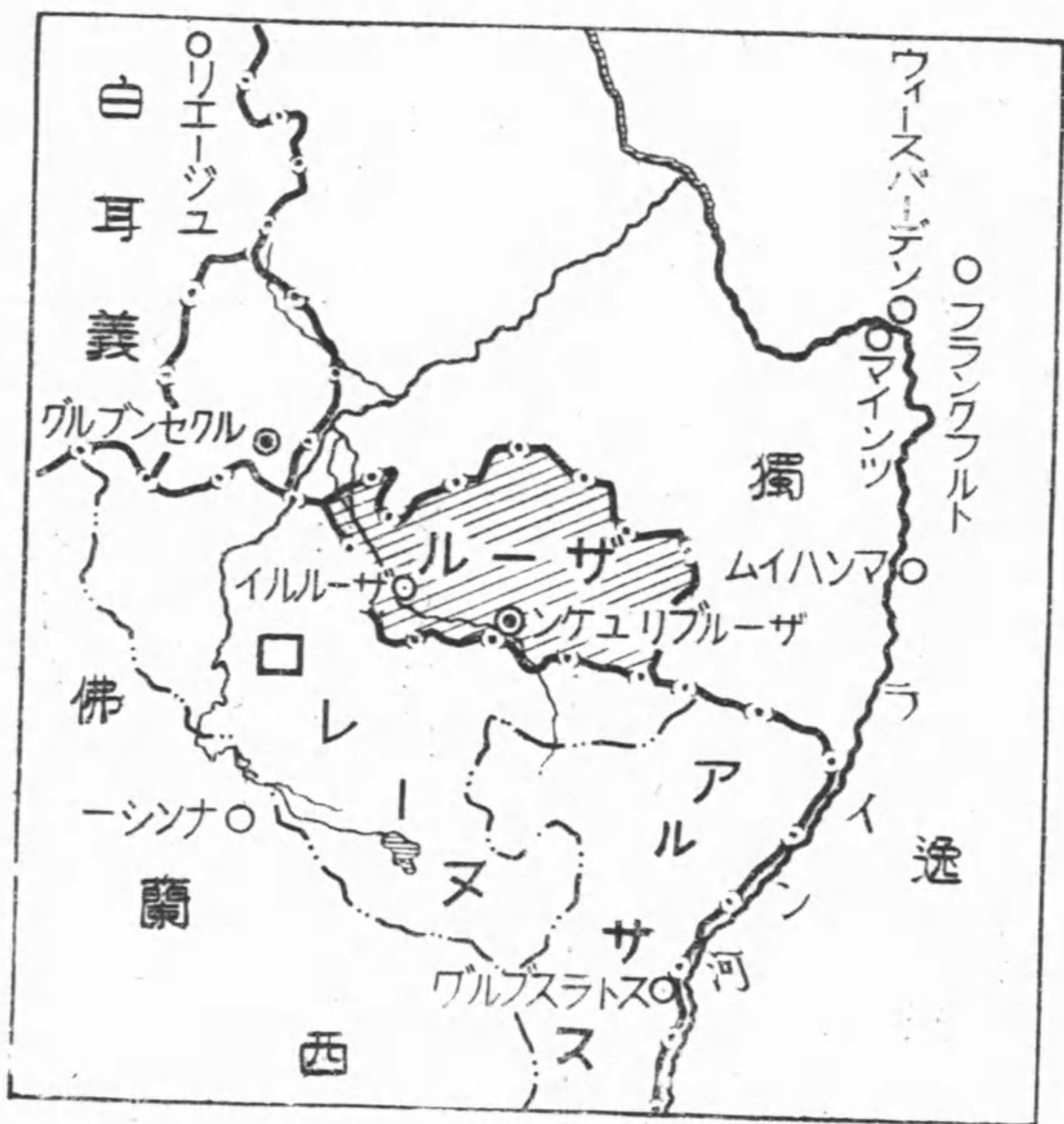
一九三五年の初頭、歐洲國際政治上の最重要問題として、全世界の注目の的となつたものは、ザール地方の歸屬を決する人民投票であつた。ザール地方は佛國と獨逸の國境にあり、ザール河に沿ひ、面積七百三十八平方哩、人口八十二萬の小さな地域である。人民投票は一月十三日に舉行せられ、壓倒的多數を以て、獨逸に歸屬することになつた。

(一) ヴェルサイユ條約の規定

ザール地方は歐洲大戰までは獨逸の一部であつたが、大戰の結果、獨逸が一敗地に塗れ、ヴェルサイユ平和條約で、其の手足をもぎ取られた時、此の地方も獨逸から切離すこととなつたのである。

ヴェルサイユ條約によれば、ザール地方は國際聯盟の任命する五人の委員によつて統治せられ、十五年の後にザール住民の投票によつて、獨逸に歸屬するか、佛國に併合さるか、又は引續き國際聯盟の統治に服するかを決定することになつて居る。投票権者は男女を問はず、平和條約調印の際ザールに居住し、人民投票舉行の際満二十歳に達したものに限る規定である。

尤も最後の決定権は國際聯盟にあり、聯盟は人民投票の結果を參酌して、ザール地方が獨、佛、又



ザール地方

は國際聯盟の何れに屬すべきかを決定するのであつて、投票によつて直ちに其の所屬が定まるのではない。聯盟はザールを分割して、其の歸屬を定めてもよい事になつて居る。

若しザール地方が獨逸に歸屬することゝ決定せられたる場合は、獨逸はザールの炭坑を金貨拂の代價を以て、全部佛國から買戻さなければならぬ。

(二) 平和會議の経緯

何故にザール地方が一時國際聯盟に預けられ、十五年後に至

つて人民投票により、其の歸屬を定めることになつたかと云へば、それは平和條約締結の際、佛國の要求が無理があつたからである。

元來ザール地方は曾て佛國に屬したこともあつたが、其れは一時のことで、歴史的に獨逸の領土であり、住民も殆んど全部が獨逸人である。然るに講和會議の際、佛國は、獨逸軍のため佛國北部地方の炭坑がメチャクに荒廢せしめられた代償として、ザールの石炭を要求するといひ、其の要求は英米も之を認めたが、佛國は隨を得て蜀を望み、ザールは歴史的に佛國領であるとか、ザールには十五萬の佛國人が住んで居るとか、よい加減の理由をつけてザール全部を領有せんとした。然るにウイelsonの平和に關する十四ヶ條は領土の割讓を排撃し、唯アルサス・ローレンに關する佛國の要求だけを認めて居るのであるから、佛國がザールの要求を提出するや、講和會議は異常の緊張を示し、ウイelson、ロイド・ジョージ、クレマンソーの三巨頭會議は俄然猛烈なる論争に陥り、一時は會議の決裂を見る危険さへあつた。ウイelsonは佛國の執拗なる態度に憤慨し、パリ引揚げを放言するに至つたが、ロイド・ジョージの仲裁によつて、結局妥協案が成立し、炭坑は完全に佛國の所有たらしむるが、ザール地方の領有は、十五年後に人民投票によつて、之を決定することになつたのである。

(三) ザール地方の經濟的重要性

クレマンソーがザール地方を手に入れる爲めに、ウイルソンを憤慨せしむるまで執拗なる態度を示した理由は、ザールの軍事的、經濟的重要性に基くものである。

ザール地方は、獨佛の國境にあるのであるから、軍事的に重要であることは勿論であるが、經濟的にも亦重要である。それは、我が香川縣程の大きさよりないこの小さな地域から、日本と同額の鉄鐵と、伊太利と同量の鋼鐵が生産せらるゝのでも判る。

鉄鐵の生産額は一九三三年度には百五十萬噸を超え、鋼鐵のそれは百六十萬噸に達した。右の外多量の石炭を産し、一九三三年度に於ける産額は千萬噸を超えた。

ザール地方の輸出入貿易に關する統計は發表されて居ないが、一九二九年の推定額によると、獨逸との貿易額は三億四千萬マルク、佛國とのそれは三億六千萬マルクで、貿易上の依存關係は獨佛兩國に對し略相等しいと見ることが出来る。

(四)投票執行の準備

國際聯盟は一九三三年春以來、人民投票が「自由、祕密、公平」に行はるゝために、各般の準備を整へた。

一九三五年の選舉を「自由、祕密、公平」に施行すべき重任を負はされた國際聯盟のザール統治委員

員會は、一九三四年一月十七日前年度のまゝ再選せられた。それは次の如くである。

ノックス(委員長)(英人)

エールンルート(フィンランド人)

モリス(佛人)

コスマン(ザール住民)

ツオリキッタ(ユーゴスラヴィア人)

右の委員會は、ザール地方の政黨が外國の政黨と關係を結ぶことを禁止した。之は特に、ザールのナチスが、ドイツのナチスの援助を受けて選舉運動をなすことを禁ずる目的に出でたものである。又ザールのナチス黨員が、突撃隊等の制服を着用することも禁止した。これもナチスが投票に干渉することを排除するを目的としたものである。

一九三四年一月の國際聯盟理事會は、選舉準備委員を任命したが、その報告に従ひ選舉委員會及び選舉裁判所が設けられた。又右準備委員會は獨逸及び佛國から「保證宣言」を取り付けた。此の保證宣言は、獨佛兩國が選舉を公平に行ひ、ザール住民に對し選舉干渉を爲さず、直接にも間接にも壓迫を加へ、又は報復を爲すことなき旨を宣言したものであり、若し選舉干渉の事實ありたる場合は、選舉裁判所に訴へ得ることを認めたものである。

又一九三四年十二月の臨時理事會は、選舉の公正を期するために、國際警察軍を派遣することを決議し、英(千五百名)、伊(千三百名)、オランダ(二百五十名)、スエーデン(二百五十名)の四國兵より成る三千三百名の國際警察軍を派遣し、英國のブラインド少將を司令官に任命した。このやうに人民投票が「自由、祕密、公平」に實行せらるべく萬端の準備が整へられた。

(五)ザール投票の獨逸に對する重要性

ザール地方の人民投票に於て勝利を博するか否かは、獨逸に取つて經濟上の重要問題たるのみならず、更にそれはナチスの將來に對して、政治的にも決定的な重要性を持つてゐた。

獨逸のヒトラーが政權を握るまでは、ザールの人民投票に於て獨逸が大勝利を得ることは、疑ふべからざるところと認められて居た。然るにヒトラー政府が出現して獨裁權をふり廻し、猶太人を迫害し、舊教徒を壓迫するに及んで、ナチス排撃の聲がザール内にも漸く高まつて來た。

ザール住民は殆んど悉く獨逸人で、之等は佛國へ歸屬することを欲するものではないが、ナチスの支配下に立つ事を好まざる者多く、之等のものは現状維持、即ち引續き國際聯盟の統治下に止まることを望むものと考へられた。これに屬する者は第一に社會民主主義者及び共產主義者である。ザールの社會民主黨は「自由戦線」を作つて現状維持のために運動し、共產黨も其の終局の目的はソヴィエ

ト・ザールの建設であるが、差當りの便法として「自由戦線」に合流した。その第二はドイツ國內に於て迫害を受けつゝあるユダヤ民族であつて、これも反ナチス運動に加はつた。その第三はカトリック教徒である。ザール住民の多數はカトリック信者であるが、ドイツ國內に於けるカトリック教徒は屢々反ナチス運動に参加し、ナチスから迫害を受けたから、ザールのカトリック教徒間にも反ナチス熱が高いと思はれた。

ザール人民投票は、單にザール地方の將來に付て、住民の意志を表示せしむる機會を與ふるのみならず、ドイツ民族が、ナチスを信任するか否かを、明らかにする絶好の機會なりと考へられ、ヒトラーを惡魔の如く嫌つて居る英佛人等は、此の機會に彼が獨逸人自身に依つて不信任を表明せられ、世界の前にその面目玉をたゞきつぶされることを内心希望して居つた。ドイツ國內に於ては、投票者の九十パーセントがナチスに賛成投票を投じた。然しながら、獨逸國內の選舉が自由且つ公平に行はれたものでないことは、一般の認むるところである。ザールの人民投票は、國際機關の監督によつて自由、祕密、公平に行はるゝべく保證されて居る。

獨逸のナチスは自ら豪語して、ナチスの政治は全獨逸國民の支持を受けて居る、世界中に何處を探しても、これ程民意を代表する政府はないのであると云つて居る。ナチスの云ふ所がどれ程眞實であ

るか、ザールの人民投票によつて曝露せらるゝわけである。

であるから、ヒトラーとしては、ザール人民投票に於て、是が非でも壓倒的勝利を占めなければならぬ。ナチスは必死の運動をザールに於て行つたのである。獨逸への歸屬を希望するザール住民は「ドイツ戦線」を形成した。外國の政黨と關係を結ぶことは堅く禁ぜられては居たが、「ドイツ戦線」が獨逸國內のナチスと連絡のあることは明らかであつた。又獨逸政府の「保證宣言」にも係はらず、獨逸ナチスはザール住民に對し種々の壓迫を加へた。現状維持賛成派の人々は記帳せられ、寫眞に撮られ、ザールの獨逸に歸屬した後に報復せらるべきことを以ておどされた。獨逸國からのラヂオは現状維持に賛成した者は、獨逸歸屬の後には當然報復を覺悟すべきだと放送した。

現状維持に反對する獨逸側の議論の要旨はかうであつた。今回の投票は、最終的にザールの所屬を決定するものであるから、ナチス政權に反對の故を以て現状維持を選ぶが如きは、投票の眞意を解せざるものである。一國の政黨は時により消長あり、現在の政黨を好まざるの故を以て獨逸復歸に反對し、そのために現状維持に決定したならば、將來獨逸國內に自己の欲する政黨が出現しても、其の時に至り獨逸に復歸するといふことは出來ないのである。故に黨派的感情を超越して、獨逸國に復歸するや否やを、考へなければならぬのである。

(六) 佛國の態度

佛國は始め十五年後の人民投票に望をつなぎ、之に勝利を得んとして各種の手段を講じたのであつた。然るに時の経過するに従ひ、其の不可能なるを思ひ、ザール併合の慾望を放棄するに至つた。ヴェルサイユ條約締結當時、クレマンソーは、ザールは歴史的に佛國の領土であつて、多數の佛國人及び佛國同情者が居住すると述べたが、それは出たらめであつた。ザール地域八十萬の人口は、殆んど全部が獨逸人であり、佛國人は僅か二千人を數ふるに過ぎない實情から考へて、ザール地域を佛國に屬せしむることは、佛國にとり永久の痛であることは、佛國も之も悟つたのである。

一九三四年十二月三日佛獨間に協定されたザール善後處置は、ザールの獨逸歸屬を豫期しての事であつたと見ることが出来る。此の協定により、獨逸はザールの炭坑及び佛國のザールに於ける凡ての權利の回收に對し、九億フランを支拂ふことゝなつた。佛國専門家の評價によれば、ザール炭田は十七、八億フランに價するといふから、九億フランはその半額に過ぎない。これは佛國の對獨態度の多少たりとも緩和した事を示すものである。然しながら、九億フランは約一億五千萬マルクに當り、ドイツに取つて重大な負擔であり、ドイツの國立銀行の金保有量は一億マルクにも足りないのであるから、此の賠償金をどうして支拂ふかは問題である。

若し賠償金の支拂が出来ない時には、一九二三年のルール占領の如く、佛國軍隊によるザール占領が實現しないとも限らないと考へられた。現に佛國外相バルツは、一九三四年十月の聯盟理事會に於て、一九二四年及び二六年の理事會の決議により、佛國は軍隊をザールに進入せしめる權利を與へられて居ると聲明した。又此の聲明に基いて、ザール近傍の佛國軍隊は、何時でもザールに進入し得るやう準備命令が下されたと傳へられた。然しながら、其の後の歐洲の形勢は、攻守處を異にし、佛國には進入の準備など全くなく、獨逸の攻勢的態度に對し、手も足も出せない状態である。

(七)獨佛協定

前記一九三四年十二月の獨佛協定に依るザール炭田の代償は、現金支拂と現物支拂とに分れて居り、九億フラン中九十五パーセントは現金支拂とし、残り五パーセントを現物支拂として居る。現物支拂としては坑口が佛國のローレン州にあつて、炭田がザールの地下にあるワルント炭田から五ヶ年間に亘り毎年二百二十萬噸づゝ、都合一千百萬噸を採掘することになつて居る。そして若し此の五ヶ年を経過するも全額九億フランが完済されない場合は、その完済に至るまでフランスは殘額に相當するだけの石炭を採掘し得ることになつて居る。又右の現金支拂に付ては、ザールに現在流通して居る佛貨及び其の他の外國貨幣を以て之に充てることになつて居る。

(八)投票近づく

投票の日が近づくに従つて、ザールに於ける「自由戰線」と「獨逸戰線」との運動は猛烈を極め、其の背後に於ける佛國と獨逸の國民も熱狂して論戰を交へ、獨逸は佛國側が軍隊の威嚇によつて投票に干渉すると非難し、佛國側は又獨逸ナチスがあらゆる不法手段によつて公正なる投票を妨害すると攻撃した。ザールの全地域は新年に入つて俄然興奮の「るつぽ」と化し去つた。此の間に於て、世界の各地から投票權を有する獨逸人が千里を遠しとせずして、續々として其の一票を投ずるためにザールに歸つて來た。之等の人々が中央停車場に着くや、民衆は之を迎へて、ヒトラー萬歳を叫び、獨逸國歌を高唱するといふ有様で、それを施政委員會の騎馬巡查の一體が、零下十度に氷つてゐるアスファルトに駒の蹄の火花を散らしつゝ追ひ散らすといふ光景を演じた。然し一切國旗の掲揚が禁ぜられて居るので、獨逸の國旗は見當らず、却つて諸所に反ナチスの宣傳ビラが目についた。

(九)投票の結果

斯くて投票は一九三五年一月十三日午前八時半から開始された。前夜までの熱狂的興奮は漸く収まり、五十數萬の有權者は、折柄の降雪を冒して八百八十六ヶ所の投票所に詰めかけた。聯盟派遣の國際警備軍はベルギーの装甲自動車隊、伊太利の戰車隊、英國の騎兵隊を以て水も洩らさぬ嚴戒を加へ

たが、投票は平穩裡に行はれ、午後八時締切られた。駐墮獨逸公使パーペンが夫人令嬢同伴ウィーンより來り、一票を投じたのは人目を惹いた。

開票は翌十四日、ザールブリュッケン市に於て、人民投票委員長ローデの開始宣言に始まり、三百餘名の計算委員は一齊に投票壺を開き計算を始めた。計算は十五日朝に及んで終了し、最終公式數字が投票委員會により歐洲六ヶ國に放送され、聯盟事務局でも之を公表した。即ち左の通りである。

登録投票數	五三九、五四一
實際投票數	五二八、一〇四
獨逸合併	四七七、一一九
佛國合併	二、一二四
現狀維持	四六、六一三
無效	九〇五
白紙	一、二九二

右の如く獨逸歸屬派は全投票の九割四厘といふ壓倒的優勢を示し、聯盟理事會も十七日ザールの獨逸歸屬を正式に承認し、「歐洲の痛」と稱せられたザールは、十五年振りに、祖國獨逸に歸ることゝなつた。

開票を終るまで、獨逸がこんな好成绩を収むるとは、ヒトラーも想像しなかつたかも知れない。殊に英佛の宣傳を其の儘傳へ易き我が國の新聞は、ザールは永久に獨逸より失はるゝものと考へた如くであつた。然しながら、此の人民投票に於て、ザール住民も亦ヒトラー政權を謳歌することを證明した。或はかゝる一地域の歸屬を決定する重大なる投票に於ては、ヒトラー個人の問題よりも、獨逸人の血液の中に湧き出る祖國愛が、一層強く働いたものとも思はれる。

(十) 獨逸の歡喜

獨逸政府はザール投票の勝利を見越し、一月十一日特に聲明書を發し、ザールが獨逸に合體される場合はパラチナ州に合併し、ジョセフ・ビツケルの統治下に屬せしむる旨を公表したが、投票が豫期以上の大勝利を博するや、獨逸人は忽ち歡喜に爆發し、内相フリツクは各官廳及び公共建物に國旗掲揚を命じ、教會寺院に對しては正午より午後一時迄祝鐘を打鳴らすやう命令した。宣傳相ゲツペルスは、全國各地の公會堂又は廣場にて國民祝賀大會を開會するやう指令し、文部省は全國大中小學校に對し、祝賀式を舉行し、次で休校するやう訓令を發した。

ヒトラーの得意思ふべく、當日ベルリン放送局を通じ國內及び全世界に、左の如き演説を送つた。吾人はドイツのホームに將に歸らんとするザール住民諸君に滿幅の歡迎の意を表す。十五ヶ年の不正は將に

終焉を告げんとしてゐる。ザール復歸の喜びは、即ち全ドイツ國民の喜びである。余はザール住民諸君が、過去十五ヶ年間、勇氣を以て過された事に感謝する。余は諸君が依然として規律を守られん事を希望して止まない。吾人はこの秋に當つて、世界平和に寄與せんとする堅き決意を更に固むるものである。ザールのドイツ復歸の曉は、我々は最早やフランスに對し、領土的要求は提起しないであらう。素よりドイツは、その軍備平等と、安全保障を獲得する決意を有するも、世界各國の共存共榮を齎らす爲めには、決して協力を辭せぬものである。

之に反しマツク・ブラウンを總帥とする現状維持派は、形勢不利と見るや後難を恐れ、十三日より自動車や馬車に荷物を積み、積雪を踏んで陸續として佛國に向ひ逃れ出た。

(十一) 聯盟理事會の正式承認

人民投票の結果が、聯盟に報告せられたので、聯盟理事會のザール問題委員會は、直ちに會合協議の末、「獨逸歸屬派が壓倒的多數なるに鑑み、ザールを獨逸に返還すべきこと」を報告するに決し、十六日委員長アロイジ男より、その報告書を理事會に提出した。

理事會は十七日夜開かれ、審議の結果、アロイジ男提出の報告書を承認し、三月一日を以て、ザール全土を獨逸に引渡すことを正式に決定した。なほ同時に、ザール地方を非武装地帯たらしめ、從來の堡壘類は施政委員會に依つて破壊せられることとなり、非武装化及び引渡しの細目に關しては、委

員會が二月十五日までに決定すべく、若しその決定不可能の場合には、理事會を開いて之を決定することになつた。

理事會の右決議採擇に先立ち、各國代表が問題の圓滿解決を喜ぶ旨の演説を爲したが、佛國外相ラヴァールも、開票當日のヒトラーの演説を引用し、ヒトラーが佛國に對して、他に領土的要求を爲さざる旨を宣言したることを指摘し、兩國の接近を切望した。

(十二) 接收の完了

ザール地方の引渡し事務處理の委員會は順調に進捗し、獨逸の法規による通貨制度及び關稅組織は二月十八日から實施せられ、國際警備軍も逐次撤退し、司令官ブラインド少將は二月廿七日ザールを引揚げ、廿八日には警察權が獨逸に移管された。三月一日には獨逸内相フリツクはザール接收書に調印し、ヒトラー總統は同日沿道住民の歡呼の嵐を浴びつゝ、自動車で春雨の中を、ザールの首府ザールブリュツケンに乘込み、市民は盛に國旗を打ち振りながら、「ハイル・ヒトラー」を高唱して之を迎へ、市民の歡喜は其の極に達した。

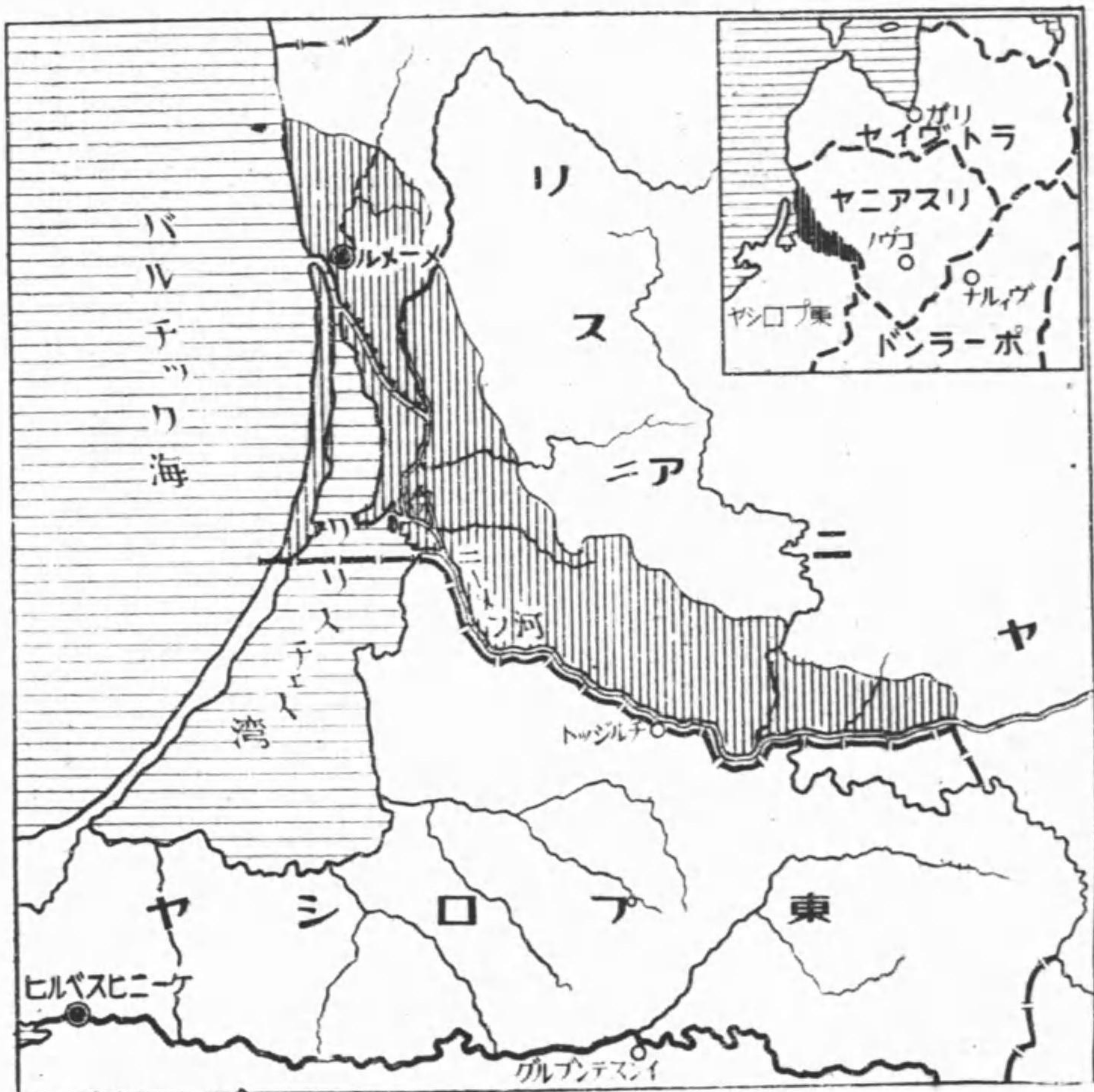
第四章 メーメル問題

(一) ヒトラーの演説

一九三五年九月十五日之夜、ニユーレンベルグに開かれた獨逸國會に臨席せるヒトラー總統は、ナチスの制服に身を固め、議員六百六十九名を前に一大演説を試み、内治外交の全分野に亘り、獨逸政府の方針を闡明したが、其のメーメル問題に觸れた一節は、電光の如く世界に傳はり、霹靂の如くヨーロッパの政局に衝撃を與へた。其のメーメル問題に關する部分の要領は、左の通りである。

メーメル領は平和條約により獨逸から奪取された。而して條約の明文が存するにも拘はらず、メーメルに於ける獨逸人が多年虐待されて來たことは蔽ひ難き事實である。關係各國政府はリスマニアに對し抗議を提出したが、何の効果も擧らなかつた。獨逸政府は衷心不満を抱きながら、情勢の推移を靜觀して來た。若し現状を放任するに於ては、他日各國が遺憾とするやうな事件が持ち上るかも知れぬ。情勢の悪化に先立ち、國際聯盟がメーメルに於ける自治尊重に付き、十分考慮を加へることを切望せざるを得ない。リスマニアに對しては條約の尊重を要求する。リスマニアの專斷恣意のために、獨逸人の權益が無視されることは絶対に許されない。

右の様な威嚇的言辭を含む演説に對し、リスマニア政府當局は極度に不安を感じ、ヒトラーの演説は侵略戦争を豫告したものであるとなし、ヒトラーはメーメルの獨逸人が不當な取扱を受けて居ると



メーメル地方

云つて居るが、かゝる非難は全く當らない、ヒトラーの攻撃は要するにメーメルを奪取しようとする獨逸政府の底意を裏書するものに外ならず、リスマニア政府は獨逸政府に嚴重抗議するやう、速にメーメル條約調印國政府に提訴することゝならう」と發表した。

聯盟方面に於ても、右ヒトラーの演説は非常なる驚愕を以て迎へられ、伊エ紛争にも勝る重大事態が、ヨーロッパに於て引起さるゝのではないかと憂慮さ

れた。然しながら、後より之を思へば、ヒトラーは要するにメーメル選挙を前に控へて、リヌアニアがあまり極端な選挙干渉をしないやうに、先手を打つて警告したに過ぎないものと思はれる。

(二) リヌアニア國の由来

抑もリヌアニア國はどんな國かといふに、ヨーロッパ大戰の結果、ポーランド及びバルチック海沿岸の諸小國と共に、新たに生れ出た國である。此の國は元十三世紀の初め公國として建てられ、十五世紀の始め頃は相當優勢であつたが、次第にポーランドに蠶食せられ、其の一封土となつた。後ポーランドが隣國の爲めに分割せられ、滅亡するに及び、之と運命を共にし、十八世紀の末葉露西亞に併吞せられ、歐洲大戰に至るまでロシアの領土であつた。

歐洲大戰の勃發に際して、各地に起つた民族獨立運動の波に乗り、リヌアニア人も獨立運動を開始し、一九一八年二月十六日獨立を宣言した。然るに之に先立ちて獨立の旗を揚げたポーランドは、自國領域と看做せるリヌアニアの獨立を喜ばず、兵力を以て之を抑へんとしたが、リヌアニアは次第に建國の基礎を固め、一九二一年九月聯盟に加入し、同年十二月二十日列國の承認を得た。

人口は約二百三十萬、面積二萬一千平方哩で、白耳義や和蘭よりは大きいが、佛國の十分の一そこゝの小國である。主要産業は農牧で、輸出入貿易は獨逸との關係が最も密接である。

(三) メーメルの所在

メーメルは現在の獨逸東北國境と大戰前の獨逸國境との間で、ニーメン河以北の地域である。西はバルチック海に臨み不凍港メーメルを有し、長さ約七十哩、幅十哩乃至二十哩の帶狀の地帯で、面積約一千平方哩、人口約十五萬、地圖で探すのにも骨が折れる小地域である。歐洲大戰前は獨逸領で知る人もない僻地であつたが、平和條約の結果、小さいながら「歐洲の癌」の一つとなり、同條約の作つた他の大小の「癌」と共に、絶えず歐洲政局の神經を刺戟するので、世界の視聽を集むるに至つたのである。

此の地域の重要性は、一つはニーメン河の爲めで、他はメーメル港のためである。ニーメン河は船舶の通航が可能であり、奥地に産する木材の流出のために必要で、此の爲めにポーランドは重大な關心を有する。メーメル港はバルチック海沿岸有数の港で、一年間に入港する船舶の噸數約百萬噸に達する。リヌアニア國の存立の爲めに缺くべからざる港で、メーメルがリヌアニアに與へられたのも之が爲めである。

民族的には獨逸人、リヌアニア人各半々と稱せらるゝが、選挙の結果常に獨逸人が壓倒的多數を占むることから考へれば、獨逸人の方が多數を占むるものと思はれる。メーメル港の人口は三萬五千と

稱されて居る。

(四) メーメルの歸屬

ヴェルサイユ平和條約はメーメルを獨逸より奪ひ、之に對する一切の權利を戰勝國に與へることにした。さて之を獨逸より奪つたが、どう處分するかは、なか／＼の難問であつた。始めポーランドが之を獲得せんと強く主張したが、かゝる要求は過大なりとして斥けられ、獨逸へ返却すべしといふ議論も出たが、結局リスマニア建國の基礎が次第に固まり、稍々將來の見透しがつくに至り、メーメルの住民がリスマニア系であるといふことにして、同國に歸屬せしむることになつた。其の間三年間もメーメルは國際管理の下にあつたが、此の間に列國は此の地方の複雑性を認識し、之を無條件でリスマニアに與ふることが出來ざるに至り、種々の條件を付けることになつた。如何なる條件を付けるかについては、すつたもんだの擧句、四國大使會議は(一)リスマニアの主權を認むること(二)メーメル地方に完全なる自治を許すこと(三)リスマニア獨逸兩民族に完全なる平等待遇を與ふることの三原則を定め、リスマニアは始め之を拒絶したが、遂に承認してメーメル條約が出來た。條約の調印せられたのは一九二四年五月七日で、調印國は日、英、佛、伊の四國とリスマニアとである。かくて平和條約實施後四ヶ年を経て、漸くメーメルの歸屬が最終的に決定を見たのである。

(五) 其の後の一般情勢

メーメルはリスマニア領土とはなつたが、種々の制限があつて、それが爲め面倒なる問題の絶え間がない。メーメルは前述の如く條約に依つて完全なる自治權を有し、又同地方の獨逸人はリスマニア人と平等の待遇を受ける權利を持つて居るが、更に異色を帯びるはメーメル港の特別組織である。同港は自由市に似て、これを管理する機關は國際委員を以て組織せられて居る。又ニーメン河にはポーランドの流木權が認められて居る。

リスマニアとしては、國內の一部が條約で保護された自治權を持つて居るといふことは、厄介至極のことに違ひない。それで住民に對し種々の壓迫を加ふることがあるらしい。獨逸としては舊領地で獨逸人も多いことであるから、同地方の住民に同情し、殊にナチス政權確立以來は、メーメルに對しても「失地回復運動」の手を伸し、同地域にナチス運動を起させ、政局を攪亂しようとして居る。又、必ずしもナチスの運動を待たずして、メーメルの住民は獨逸時代を謳歌し、例へば、用語にしても、リスマニア語と獨逸語は、兩者とも對等の公用語と定めてあるに係はらず、獨逸語が斷然優勢で、獨逸語を主とする學校が八割に達すると稱せられる。

(六) リスマニアのナチス彈壓政策

メーメルにナチスの勢力が擴大するにつれ、リシアニア政府の強壓政策は益々露骨となり、紛擾は絶えないが、其のクライマックスは一九三四年の大選挙であつた。同年六月リシアニア政府はメーメル地方行政長官シュライバーの態度を以て、親獨的にして國家に害ありとなし、之を罷免し、其の下の官吏の大更迭を行ひ、大リシアニア主義のライスギスを新長官として反動的政策をとらしめ、ナチス陰謀参加の理由を以て、獨逸系住民百三十名を逮捕し、代議員八名を拘束して、議會に出席不能ならしめ、以て議會を定足数不足のため停會同様に陥れた。獨逸の之に對する激昂は勿論であるが、英國も之を以て苛酷に過ぎると爲したやうである。然し佛國は是認の態度をとつた。逮捕された被告に對する裁判は、十二月より軍事裁判として開廷され、一九三五年三月二十六日判決があつたが、約三十名の放免の外、四名は死刑に、其の他それ〴〵重刑を課せられた。判決が發表されると、全獨逸は激昂し、軍隊が國境に集結せられたと傳へられたが、結局事なきを得た。

(七)メーメル議會の狀況

メーメル議會の議員數は二十九名で、従前からナチス系二十四名、リシアニア系五名である。定足數は二十名となつて居るから、十名の缺席者があれば議會は成立せず、議事の進行が出来ないわけである。であるから、リシアニアでは少くとも十名の議員を獲得し、必要の際は全部缺席することに依

りて、議事を妨げるの策戦に出で、以て議會をして、政府に對する不信任投票を不可能ならしめんと計畫して居ると稱せられて居る。此の情勢の下に、九月二十九日の選挙が舉行せられたのである。故にこの選挙に於ては、必ずや猛烈なる選挙干渉が行はるゝものと豫期せられたるにより、之に對抗するため、九月十五日のヒトラーの演説が、冒頭記載のやうな形をとつたのである。

(八)選挙の結果

選挙の結果は十月十四日發表せられた。即ち左の通りである。

有效投票數	一、九六二、〇六一
ナチス派	一、五九二、六四〇
リシアニア派	三六九、四五七

右により選出された議員數は、ナチス派二十四、リシアニア派五であつて、従來と同數であるが、リシアニアが其の目的を達せざりし點より見て、結局ナチスの大勝利と考へられて居る。

一九三五年一月舉行されたザールの投票は、ザール地域の所屬を決定するものであつたが、メーメルの選挙は全く之と性質を異にし、ナチスが如何に壓倒的の勝利を得ても、メーメルの所屬に影響を及ぼすものではない。メーメルの所屬は前記のメーメル條約で確定して居り、且つ同條約第十五條は

「メーメル地域に對する主權、又は其の行使は、締約國の同意あるに非ざれば、之を讓渡することを
得ず」と明文を以て之を保障して居るから、此の地域を獨逸が回收することは、なか／＼簡單には出
來ないのである。選舉の結果は施政方針に影響あり、政府不信任を現はすといふことの外、特別の效
果はない。

第五章 獨逸の爆彈宣言

第一節 爆彈宣言に至るまで

一、ヴェルサイユ條約の規定

一九三五年三月十六日午後三時、獨逸總統ヒトラーは、突如宣言を發して、ヴェルサイユ平和條約
第五篇の軍事條項を、一方的に破棄する旨を聲明し、歐洲の天地を震駭せしめた。所謂「爆彈宣言」
之である。

先づ順序として、ヒトラーの爆彈に依つて破棄せられた、平和條約の軍事條項とはどんなものかを
見る。

軍事條項は「陸軍條項」、「海軍條項」、「空軍條項」等に分れて居るが、その「陸軍條項」に於ては、
獨逸陸軍は歩兵七師團及び騎兵三師團以下、總兵員十萬人以下とし、且つ一般的義務兵役制度を廢止
して、志願兵制度に依るべきことを定めてある。

又「海軍條項」に於ては、常備海軍力は、戰艦、輕巡洋艦各六隻、驅逐艦、水雷艇各十二隻を越え

ざることを要し、現存戦艦の代艦を建造する場合は、装甲艦は一萬噸以下、輕巡洋艦は六千噸以下、驅逐艦は八百噸以下、水雷艇は二百噸以下たるを要し、潜水艦は全然保有することを得ず、海軍所屬總人員は一萬五千人以下と規定されてある。

「航空條項」に於ては、陸海軍共、航空隊を保有することを得ざることになつて居る。

二、軍備平等權要求の根據

獨逸は「軍備平等權」を要求するため、爆彈宣言を以て、平和條約の軍事條項を破棄したのであるが、獨逸が「軍備平等權」を要求するの根據は、平和條約第五篇の前文に在るのである。

第五篇の前文に「各國軍備の一般的制限を實現せしむるため獨逸國をして陸軍、海軍及び空軍の制限を嚴守せしむるものである」旨が記載せられあり、これは獨逸が軍備を制限すれば、追つて各國も亦軍備制限を行ふことを約束したものと解釋し得るのである。一九一九年六月十六日、平和會議々長クレマンソーが、獨逸全權に與へた書簡中にも、同様の主旨を述べて居るのである。これが、獨逸の「軍備平等權」を要求する根據を爲すものであつて、獨逸は、一九二六年國際聯盟加入以來、此の根據に基いて「軍備平等權」を要求し、獨逸は既に條約に従つて軍備制限を實行したのであるから、戰勝諸國も約束通り軍備縮小を實行する義務ありと主張し、若し戰勝諸國が約束を守らないならば、

獨逸は再軍備を行ふ權利ありと爲したのである。

三、國際聯盟の軍縮會議と獨逸

國際聯盟の一般軍縮會議は、一九三二年二月より開催せられたが、其の原案となつた軍縮條約案第五十三條には、獨逸に對する軍備平等權を拒否するやうな規定があつたので、獨逸は、同條約案を基礎として討議を進めることを留保した。次で同年七月二十三日、同軍縮會議一般委員會の採決した決議にも、平等權に付て考慮するところがなかつたから、獨逸は同決議案に反對した。其の後の外交交渉に於ても、獨逸の要求が容れられなかつたので、獨逸は遂に同年九月十四日、一旦軍縮會議脱退を聲明したのである。

然るに同年十二月十一日署名せられた五國宣言に於て、主義上軍備平等權が認められることとなつたので、獨逸は再び軍縮會議に復歸するに至つた。

四、獨逸の聯盟脱退

其の後の軍縮會議に於て重要な役割を演じたものは、一九三三年三月十六日に英國首相マクドナルドの提出せる條約案であつて、此の案を獨逸側に於て重要視したことは、「爆彈宣言」中にも認めて居る通りであるが、此の條約案は獨逸の平等權を認め、此の案が成立すれば、ヴェルサイユ平和條約

第五篇の軍事條項は、廢止せらるゝ規定になつて居たのである。

然るにマクドナルド案は第一讀會を通過したゞけで、其の後軍縮會議は久しく休會し、其の間主要關係國間に外交交渉が行はれたが、佛國は、ヒトラー政府成立以來、獨逸に於ける再軍備の傾向が顯著となりつゝあるを恐れ、平等權の實現を妨げるやうな種々の提案を爲した。即ち各國の軍縮状態を監督する「軍事監督官」を置くこと及び軍縮が忠實に實行さるゝや否やを試験する「試験期間」を置くこと等の提案である。然るに英、米、伊等の諸國も右の提案に支持を與へたので、獨逸は憤然として、遂に十月十四日軍縮會議脱退を聲明し、次で國際聯盟よりも脱退するに至つたのである。

獨逸の聯盟脱退後に於ても、頻繁に外交交渉が行はれ、英國は獨佛兩國の要求を調和する提案を試みたが、佛國が頑迷の態度を改めないために、軍縮問題は全く行きつまり、獨逸は密かに再軍備を急ぎ「爆彈宣言」の實質を準備した。即ち獨逸の「再軍備」は、佛國外交の失敗であると言ふことが出来る。

五、獨逸の再軍備

軍縮交渉は、右の如く遅々として進捗しなかつたので、獨逸は此の形勢に鑑み、軍備平等權の實現は、他力本願に依つては、到底これを期待し得ないものと認め、此の上は、自力に依り之を獲得する

の外なしとの信念を固めたのである。

尤も獨逸が再軍備に着手したのは、今に始まつた事ではない。獨逸外交の目標は、早くからヴェルサイユ條約の打破にあつた。獨逸政府は聯盟加入以來、賠償問題及び軍備平等權問題の二つを取上げて、これが解決に邁進し、先づ一九三二年七月のローザン協定に依つて、賠償問題が事實上解決せられたる後は、軍備平等權問題に専念するに至つたのである。殊にナチス政府は、在野當時より獨逸國民の前に、ヴェルサイユ條約の打破を、最も強硬に主張して來た手前もあり、その政權を握るや、速かに之が解決を圖らねばならない責務があつたのである。

それ故に獨逸では、一九三三年一月、ヒトラー政府成立以來、再軍備の傾向が現はれ、此の傾向は獨逸の軍縮會議及び聯盟脱退以後益々顯著となり、一九三五年度の軍事豫算は、其の前年度の七億五千萬マークから、十億五千萬マークに引上げられた。

實際獨逸が、どれだけの軍備を有したかは、固より祕密に附せられて居たが、一九三四年十一月二十八日、英國下院に於て、ポールドウインは、獨逸の新軍隊は歩兵二十一箇師團より成り、其の兵員は三十萬にして、最新式砲兵を有する旨、及び獨逸の軍用飛行機は、既に六百臺乃至一千臺に達せる旨を言明し、尙ほ右の發表に付ては、豫め獨逸政府の同意を取付けた事を附言したのである。佛國に

於ては、獨逸の再軍備に付て、種々大袈裟の報道が傳へられ、一九三四年十一月、佛國議員マルシヤンドーは、其の下院に提出せる陸軍豫算説明書中に於て、一九三四年秋に於ける獨逸常備軍は、正規軍三十萬、警察隊十萬、補助軍八萬、合計四十八萬に達し、一九三五年には六十萬に達すべき旨を述べて居る。

これ等外國に於ける評判が、どれだけ事實であるかは、不明であるが、「爆彈宣言」以前に、既に獨逸が相當の軍備を有したことは確實である。

六、東歐ロカルノ案

獨逸再軍備の報が大袈裟に傳へらるゝや、佛國に於ける對獨恐怖の念は極度に刺激せられ、佛國政府は對獨防禦策に全力を注いだのである。即ち一九三四年二月成立した、ゾーメルグ内閣の外相バルトウは、老齡にも拘らず、自ら小協商諸國を歴訪し、對獨包圍戰線の強化に奔走したのであるが、バルトウの對獨工作として最も顯著なるものは、佛蘇の接近である。蘇聯邦は佛國の斡旋に依つて、一九三四年九月、聯盟に加入したが、その外佛蘇兩國の合作に依り、所謂東歐ロカルノ案が作り上げられた。

東歐ロカルノ案は、獨逸、蘇聯邦、波蘭土、チェッコ、フィンランド及びバルチック沿岸のラトヴ

イア、エストニア、リシアニア等の諸國間に於ける、相互援助を骨子とする條約案であるが、獨逸、波蘭土兩國は之に参加する事を拒絶した。然るに佛蘇兩國は、本案を極めて重要視し、飽く迄これが實現を圖らんと務めて居る。

七、ローマ協定

バルトウ外相は、一方蘇聯邦との接近を圖ると共に、他方伊太利と結ばんとし、其の準備工作を進めて居る間に、不幸にしてマルセーユに於て、兇彈に墜れたのである。然し乍ら、其の後を繼いだラヴァール外相は、バルトウの意志を受けて、一九三五年一月、ローマにムツソリーニを訪ひ、一月七日には、所謂ローマ協定の成立を見るに至つた。同協定は、北アフリカに於ける植民地問題の外、軍備平等權問題及びダニューブ協約の問題に觸れて居る。

軍備平等權に關しては、一九三二年十二月の、五國宣言を引用し、ヴェルサイユ條約第五編の軍事條項を、一方的に破棄することを不可とし、若し、かゝる場合が生じた時は、相互に協議する事を規定し、ダニューブ諸國の問題に付ては、オーストリーの獨立維持を主要目的とする、ダニューブ諸國（中歐）不干渉條約の締結を提議して居る。

伊太利は元々、獨逸と共に、歐洲の現状打破派に屬し、現状維持派の佛國とは、反對の立場にあつ

たのであるが、獨逸がオーストリーを併合せんとする形勢の顯著となるにつれ、獨逸と利害相反するに至り、却つて佛國と接近し、ローマ協定に依つて對獨包圍陣中の一員となつてしまつたのである。

八、ロンドン宣言

ローマ協定の成立後間もなく、一月三十一日、佛國首相フランダン及び外相ラヴァールは、相伴つてロンドンを訪問し、マクドナルド首相及びサイモン外相と懇談を遂げた。その結果二月三日「ロンドン宣言」の成立を見るに至つたのである。「ロンドン宣言」は、佛國の要求する「安全保障」と、獨逸の要求する「軍備平等權」とを組合せ、獨佛兩國に満足を與へんと試みたものである。

「ロンドン宣言」は、第一に、ローマ協定中のダニエューブ不干涉協定に賛意を表し、次に獨逸の軍備に關し、ローマ協定と同じく、ヴェルサイユ條約の軍事條項は、獨逸が一方的に廢棄する事を許さずと爲して居る。然しながら、一九三二年十二月の、五國宣言に基く、新軍事協定が成立すれば、これを以て右の軍事條項に代位せしむることを規定して居る。尤も此の場合に於ても、東歐ロカルノ條約及び中歐不干涉條約の成立すること並に獨逸の聯盟に復歸することを條件とすると定めて居る。

尙ほ同宣言は、最後に、英、佛、伊、獨、白の五ヶ國間に於て空軍協定を結び、其の一國が他國より空襲を受けたる場合は、署名國は直ちに其の空軍を以て、被襲擊國を援助すること、せん事を提唱して居る。

元來英國の國防上最も困難を感じるは空襲であつて、ロンドンが敵國より空襲を受けたる場合は、自國の飛行機や高射砲のみを以てしては、之を防禦する事不可能であると稱せられて居り、斯かる場合は、逆に其の敵國の首府に對し空襲を加へる外、有效なる對抗手段無しと考へられて居る。そこで英國は空軍の相互援助協定を作り、假りに獨逸の空軍がロンドンを襲撃した場合は、直ちに佛國の空軍が、ベルリンに空襲を加へるといふ風にすることに依つて、英國の國防を強化せんと企圖したのである。

一九三四年夏、ポールドウインが、英國議會に於て、諸國に於ける飛行機の發達に鑑み、英國の國境は、最早やドーヴァーに在らずしてラインに在り、と述べたのは、空襲に對する英國人の恐怖を物語るものである。故に「空軍援助協定」は、英國の發案に基くものであると思はれるが、佛國とて空襲に對する恐怖は、英國に勝るとも劣る筈がないから、兩者忽ち意見の一致を見たのである。

九、ヒトラーの「政治的風邪」

「ロンドン宣言」は直ちに獨逸に通告されたが、獨逸政府は、二月十三日附を以て、先づ空軍協定に關し、英國政府と直接意見の交換を爲したき旨の回答を發した。獨逸が斯かる回答を發したのは、

これに依つて、獨逸現有の空軍を合法化し、以て「軍備平等權」獲得への一步を進めんとしたのである。然し乍ら英國としては、ロンドン宣言は一體を爲すものであつて、空軍協定のみを引離して商議する事を得ないと云ふ建前から、獨逸と交渉の結果、ロンドン宣言の全範圍に亘つて會商する事となり、サイモン外相及びイーデン國璽尙書は、相連れて三月七日頃ベルリンを訪問し、ヒトラー宰相と會見する事となつた。

然るに獨逸政府は、サイモン等の出發直前になつて、ヒトラーは風邪の爲め靜養を要するから、暫らく來獨を延期せられたいと、英國政府に申送つたのである。

これは一般に、ヒトラーが「政治的風邪」に冒されたものと解せられた。當時傳へられた所に依れば、英國政府が三月四日發表した白書中に「獨逸の再軍備が繼續するに於ては、隣國の不安は更に加はり、其の結果平和を危殆ならしむるであらう」と云ふ事が、述べてあるので、ヒトラーがこれに憤慨して、會見を中止したのであらうと云ふ事であつた。

然し乍ら、後より思へば、ヒトラーは、サイモン外相等との折衝に對する、對策を攻究する爲め、暫らく餘裕を得んと欲したものと、如くである。事實ヒトラーは、靜養に名を藉りて、バイエルン山奥の、ベレヒテスガーテンの別荘に引籠り、三月八日より同十五日まで、靜かに想を練つたのである。

ヒトラーの此の考量の結果が、先づ三月十二日に於ける獨逸空軍整備の宣言となり、暫らく其の反響を見ずまして、更に三月十六日の「爆彈宣言」となつて現れたのである。

十、爆彈宣言を促した内情

ナチス政府の外交の目的が、ヴェルサイユ條約打破にあつた事は、前に述べた通りであり、同政府は、速かに軍備平等權問題の解決を圖らざれば、國民に對して申譯の立たない事態にあつたが、他方に於て、最近ローマ協定やロンドン宣言に依り、英、佛、伊三國の、對獨共同戰線を張らんとする形勢が、顯著となつて來たので、ぐすくして居れば、結局獨逸の欲せざる諸種の條件、即ち聯盟復歸とか、東歐ロカルノ参加とか、又は中歐不干涉條約加入とかの條件を強ひられ、お情け的に、僅少の再軍備を許されるに至る慮れがある。茲に於て、獨逸政府としては、寧ろ進んで、勝手に再軍備を行ひ、自己に有利なる「既成事實」を作り、他國と對等の立場に立つて外交交渉に當り得る地歩を作り置く事が必要であると云ふ考へから、非常外交手段に出たものであらう。素より斯かる態度に出る爲めには、佛國がこれに對し、強制手段を採り得ない事の、見通しをつけた上でなければならぬ。かやうな對外的考量の外に、對内的理由もあつたと思はれる。即ち獨逸には、國防軍の外、親衛隊及び突撃隊等の軍隊的組織があつて、此の三者の關係は兎角融和を缺き、ヒトラーは、これが調和に

苦心して居つたから、再軍備の宣言に依つて、總てこれ等を一律正規軍に編入し、彼等の相互融和を圖り、進んで國民の士氣を作興せんと期したものであると思はれる。

第二節 爆彈宣言の内容

一、爆彈宣言

空軍援助條約に、獨逸の参加を求めたことは、暗黙の裡に、獨逸空軍を承認したものであるから、ヒトラーは、此の機會に於て、與へられるよりも自ら取らんと決意し、三月十二日突如「四月一日より新たに防禦的立場から、空軍を整備し、ゲーリング航空相を空將に任命する」旨を公表し、更に三月十六日午後三時半に至り、宣傳相ゲツベルスを通じ、所謂「爆彈宣言」を發して、ヴェルサイユ條約の軍事條項を一方的に廢棄し、左の要旨の法律を公布した。

一、兵役は一般的徵兵制度に依る。

二、獨逸の平時軍隊は十二軍團三十六師とす。

三、國防大臣は一般的徵兵制度の施行に關する法律案を直に提出すべし。

ヴェルサイユ條約第五編は、獨逸の陸軍を歩兵七師團、騎兵三師團、總兵員十萬人以下とし、一般

的徵兵制度を廢止して、志願兵制度に依るべきことを規定して居るのであるから、右の法律が、ヴェルサイユ條約の軍事條項を眞向から打破るものたることは勿論である。

二、獨逸國民に對する宣言

右の法律と共に、同日、獨逸人民に對する宣言が發せられた。その要旨は左の通りである。

獨逸の徹底的軍縮 獨逸は世界大戰の結果、平和條約に依つて課せられたる軍縮の義務を、徹底的に實行した。

獨逸人民は、獨逸が條約の規定通り軍縮を實行するならば、他の諸國も、條約に従つて軍縮を行ふものと確信して居つた。然るに戰勝諸國は、唯に軍縮を實行せざるのみならず、軍備擴張に熱中し、その結果獨逸は

高度軍備國の眞中にあつて、全く無防備の状態に陥つた。

獨逸の聯盟脫退 マクドナルド提案の軍縮案の如きは、重要なものであつたが、他國の反對によりて葬り去られた。斯くて一九三二年十二月獨逸に對して誓約せられたる平等權は、實現困難となつたから、獨逸政府は軍縮會議及び聯盟より脫退の已むなきに至つた。

再軍備の決心 右脫退の後に於ても、獨逸は、軍縮に關する他國政府の提議を審査する雅量を示し、又自國よりも種々實行的の提案を試みたが、其の凡て拒絶せられたる事實に徴し、獨逸は、他の諸國がヴェルサイユ條約履行の意思なしとの結論に到着せざるを得なかつた。かゝる狀況に於て、獨逸政府は、自國の無防備の状態を、其のままに棄て置く能はざるに至つた。英國のポールドウキンは「自ら守るに必要な防備を施し

得ない國は、世界に於て道徳的にも物質的にも威力を有せず」と云つたが、誠に其の通りである。獨逸もかくの如き考へより、再軍備を決心するに至つたのである。

獨逸の平和的意圖 然しながら、獨逸の欲するところは平和である。獨逸は平和の爲めに能ふ限りの事を爲して來た。第一に隣國と不侵略條約を結ぶことを提議した。第二にポーランドと條約を結び、國境の不安を除去した。又第三には佛國に對し、ザール問題解決後は最早や領土的要求を爲さざる旨の、史上稀なる確言をなし、兩國間年來の確執を終熄せしむるため努力した。

露佛の軍擴 然るに、諸外國の軍備擴張熱は益々高まつて來た。殊にソヴェト聯邦は、百一師團即ち平時兵力九十六萬を備へて、軍縮の思想を裏切つた。又佛國は最近二年兵役制の基礎を破壊した。右の如き事情に直而して、獨逸政府は自國の國防安全を確保するため、必要の手段を講ぜざるを得ない。

結論 要するに獨逸政府の希望する所は、獨逸國の安全を確保し、世界の平和維持に當る、強國の一員としての、尊嚴を保つに必要なる軍隊を、保持せんとするにある。獨逸は軍備を擴張するも、決して侵略を欲するものではない。防禦と平和の維持を意圖するのみであることを、茲に獨逸國民と世界に向つて確言するものである。

三、新徵兵令

爆彈宣言の結果、新たに發布せられた徵兵令の要旨は次の如くである。

- 一、ユダヤ人は兵役の資格無し。
- 二、四月一日より開始する徵兵は、先づ一九一四年生れの男子を採用する。
- 三、二十一歳以上二十三歳迄の男子は現役兵とし、一ヶ年乃至六ヶ月の軍事教練に服する。
- 四、二十三歳以上三十五歳迄の男子は豫備役兵とし、短期の軍事教練に服する。

第三節 爆彈宣言の反響

一、佛國の軍擴

獨逸の再軍備宣言が歐洲諸國に甚大の衝動を與へた事は勿論であるが、特に佛國人をして極度に狼狽せしめた。佛國政府は慎重の考量を廻らす餘裕もなく、即時空軍の大擴張を行ふ事に決し、航空相ドナン將軍は、三月二十日次の如く言明した。

佛國政府は、即時空軍を擴充することに決し、其の費用十六億フランの追加豫算を、二十一日議會に提出する豫定である。此の金額は、曩に通過した通常空軍豫算に追加されるものであつて、爆撃機の充實に力點を置いて居る。

又モーラン陸相は、對獨國境線強化の爲め、南佛駐在のモロッコ狙撃部隊を、獨佛國境オートアルサス地方へ、又南佛駐在の歩兵二個大隊を、獨佛國境メツツ市へ、夫々移駐したる旨を發表した。

更に四月六日の閣議に於て、同月十五日に除隊する兵員六萬を、七月十四日迄、兵營に止め置く事を決定した。これは四月十五日入營の新兵に對する初期教育が終る迄、古參兵を止め置き、萬一の場合に備へんとするものである。

二、伊太利の軍擴

伊太利政府も亦、滿期兵の除隊を延期すると共に、一九一一年の全兵士に召集令を發せる旨を公表した。

更に空軍擴張計畫を促進し、ヴァレ航空次官は、三月二十七日下院に於て、其の計畫を發表した。それに依ると伊太利は、特に超重爆撃機の製作に力を注ぎ、既に、爆彈三千三百ポンドを搭載し、航續距離千二百四十二哩、高度二萬五千呎に到着し得る、爆撃機の製作を開始し、一九三六年度には、右の飛行機だけで、爆撃隊を組織する方針であると云ふのである。

三、英國の通牒

英國に於ける「爆彈宣言」の反響を見るに、諸新聞は獨逸の措置を以て、ヴェルサイユ條約に違反し、且つ獨逸政府の受諾せるロンドン宣言にも違反すると爲すと共に、英國政府としては、其の獨自の立場から、飽くまで冷靜な態度を堅持し、平和の目的に副ふやう、努力すべきであると爲したが、

政府では、三月十八日急遽閣議を開きて對策を協議し、即日、獨逸に對し抗議の通牒を發した。然しながら、右の通牒は甚だ生温いもので、其の内容は、「軍備問題に關する英國政府の從來の方針は、各國の共同の合意に依つて、新協定を作り、之を以てヴェルサイユ條約第五篇の軍事條項に代位せしめんとするにあつた。然るに獨逸の一方的宣言に依つて、右の方針は實現困難となつた」と、一應苦情を述べただけで、過去は過去に葬り、「然しながら英國は、其の代表がベルリンを訪問することは、諒解を促進する上に有益であると思ふから、前に同意を得た範圍及び目的を以て、英國代表をしてベルリンを訪問せしめたいが、これに付き、獨逸政府は何と考へらるゝか」と云ふ意味の、ヒトラー總統に對し伺を立てる形のものであつた。

四、獨逸の對英回答

右の英國の通牒が、駐獨英國大使フィツプスによりて、獨逸外相ノイラートに手交さるゝや、豫め駐英獨逸大使より詳細の報告を受けて居たノイラートは、直ちに口頭を以て之に答へた。其の要旨は

一、獨逸政府は、二月三日の英佛聲明書に掲げられた、總てのヨーロッパ安全工作問題に付き、英國代表と討議する用意がある。

二、獨逸が再軍備の宣言を爲したのは、他の列國が少しも軍縮を實行せず、ヴェルサイユ條約は列

強に依つて先づ違反せられたので、獨逸は已むなくこの處置に出たのである。

と言ふので、獨逸は成る可く英國の好意を繋ぐ爲め、出来るだけ柔かく出た。

右の回答がロンドンに達するや、サイモン外相及びイーデン國總尙書は、協議の上、三月二十四日出發、ベルリンを訪問することに決定した。

五、佛伊の抗議

獨逸の再軍備實施に對し、佛國では大いに狼狽して軍備を強化すると同時に、三月二十日閣議を開いて、獨逸に對し嚴重なる抗議をなすこと、及び事件を國際聯盟理事會に提訴することを決定した。

佛國の抗議は翌二十一日獨逸政府に提出せられたが、其の要旨は「獨逸の徵兵制施行及び空軍編成の決定は、條約上の義務に牴觸し、且つ一九三二年十二月十一日の軍備平等權は、安全保障と切り離しては之を許與せずとの聲明を、獨逸が進んで承認したることに矛盾す。依つて佛國政府は嚴重なる抗議を提出し、且つ獨逸政府の措置に對し總ての行動を保留す」といふのであつて、用語は峻烈であるけれども、要するに言葉の上の抗議であつて、何の効果もあり得ないことは始めから分つて居る。

佛國は又二十日附を以て、聯盟事務總長に對し、獨逸の「爆彈宣言」に伴ふ事態審議のため、臨時理事會開催方を要求した。

伊太利も亦、三月二十一日、獨逸に對して抗議を爲したが、其の内容は佛國のものと大差なく、一方的決定により生じたる事態を、將來の交渉に於て、「既成事實」として承認し得すと云ふにあつた。

是等の抗議に接したノイラト獨逸外相は、即座に之を一蹴し、ヴェルサイユ條約中の軍事條項は既に他の締約國に依つて侵犯されて居るから、かゝる抗議を受理し得ないと述べた。

六、巴里三國會談

「爆彈宣言」に對する英國の態度は生溫く、佛國にとつては何となく、英、獨の接近を危惧せざるを得なかつた。そこで佛國はサイモン英外相のベルリン訪問に先立つて、英、佛、伊三國間の會議を催し、獨逸に對する態度に付て談合し、英國の佛、伊から離反することを豫防するの必要を感じ、英、伊兩國に對し巴里會商を提議した。其の結果、三月二十三日、巴里の佛國外務省に於て、ラヴァール佛國外相、イーデン英國々總尙書及びスヴィツチ伊國外務次官の間に會談が行はれた。

右會談に於て、英國側は、來るべきベルリンの英獨會談に於ては、實質的交渉を進めることを希望したが、之に對し佛伊は一致して、英國外相のベルリン訪問の目的を、單なる情報の交換に止むべきことを主張し、且つ英國側のベルリン、モスコ、ワルソー及びブラーグ訪問の後、ストレーザ（北部伊太利の都市）に於て、改めて三國會議を催し、獨逸に對する態度を決定することになつた。

七、ベルリン會談

かくてサイモン外相は、一九三五年三月二十四日、飛行機によつてアムステルダムに飛び、巴里より飛來したイーデンと落合ひ、二十五日朝ベルリン郊外の飛行場に、盛大なる歡迎裡に到着し、二十五、六の兩日に亘り、ヒトラー總統、ノイラート外相及びリッペンと會談した。

右會談を終り、サイモン外相は、イーデンと別れて、二十七日ロンドンに歸り、イーデンは蘇聯當局と會談のためモスコイに向つた。會談の内容は、後に記すサイモンの報告に依り明かである。

八、英露會談

ベルリンに於てサイモン外相と別れたイーデン國璽尙書は、三月二十八日朝、熱誠なる歡迎裡に、モスコイに到着し、駐蘇英國大使チルストンを交へ、外務人民委員リトヴィノフ及びスターリン等と二十九、三十の兩日に亘つて會談した。

此の會談に於て、イーデンは、英獨會談の結果を傳へ、獨逸が東歐ロカルノ協定に反對して居ること、聯盟復歸についても相當困難な條件を持出して居ること、及び獨逸政府は再軍備の根據として、赤軍の整備並に其の西方國境集結の事實を擧げて居ることを述べた。

之に對しリトヴィノフは、赤軍の整備は要するに、巨大なる領土を防衛する爲めの必要に出でて居ること、及びヒトラーの再軍備宣言に依つて誘致された刻下の情勢は、決して放任を許さず、此の際東歐ロカルノ協約を締結して、全歐洲に亘る集團的平和機構を確立することが、急務なる所以を力説した。特にリトヴィノフは、右平和機構には、獨逸及びポーランドを參加せしむるの必要を説いたと傳へられた。

尙ほ會談中、リトヴィノフは、極東ロカルノ説、即ち「英、米、蘇三國間に集團的安全保障機構を作り、將來日本をも參加せしむる案」を提出したとの噂があつたが、これは後に否定された。

九、英波會談

モスコイを辭したイーデン國璽尙書は、四月一日ポーランド首府ワルソーに到着、此處でも多數の歡迎を受け、彼が當代外交界の人氣役者たる事を思はせた。

翌二日外務省に於ける、ベツク外相との會談に於て、イーデンは先づ、ベルリン及びモスコイ會談の經過を報告し、次いで問題の中心たる東歐ロカルノ條約について、ベツク外相の意見をたゞいた。當時世上には、ポーランドが獨逸を置き去りにして、決然東歐ロカルノ協定に参加するに至るが如く傳へられたが、事實は之に反し、ベツク外相は、東歐ロカルノ協約案に對し、消極的態度を表明したのである。

十、英致會談

イーデン國璽尙書は、四月四日チェッコ國の首府プラークに到着、ベネシユ外相と會談し、同日午後飛行機にてロンドンに歸つた。

右會談に於てイーデンは、例に依り各地に於ける會談の結果を報告し、東歐ロカルノ問題につき、ベネシユの意見を求めたが、ベネツシユ外相は之に對し、同國の賛成を再確認し、獨逸の再軍備宣言を非難した。

十一、サイモン歴訪報告

サイモン外相及びイーデン國璽尙書の歐洲各地歴訪の結果に付き、サイモン外相は英議會に於て、大要左の報告を爲した。

東歐ロカルノ協約 東歐ロカルノ協約は、協約國中の一國が、他の協約國より攻撃を受けた時は、協約國相互に援助するの義務を負ふものであるが、ヒトラーは相互援助義務を負ふ協約に調印する事を拒んだ。特に獨逸としては、蘇聯邦が締約國の一員である事を好まず、蘇聯邦と相互に援助する協定を結ぶことを拒んだ。ヒトラーは東歐協約案の代案として、個々の國と不侵略協約を結ぶことを提議した。

他方蘇聯邦は、東歐ロカルノ協約に、獨逸及びポーランドの參加する事は、是非必要であると爲した。

又ポーランドは、現に蘇聯邦及び獨逸と、夫々不侵略條約を有するを以て、此の上不侵略條約を結ぶ事の效果について疑問を有した。

中歐不侵略協定 獨逸は、中歐不侵略協定には、主義上反對するものではないが、ローマ協定に示された如き、不干渉條約には異存あり、殊に、オーストリアの内政不干渉問題を重要視し、かかる協約の必要を認めずと言つた。

ポーランド外相は、中歐不干渉協約に友好的態度を以て望む事を諾した。

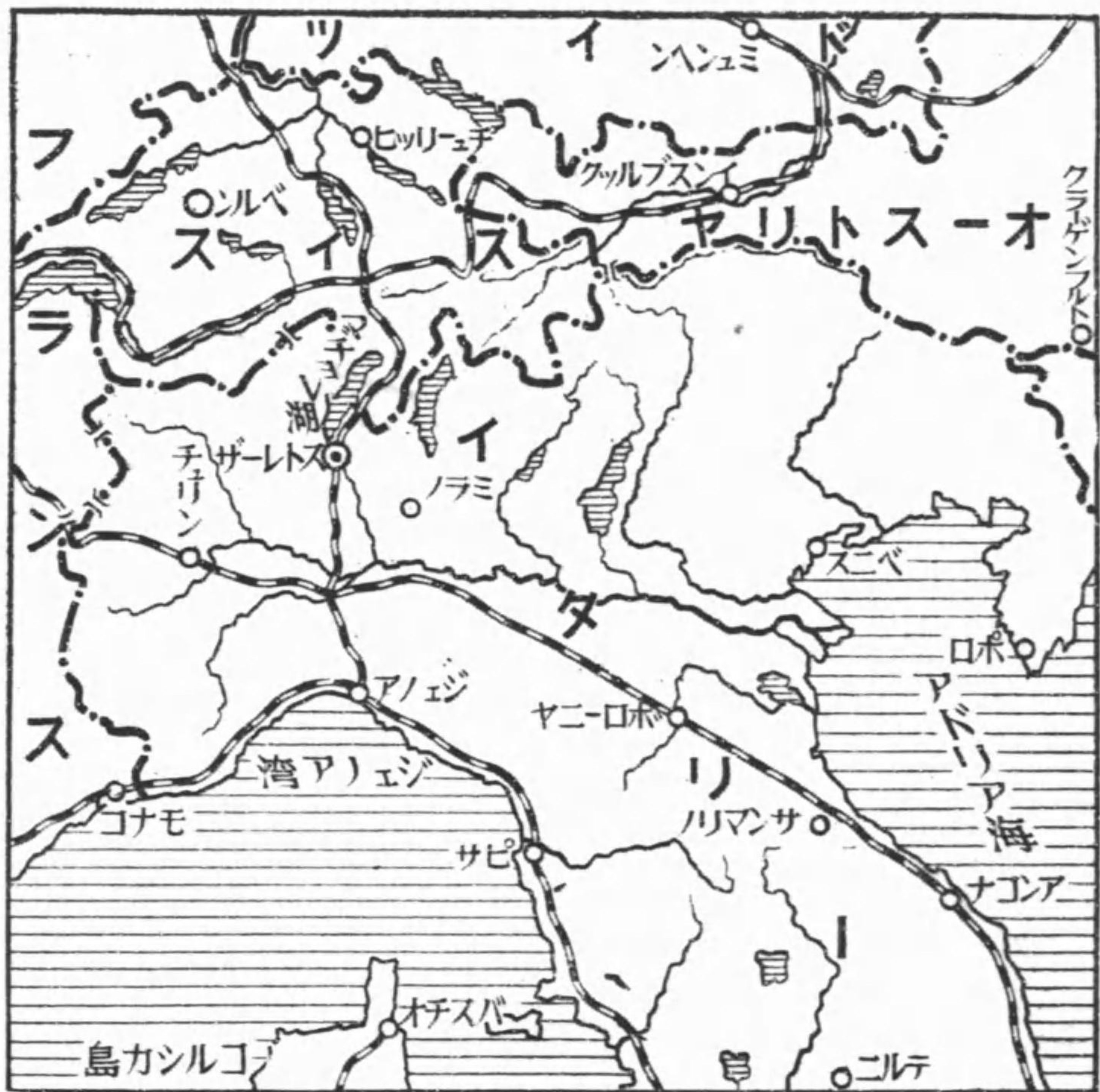
軍備問題 獨逸は、各國平等の條件でならば、軍備の制限に對しても、國際監督制度に對しても、異存は無いが、ヒトラーは獨逸軍備として、陸軍三十六師團、人員最大限五十五萬、海軍は英國の三割五分、空軍は蘇聯邦の空軍の將來に對する留保付きで、英佛と同勢力を要求した。

空軍協定 ヒトラーは、ロカルノ條約國間の空軍協定に賛意を表した。

聯盟復歸問題 ヒトラーは、不平等の條件では、聯盟に復歸し得ないことを述べ、一例として植民地を所有してゐないことを挙げた。

十二、ストレーザ會議

獨逸の再軍備聲明に依つて生じた新事態に對する對策を講じ、歐洲の安全保障問題を協議する爲め、ストレーザ會議は、パリ三國會談の決定通り、四月十一日より開會せられた。ストレーザは北部伊太



マジョレ湖の畔のシュコプリー

市の、マジョレ湖に臨む一小都市である。

會合したものは何れも歐洲政界の巨頭で、伊太利首相ムツソリーニは、自ら飛行機を操縦して、十日先づ會議地に乗込み、佛國首相フランダン、同外相ラヴァールが次に到着し、英國首相マクドナルド、外相サイモンが十一日に到着した。

會議はマジョレ湖上のベルラ島に於て、ムツソリーニ首相司會の下に、十一日より十三日迄三日に互つて開かれ、十四日に

は共同宣言を起草して、之に署名した。

第一日には、マクドナルド首相より、英國の態度に関する一般的説明のあつた後、サイモン外相より、ベルリン、モスコ、ワルソー、プラーグ各地訪問の經過を詳細に披露した。其の内容は大體同外相が曩に英國下院に於て報告したところと同様であつた。

同日午後の會議に於て、ラヴァール佛國外相は、獨逸の再軍備宣言に關し、理事會に提訴した理由を説明する覺書を提出した。右覺書は、具體的制裁を要求しては居ないが、ヒトラーの今回の行動を極力非難したものである。

更に佛國代表は、理事會に提出する決議案を提案して、英伊代表の支持を要請したが、案文は頗る強硬なるものであつたので、英國側は穩健策を主張し、徒らに強硬態度を以て押し進む結果は、却つて獨逸を激昂させ、歐洲の安全保障機構に獨逸の参加を不能ならしむるに至る虞れありとし、決議案の字句を緩和させる様に斡旋したと云はれる。

翌日の會議に於ては、主として塙國の獨立保障問題に就いて協議し、所謂中歐不干渉條約締結の必要あることに就き意見の一致を見た。

第三日には、中歐諸國の會議を五月二十日、ローマに於て開催することに決し、ロンドン宣言、就

中空軍相互援助問題に關し、再検討が行はれた。

最終日十四日には、三日間の會談の成果を再吟味し、決議録に署名し、聲明書が發表せられた。ストレーザ會議に於て決定した主なる事項を要約すれば左の通りである。

一、英伊兩國は獨逸の再軍備宣言に關する佛國の聯盟提訴を支持すること。

始め佛國は、獨逸の再軍備問題を聯盟に提訴し、制裁の發動を促進する方策であつたが、英國の斡旋に依り態度を緩和したと傳へられた。佛國としては、英國の支援にあらば、どんなにも強硬態度を採りたいのは山々であつたらうが、英國が留男の態度を採つたので、泣く泣くその振り上げた拳を、引込めざるを得なかつたのである。案文の字句を緩和したる後、英伊は之を支持することゝなしたのである。

二、東歐ロカルノに關する交渉を繼續すること。

東歐ロカルノ案は、佛蘇の合作に依つて出來たもので、獨逸、ポーランドを含む、東歐八ヶ國間の、不可侵と相互援助とを約束する條約である。英國は曩に獨逸に對し、同條約への加入及び聯盟への復歸を勧誘する勞を執つたが、うまくゆかず、ポーランドの反對もあつて、立往生となつてゐるものである。しかし佛國は尙ほ之に未練を有し、之が交渉を繼續することゝなつたのである。

今回の會議中獨逸が、此の問題に就き多少の讓歩を示し、或る條件の下に、東歐ロカルノに参加の意思あることを示したと云はれて居るが、元來聯盟にしても、東歐ロカルノにしても、獨逸にとつては、敵の陣營に過ぎないから、うかうかとは乗込めない。之に乗込むには、水野の屋敷に乗込む幡隨院長兵衛程の勇氣と覺悟がなくてはなるまいから、獨逸の躊躇するのは當然である。

三、オーストリアの獨立を尊重する趣旨の、一九三四年の英佛伊三國宣言が確認せられ、中歐干涉協定締結の爲め、最近の時期にローマに關係諸國の會議を開催すること。

獨逸が塊國を合併するにしても、塊國の方から合併を希望するにしても、兩國の合體することは、佛伊の大脅威であるから、之に依つて脅威を感じる中歐諸國を糾合して、ナチスの中歐進出を喰止めんとするのである。

四、ロンドン宣言に現れた西歐諸國の空軍相互援助條約を促進すること。

空軍協約は、英、佛、伊、獨、白の五ヶ國で結ばうと云ふのであり、これに對しては、獨逸も同意したのであるが、英國は獨逸の聯盟復歸を待ち度いと云ひ、佛國はそんな氣永なことは云つて居れず、二國間だけでもよいから、一時も早く纏めたいと云ふ肚である。兎も角五國間の條約及び二國間の協定に付き積極的研究を進めることになつた。

五、今後も引續き國際軍縮協定促進の爲め凡ゆる努力を惜しまないこと。

斯くの如き宣言は、唯世間體をつくるはんとする、誤魔化しに過ぎないのであつて、既に獨逸が再軍備を宣言し、佛國がこれを壓へる實力もなく、又自ら率先して軍縮を實行する誠意もない限り、如何なる宣言を爲したとて、歐洲の陸軍々縮は、實現の見込みがない。

六、埃・洪・勃の再軍備要求に對し同情的支援を與ふること。

獨逸以外の戰敗國も、それぞれ平和條約に依り、軍備の制限を受けて居り、オーストリアは三萬、ハンガリーは三萬五千、ブルガリヤは二萬に限定せられて居る。獨逸が再軍備を宣言した以上、これ等の諸國も「何んとかして呉れ」と申し出るのは當然であつて、これを無理に拒けるわけにもゆかないから、これを審議することとなつたのであるが、現在の歐洲諸國の心理状態では、これ等の三國が獨逸類似の方法に依つて自ら再軍備をなさざる限り、諸國の同意に依つて合法的に再軍備が許されると云ふことは、容易のことではあるまい。

七、英國及び伊太利はロカルノ條約に依る義務を忠實に履行する意思のあることを聲明し、これを獨逸及びベルギーに通告すること。

ロカルノ條約は英、佛、伊、白、獨間の相互保障條約であるが、聯盟の機構内で運用してゆくことになつて居るから、一九三五年十月獨逸の聯盟脱退が效力を發生すれば、此の條約がどうなるか一寸問題であつた。そこで此の條約の保障國たる英、伊兩國が右の宣言を爲し、獨逸が聯盟より脱退しても、ロカルノ條約は反古にはならないと云ふことを明らかにし、佛國に安心を與へたのである。

十三、佛國の聯盟提訴

佛國は三月二十日、獨逸の再軍備宣言を國際聯盟に提訴したので、此の問題を審議する爲め、四月十六日から臨時理事會が開かれた。

佛國代表ラヴァール外相は、劈頭獨逸の行動を非難し、聯盟は將來聯盟規約をより有效ならしめる方法を講じなければならぬと述べ、長文の決議案を提出した。

右決議案は要するに、獨逸の行動は、國際法の原則に違反し、歐洲の安全に對する脅威なることを述べ、國際義務の一方的拋棄は犯罪なりと斷じ、將來聯盟國たる否とを問はず、或る國が其の國際義務を一方的に拋棄することに依つて、平和を危殆ならしめたる場合に適用さるゝ、經濟的及び財政的制裁を、豫め決定し置くべきことを要請したものであつて、特に今回の獨逸の行動に對し、獨逸を懲罰する手段を講ずることを要求したのではない。佛國も今回は泣き寝入りに終るの外致し方がなかつたのであらう。

右の決議文中に、「非聯盟國」とあるのは獨逸を指すつもりであつたらうが、日本もこれに含まし得るわけであり、リトヴィノフは適用範圍を極東にも及ぼすべしと述べたが、英、佛、伊各國代表は「歐洲以外のことは問題外である」として、之を一蹴した。

右の決議案に對しポーランドは、反對意見を述べて、一寸列國を驚ろかせた。ポーランド代表ベツクの反對演説中で「聯盟規約の下に於ける若干の義務が、屢々履行せられず、聯盟の權威が害せられたことは否定し得ない處である。何人が聯盟規約に新たな條項を加へることに依つて、聯盟の權威

を高め、且つ其の行動を一層有効ならしめ得ると實際に考へるであらうか。」と喝破したことは、聯盟主義者に對する頂門の一針であつた。

然し乍ら、いざとなつては、ポーランドも、敢て反對の一票を投じ得ず、丁抹一國だけが棄權し、全會一致で決議案が通過し、條約破棄國に對する制裁の強化を立案するため、十三國委員會が任命された。

右の理事會決定に對し、獨逸は斷じて之を承認し難き旨を宣言し、更に海軍擴張宣言を以て、之に報いた。

第六章 戰敗小國の再軍備問題

一、奧國の再軍備

獨逸が一方的に再軍備を宣言し、佛伊が之に對抗して、軍備を充實したとすれば、獨逸と同様講和條約を以て軍備の制限を受けて居る他の諸戰敗國と雖も、再軍備を希望するに至るのは當然である。然し乍ら、これ等の小國が獨逸の眞似をして、勝手に再軍備を宣言すれば、直ちに大國から叱りつけられるから、これ等の諸國としては、先づ關係列國の同意を求めより外に仕方がないのである。

オーストリア政府は四月三日閣議を開いて、再軍備につき、大體下の様な方針を決定した。

一、オーストリアはサン・ジェルマン條約第五編を廢棄し、徵兵制實施の許可を要求する。

二、サン・ジェルマン條約に依れば、オーストリアの陸軍は三萬人以下となつて居るが、オーストリアは六萬を要求する。

三、新國軍は二軍團八箇師團より成り、兵役年限は二年とする。

二、ヴェニス會談

ストレーザ會議の決定に依り、追つてローマに開かるべき、ダニユーブ會議の豫備交渉として、五

三、再軍備の開始に先立ち、兩國は四國と不可侵條約を締結し、相互援助を約することを要する。尙ほ同會議は、ハプスブルグ家の復辟問題に關し、オーストリアに於けるハプスブルグ王家の復辟は、バルカンの現状維持を破る虞れありとして、絶対に反對することゝした。

又ダーダネルス海峽武裝問題につき、トルコ代表は、ハンガリー及びブルガリヤに再軍備を許す條件の一として、同海峽武裝禁止規定の廢棄を要望したが、これはロザンス會議に遡つて議する必要がある、バルカン協商國のみで決定すべき性質のものでないとの解釋から、何等の決定を見るに至らなかつた。

最後に同會議は、曩にルーマニヤ外相チチュレスコが、小協商國を代表して、ジュネーヴに於て南米諸國との間に締結した、不可侵相互援助協定に承認を與へた。

四、ダーダネルス海峽武裝問題

前記バルカン協商會議でも、トルコ代表はダーダネルス海峽武裝問題を持出したが、これより先、四月十七日の聯盟理事會に於て、獨逸の再軍備問題を議した際、議長たりしトルコ代表アラスは、ロザンス條約中の軍事條項が、トルコに不衡平な制限を課してゐることを説明し、「もし他國に對し現存條約の變更が許されるならば、トルコもダーダネルス海峽の軍事規定撤廢を要求する」と述べた。

之に對し、英、佛、伊の各代表は反對の態度を示し、リトヴィノフのみがトルコの主張に支持を與へたが、問題はそれ切りで進展を見なかつた。

第七章 對獨包圍陣

第一節 東歐ロカルノ案に對する獨逸の態度

佛國は對獨包圍陣の結成に狂奔し、その結果の一として蘇聯との間に東歐ロカルノ案を作成し、これに獨逸を加入せしめんと計畫し、ストレーザ會議に於ても同案に對する英伊の支持を得たが、獨逸政府は、ストレーザ會議の第三日たる四月十三日、東歐ロカルノ案に對する態度を表明するため、長文の聲明書を發表した。

元來獨逸は、ロンドン宣言に参加を求められたとき、空軍援助案のみを切り離して之を受諾し、東歐ロカルノ案に對しては、賛否を明らかにしなかつたが、ストレーザ會議に於て、對獨包圍陣の強化されることを妨げるためには、此の際態度を明らかにして置くことが有利であると認めたとのである。

右の聲明書によれば、獨逸は現在の形に於けるロカルノ案には参加し得ないが、一切の「集團的全保障制度」に反對するのではない、或る點を修正すれば参加してもよいと云ふのである。

獨逸の反對するのは第一に「自動的援助義務」を含む協約案である。其の理由は侵略行爲のあつた場合に、被侵略國に對し、自動的に援助を與ふことを規定しても、侵略國と被侵略國を明確に證明することは困難であると云ふのである。

第二に反對するのは「軍事的義務」を含む協約である。其の理由は、一方に於て「不侵略」を約しながら、他方に於て軍事的義務を約束することは、それ自身矛盾でなければならぬ。若し參加國が忠實に「不侵略の義務」を守るならば、軍事的行動は不必要である。又若し不侵略の義務を守らないやうな國ならば、「軍事的義務」を約束しても、之を忠實に遂行するとは思はれない。單なる「不侵略條約」だけでは、戰爭の發生を防止する力のないことは之を認めるが、さればとて、「軍事的援助義務」を約束することは、寧ろ戰爭を誘發する虞れがあると云ふのである。

然しながら、獨逸は東歐ロカルノ案を全然蹴飛ばさんとするものではない、同協約が「一般的不侵略義務」及び「調停」を基礎として作成され、戰爭の起りたる時は、互に「協議」する事を定めたる集團的安全保障協約ならば、之に加入する用意があると云ふのである。

第二節 佛蘇同盟問題

一九三五年四月三日、佛國の極右翼下院議員テチンガーは、佛蘇間の同盟問題について、素破抜きをやり、問題を起した。

テチンガーの素破抜きに依れば、フランダン首相は、下院陸軍委員會の祕密會議の席上で、佛國政府は獨逸の脅威に備へて、着々軍備の充實を圖つて居ることを言明した。又同首相は、蘇聯邦、チェコスロヴァキヤ、佛國の三國間に極秘裡に軍事同盟が成立し、佛獨間に戦争が勃發する場合には、蘇聯は空軍を總動員して、佛國を援助することを公約して居ると確言した。又佛國政府は一旦緩急ある場合、二箇師團を動員して、ベルギーを援助する保障を與へて居る旨を、言明したと云ふのである。

フランダン首相は、右の發表を聞き、テチンガーの不謹慎なる言葉に對し、嚴しく難詰したる由であるが、テチンガーの素破抜いた蘇佛同盟は、協議進行中であつたものと見え、四月九日佛國外務省に於て、ラヴァール外相とソヴェト大使ボチヨムキンとの會談の結果、佛蘇間に事實上の軍事同盟が成立するに至つた。

右の同盟條約は四月中旬頃一時頓挫を來たし、或は流産に終るなきやを思はれた。同條約の成立は兩國政府の共に望む處ではあつたが、意見の不一致を來たした。主なる點は、蘇聯邦が援助義務を自動的に發動せしめんとするに對し、佛國は侵略の事實があつた場合には聯盟に訴へ、其の結果を待つて

援助義務を發生せしめんとするにあつた。

佛國が何故こんな廻り遠い方法をとらねばならぬかといふに、それは聯盟規約及びロカルノ條約の結果已むを得ないのである。ストレーザ會議の結果、英國及び伊太利はロカルノ條約の義務を再確認したのであつて、これは佛國の爲め有難いことには相違ないが、他方佛蘇間の軍事援助の爲めには却つて都合が悪いのである。此の協約がある爲めに、例へば蘇聯が獨逸から攻撃を受けた時、佛國は直ちに獨逸を背後から襲撃し得ないのである。ロカルノ條約に依れば、佛國は獨逸から侵略を受けない限り、獨逸を襲ふことが出来ない。もしさういふ直接の侵略がないに拘らず、佛國が獨逸を襲ふたならば、英國及び伊太利は、獨逸を援けて佛國に制裁を加へる義務を生ずるのである。

それ故に佛蘇同盟はどうしても、ロカルノ條約及び聯盟規約に抵觸しないやうに作らなければならぬのであつて、其の後兩國間に交渉を進め、難點を除去して、五月二日に至り條約に調印を了し、三日佛國外務省から發表せられた。

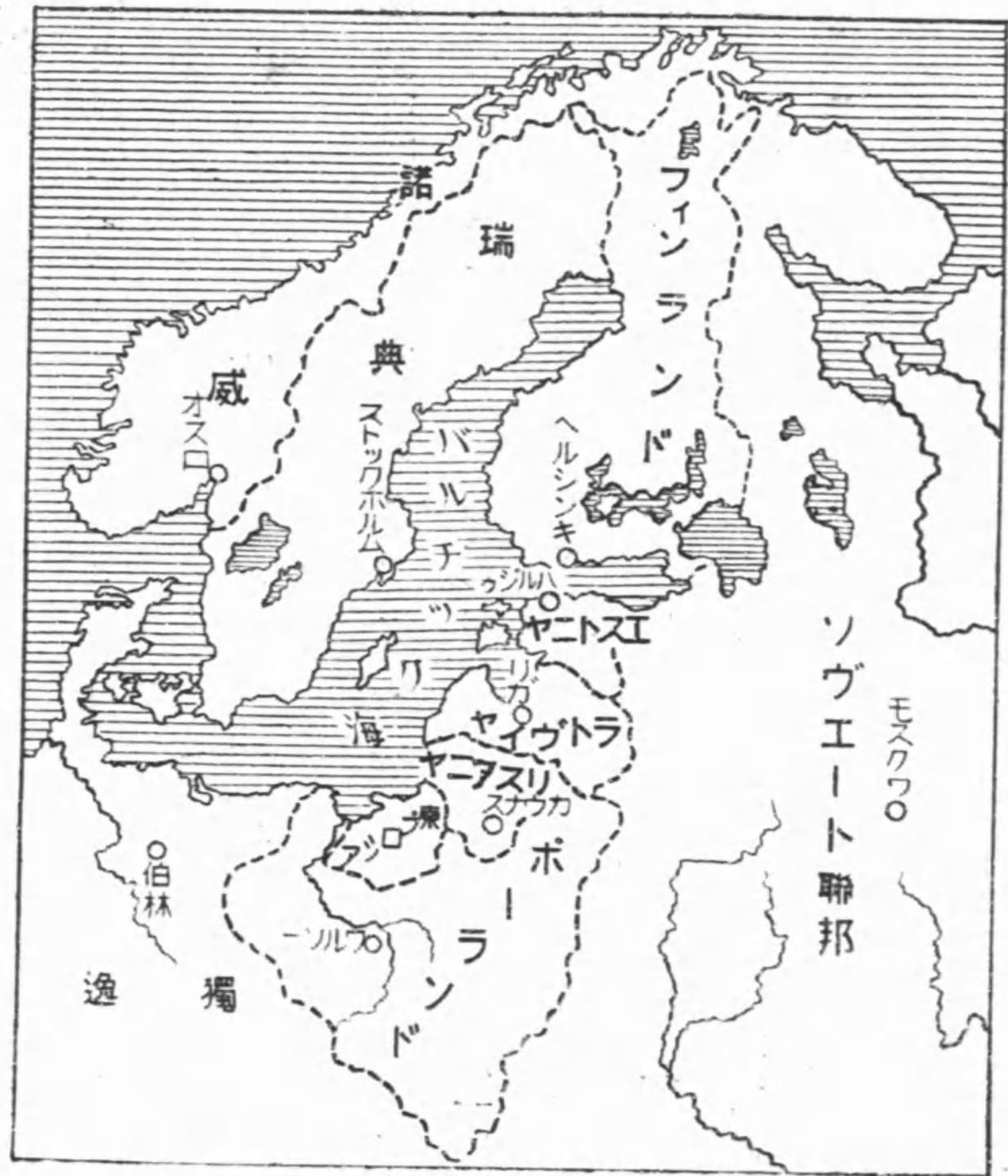
パリで公表せられた佛蘇相互援助條約は、佛蘇兩國の一方が歐洲の第三國から攻撃を受けた場合には、聯盟規約に違反せざる範圍内に於て、互に援助することを定めてある。兩國の共通の敵は、獨逸なること勿論であるが、獨逸を對象とするが如き文字は固より用ひて居ない。又此の條約は歐洲だけ

に限つて居るから、例へば我が國と蘇聯間に戦争が起つても、佛國は蘇聯を援ける義務はない。

本條約に依れば、佛蘇の何れかが、歐洲に於ける第三國から攻撃を受けた場合は、先づ聯盟に訴へ聯盟の手續きを完了してから、援助を與へることになつて居る。故に全然防禦約の同盟であつて、有效適切性が大いに減ぜられたことは争へない。

例へば獨逸が佛國を侵したとする。それが聯盟の問題にせられる。聯盟では例により、五十何箇國の代表者が次から次に演説をやり、理窟をこねる、その揚句やつと獨逸が侵略者だといふ認定が下される。此の時始めて蘇聯が、佛國を援ける爲めに、獨逸を背後から衝くことが出来ることになるわけだが、その時は既に遅く、獨逸の空軍は一舉に佛軍を叩き潰し、引返して蘇聯に備へることが出来る姿勢に立直るかも知れない。

従つて此の條約は、佛蘇の共に満足せざる處であるから、世に發表された佛蘇援助條約及び議定書（有効期間五年）の外に、更に裏面に秘密の諒解が存するかも知れない。然しながら、條約は條文の如何よりも精神が重要であるから、たとへ他に秘密協定がないにしても、斯かる相互援助條約の結果は「軍事同盟」と同一の効果を生ずる可能性が多分に在る。果して然らば、此の條約の影響は日本と蘇聯の關係にも及ぶから、日本としては此の條約の效果に對し大いに注意すると同時に、對抗策をも攻



國諸岸沿海クツチルバ

究して置くことを、怠つてはならない譯である。

尙ほ附屬議定書の最後に、佛蘇兩國は東歐ロカルフ及び獨、佛、蘇三國間の援助條約の成立に對する希望は、未だ之を捨てたものでないことが、つけ加へてある。

第三節 バルチック

會議

バルチック海に臨む三小國、即ちラトヴィヤ、リシアニヤ、エストニアの各外相は、五月六

日からコブノに於て、バルチック協商國會議を催した。

會議の主なる議題は、東歐援助條約に對する態度決定であつたが、三國は同條約支持に決し、總て共同に行動すべきことを約したと云はれる。

第四節 佛伊防空協定

佛國空相ドナン將軍は五月十日ローマに飛行し、ムツソリーニ首相との間に航空に關する協定を成立せしめた。伊太利當局の發表した所に依れば、右協定は(一)ローマ、パリ間(二)チュニス、トリポリ間の定期航空路開設、其の他商業航空路及び着陸場設置に關するものであると云ふことであるが、實は右の商業航空路に關するもの、外に、會談の内容は、空軍相互援助の問題に及び

- 一、佛伊の一方が第三國より空襲を受けた場合、他方は即時空軍を動員して援助を與へること。
- 二、佛伊兩國は、軍用機の製作、教練に關し互に協力し、戰時に於て空軍、空軍材料、燃料等の相互融通を圖ること。

等に關し、諒解が成立した模様である。然し果して、二國間にストレイザ會議に豫見せる「空軍援助協定」が成立したか否かは、當局の發表がないから明かでない。

第五節 佛波の交驩

佛國の外交は、獨逸包圍陣の強化に全力を盡し、外相は常にこれが爲め東奔西走、席温まるの暇なき有様であるが、ラヴァール外相は、今春以來兎角疎隔勝ちの佛波關係改善の目的を以て、ワルソを訪問することになり、五月十日同地着ベツク外相と懇談を遂げた。

此の會談に於て兩國外相は、一九二一年の佛波同盟條約が、依然として嚴存することにつき、意見の一致を見た。又佛國側の報道に依ると、ポーランド側は東歐多邊的條約案に賛意を表し、ダニューヴ協定案にも原則上賛成したと云ふことである。

尙ほ佛蘇同盟成立の結果、ポーランドの憂ふる處は、蘇佛と獨逸の開戦の場合、中にはさまれるポーランドの去就如何と云ふ問題であるが、之に關し、佛國諸新聞の報道に依れば、佛蘇同盟は出來ても、佛國參謀本部は、獨佛開戦の場合、赤軍のポーランド通過を當てにするものでなく、佛蘇同盟の主要目的は、蘇聯と云ふ原料品の大倉庫が、獨逸に利用されることをさまたげるにありといふことを説明して、ポーランド側を安心させたといふことである。

ラヴァール外相は此の行、令嬢及び佛國著名新聞記者等を同伴し、社交上にも努めたので、昨春以

來冷やかになつてゐた佛波關係は、今度の訪問で好轉したと稱せられた。

第六節 東歐ロカルノ案の行衛

ワルソーを訪問したラヴァール外相一行は、五月十二日ワルソーを辭し、十三日モスコーに當着した。蘇聯側は一行に對し、稀に見る歓迎振りを示した。

ラヴァール外相のモスコー訪問は、佛蘇同盟の成立に對する喜びを述べ、儀禮交驩の意義を多分に持つものであつたが、外交問題についても重要な協議を遂げた。

此の會談に於てスターリンは、佛國が現に實施しつつある軍備の充實は、その安全保障の爲め必要なることを認めたといふことであるが、これはあだかも、佛國共産黨が、佛國政府の二年兵役制實施に反對運動を起して居る折柄、佛國政府が特にスターリンに諒解を求めたものと思はれる。

今回のモスコー訪問中、ラヴァール外相は、東歐ロカルノ條約案に對し、獨逸及びポーランドの反對あるに鑑み、兩國の反對せざる東歐不侵略條約を結ぶことに方針を變へ、その具體案に付、リトヴィノフの諒解をとりつけたと云はれて居るが、右條約案の骨子は次の如くであると傳へられて居る。

一、締約國は挑發を受けずしては絶対に侵略行爲に出でない。挑發を受けたる場合は他の締約國と協議を遂げ

る。(即ち「協議條約」で「援助條約」でない)

二、締約國は侵略國に對しては援助を與へない。(即ち「不援助」の義務があるだけである)

三、締約國の範圍は獨逸兩國を含む東歐諸國とする。

四、締約國は本條約と切りはなして、別に相互援助條約を結ぶことを妨げない。

佛國は遂に獨逸を加へた「相互援助」に見切りを付けたのである。佛國の企圖したものは事實上「對獨防禦同盟」に外ならなかつたが、「同盟」の名を嫌ひ、表面上「相互援助」とか「コレクティブ・システム」とか稱して、獨逸をも参加せしめんとしたのである。然し獨逸がどうしても其の手に乗らず之に参加しないので、遂にこれを見切つたのである。

「本條約と切りはなして、相互援助條約を結ぶことを得」と云ふ最後の一項が佛國の本音であつて、これは「獨逸を除外して對獨防禦同盟を結ぶことを得」と云ふに等しいのである。

第八章 ヒトラーの外交宣言

一、宣言の内容

爆彈宣言に關する聯盟理事會の「問責決議」のあつた後、ヒトラー總統は、第二次爆彈宣言を爲すであらうとの風評が専ら傳へられたが、豫期に反し、五月二十一日國會に於て爲されたるヒトラーの演説は、著しく協調的で、歐洲政界を安心せしめた。これは英獨海軍會議を控へて、英國の機嫌を取る爲めの巧妙なる懸引と見られるが、他方經濟相シャハト博士が、經濟危機を強調した爲めだと、見る向きもあつた。

ヒトラーの演説は、二時間二十分に亘る長いものであつたが、内容が充實して居り、聽衆は其の雄辯に魅了せられたと云ふ。

右の演説は、他の諸國の總理大臣の演説の如く、飄蕩なまづのものでなく、當面の問題につき、痛快明確に獨逸の方針を示したものであつて、其の中に盛られたる新外交方針「十三綱領」は、次の如くである。

- 一、**國際聯盟對策** 獨逸政府は「爆彈宣言」に對する聯盟理事會の決議を排撃する。他國政府が軍縮を實行しないから、獨逸も一方的にヴェルサイユ條約を破棄したのである。今回の決議に依り、獨逸は新たに差別待遇を受けるに至つたが、獨逸は均等の地位が確保されない以上、斷じて國際聯盟に復歸することが出来ない。
- 二、**條約の破棄** 獨逸はヴェルサイユ條約の全部を破棄するのではない。破棄するのは、獨逸國民に對し精神的、物質的に差別待遇を與へる條項に限ることを、嚴肅に宣言する。
- 三、**ロカルノ條約** 獨逸は自發的に締結した條約は、ナチス政權以前のもので、嚴格に遵守する、就中ロカルノ條約の義務は忠實に履行する。然し乍ら、國境線の彼岸に、最近切りに兵力の増加を見るのは、平和の爲めよくないと考へる。
- 四、**コレクティブ・システム** 獨逸は歐洲の集團的平和保障制度に参加する用意がある。然し不斷の進化を考量に入れ、右條約を修正する權利を留保する。
- 五、**強壓は不可** 獨逸は一方的に押しつけられた條件を以て、歐洲の協調を進めることは出来ぬと思ふ。
- 六、**不可侵條約** 獨逸は隣接國と個々に不可侵條約を結び、交戰國を孤立に陥れ、交戰地域を局限する條項を以て、右條約を補足する用意がある。
- 七、**空軍協定** 獨逸はロカルノ條約を補足する空軍協定に加入の用意がある。
- 八、**海軍問題** 獨逸は他國が軍備を縮少するならば、何時にても軍縮を實行する用意がある。

海軍は英國海軍力の三割五分、佛國海軍力に比し一割五分の劣勢に甘んずる。此の要求は最終的で、今後建艦競争に乗出す意圖も、必要も、可能性も持たせて居ない。

英國がその全世界に亘る版圖を防衛する爲め、老大な海軍力を必要とすることを認める。

九、軍縮の範圍 獨逸は軍縮に賛成するが、その目的は、非戦闘員たる婦人、兒童に危害を加へる、特定の武器を禁止するにある。

十、攻撃的武器の制限 獨逸は重砲、戦車の如き、攻撃的武器の制限に同意する。

十一、海軍軍縮 獨逸は國際條約に依り、主力艦、巡洋艦及び水雷艇の量的、質的制限に應ずる用意あり。潜水艦の全廢にも賛成する。

十二、輿論の取締り 現在の急迫せる國際關係を緩和するには、條約を結ぶことが必要だが、それより前に、無責任分子の言論、其の他映畫、演劇等に依る輿論激化を、取締らねばならぬ。

十三、内政干渉 獨逸は他國の内政に干渉するつもりはないが、「干渉」とは何ぞやと言ふことを先づ定める必要があると思ふ。

二、英國の質問

英國政府はヒトラーの「外交宣言」の内容につき、質問を試みたが、その内容及び之に對する獨逸の回答の要旨は、左の通りである。

一、「問」 ヒトラー總統は均等地位を要求せられたが、植民地の領有が確認されない限り、均等地位が實現しないと考へるか。

「答」 獨逸は目下の處、直ちに植民地或は委任統治領を得んことを要求するものではないが、之を得る權利は認められなければならない。

二、「問」 ヒトラー總統は軍備縮小に同意すると言はれたが、兵員五十五萬以下に縮小してもよいのか。

「答」 獨逸は蘇聯邦と完全なる兵力均等を要求する。獨逸は國軍五十五萬を限度とする旨を公言して來たが、赤軍兵力が百萬に近く、精銳なる武器を以て、不斷に獨逸に脅威を與へつゝある今日、最早や五十五萬を以て十分なりとは考へることが出來ない。

獨逸外務省はヒトラー總統の演説につき、英國から照會のあつたことを歓迎し、ヒトラーの見解が新時代の基調となるのだと云つて、頗る得意であつたと云ふことである。

第九章 英獨海軍協定

一、ベルリン會談

「爆彈宣言」の後、三月二十五日、英國のサイモン外相及びイデーデン國璽尙書は、ベルリンに於て、ヒトラー總統と會談したが、此の時海軍問題についても協議を遂げ、獨逸側が對英三割五分を要求したことは、英國下院に於てサイモン外相から公表された通りである。

又マクドナルド首相は、五月二日下院に於て「海軍問題に關しては既に米、日、佛、伊と會商したが、獨逸とも會談することとなり、サイモン外相のベルリン訪問の際、既に招請の旨を傳へ、獨逸代表は五月初め來英の豫定であつたが、獨逸は其の後、潜水艦を含む建艦計畫を發表して吾人を驚ろかした。」と述べて居る。

以上により英獨海軍會商は、ベルリン會談の際に既に糸口が切られ、ロンドン會商に對する招請も既にその時に發せられたことが判る。空軍協定に獨逸を參加せしめることも、英國の發案であつたことを併せ考へれば、獨逸の再軍備に對する英國の態度を、大體讀むことが出来る。

二、ロンドン會商

英獨會商は右の如く、はじめは五月上旬、ロンドンで開催の豫定であつたが、四月十一日よりストレーザ會議が開かれて、「獨逸の軍備計畫は軍縮の希望を没却せしめた」といふ趣旨の決議が採擇せられ、四月十七日には、聯盟理事會で、獨逸に對する「問責決議」が通過し、續いて五月二日には、蘇佛相互援助條約が成立して、歐洲諸國の對獨共同戰線が強化された。そこで獨逸では、右の情勢に鑑み、第二の「爆彈宣言」を投じ、海軍問題についても、計畫を公表するであらうと、取沙汰せられてゐた爲め、英獨會商も暫く見合はされて居つた。

然るにヒトラーの、五月二十一日の演説は、頗る穩健で、海軍問題については、對英三割五分の制限、對佛一割五分の劣勢に甘んずると述べ、英獨海軍會商の道を開いたので、會商は愈々六月四日から、ロンドンで開かれることになつたのである。

會商は六月四日から、七日迄行はれ、聖靈降臨祭の爲め、一時休會し、六月十四日に再開せられ、十八日には協定を發表するに至つた。

その後引き續き、専門的商議が進められ、二十二日に會談を終り、獨逸代表一行は二十三日歸國の途についた。

今回の會議出席者は、英國側はクレイギイ、リットル中將等であり、獨逸側は、リツペントロツプ全權、シユステル中將等であつた。

三、協定の要旨

協定は六月十八日附公文交換の形式で行はれ、その寫は關係各國政府に送られたが、要領は左の通りである。

- 一、獨逸の海軍は英國の三割五分とする、右は永久的且つ確定的であつて、即日效力を發生する。
- 二、英國政府は右原則の適用に關し、獨逸代表の左の説明に同意する。
- イ、三割五分の比率は、條約で定められた英國海軍保有量の、三割五分とする。條約の無くなつた場合は、現實保有量の三割五分とする。
- ロ、將來出来る一般的海軍條約には、必ずしも比率を定める必要はないが、獨逸は事實上三割五分以下では満足しない。
- ハ、三割五分の比率は、他國の建艦に依つて影響せられないが、他國が異常の建艦をなし、均衡が激しく攪亂せられた場合には、改めて英國と協議する。
- ニ、獨逸は、艦種別制限の方式に賛成する。將來の一般海軍々縮條約に於て、艦種別制限の方式が採用せられない場合には、各艦種につき三割五分の比率を變更するには、英獨間の協定に依つて決定する。

ホ、潜水艦については、全海軍力に於て三割五分を超えないことを條件として、英國と均等量を保有する權利を持つて居るが、特別の事情の發生しない限り、四割五分以上を保有しない。

四、獨逸の建艦計畫

獨逸政府は、英獨協定の趣旨に基いて、一九三五年度の建艦計畫を決定し、之を華府條約の各國へ通知した。其の内容は左の通りであると傳へられる。

一、主力艦	二萬五千六百噸(備砲口径十一吋)	二隻
二、巡洋艦	一萬噸(備砲口径八吋)	二隻
三、驅逐艦	千六百二十五噸(備砲口径五吋)	十六隻
四、潜水艦	二百五十噸級	二十隻
	五百噸級	六隻
	七百五十噸級	二隻

五、新協定に對する英當局の説明

六月二十日英國下院で、一議員から「政府は二國間協定に依つて海軍問題を處理する意嚮か」との質問に對し、ポールドウイン首相は、今回の交渉の主要目的は、海軍一般會議の準備であり、英獨協

定は、一般海軍條約締結の爲めの、出發點たるものであると説明した。

此のことはポールドウイン首相の説明を俟つまでもなく、協定中に、一般海軍々縮條約の締結を、豫想した文句のあることに依つて知られるが、此の協定は決して一般海軍々縮條約の出来るのを俟つて有効となるのではなく、一般條約とは關係なく、それが出来ても出来なくても、英獨間に效力を有するのである。又之を逆に見れば、此の條約に反するやうな一般條約は、結ぶことを得ない結果となるのである。

六、獨逸の満足

新海軍協定に對し、獨逸側は非常に満足を表し、これは獨逸が「自由に折衝した最初の軍備協定」であると稱して、之を讚美して居る。

獨逸の新聞は、新協定は一舉に、英獨の海軍關係を解決したもので、將來の海軍競争は全く除去せられ、茲に英獨友好の基礎が出来たと論じて居る。

七、佛國の不満足

獨逸の満足に反し、佛國は今回の協定に對し甚だ不満である。

佛國政府は、六月十七日、英國政府に對し通牒を發して、怨言を述べて居る。佛國の言ひ分は、英

獨の交渉が、佛國を出し抜いて行はれたといふこと、英國が獨逸に建艦を許すことは、英國の從來の外交方針たる「聯盟中心主義」に悖り、ロンドン宣言、ストレーザ決議等に違反するといふのであつて、英國がこんな態度に出る以上、佛國は、華府條約を守る義務はないから、今後は建艦の自由を留保すると、捨せりふを投かけて居る。

佛國の憤激する主なる理由は、佛國を出し抜いて、バイラテラルに、協定が出来たといふことであり、これに依つてヴェルサイユ條約が、英國に依り破棄されたといふ點にある。佛國海軍當局として問題にするところは、獨逸の建艦計畫の完成する期間、即ち建艦率にあるが如く、此の協定の結果、佛國の對英比率が増加し、海軍費の嵩むことは、佛國民の苦痛とするところであらう。

尙ほ、佛國新聞の多くは、今回の英國の行動は、その海軍の優越を保つために、個別的に獨逸と條約を結んだもので、海、陸、空三軍の「關聯性」を忘れたものであると論じて居る。

この協定の結果、英佛間の感情が、著しく冷かとなり、佛國は其の對獨保障工作に於て、英國に頼ることの不安を感じるに至り、又英國に對するつらあてからも、伊太利に接近し、親伊政策を採るに至つたから、伊エ紛争に對する英佛の歩調が、一致を缺くに至つた。

八、英國の輿論

英國内に於ても、新協定はヴェルサイユ條約違反であるとの非難もあるが、一般の輿論は、寧ろ好感を以て之を迎へた。就中タイムスは「新協定の結果、獨逸の海軍を比較的小さく制限することが出來たことは、成功であつて、大戰前の事態に勝ること萬々である」と論じ、「佛國は主義上協定に反對して居るが、此の協定の結果は、獨逸海軍を永久的に佛國海軍の下位に置くものである」と云つて、佛國側の所論を反駁して居る。

デエリー・テレグラフは「平然ヴェルサイユ條約を破つて、再軍備に着手せる獨逸の海軍を、制限する機會は、此の機を逸せば、再び來ないであらう。獨逸海軍擴張の脅威は、今や解消した」と論じて居る。

又六月二十一日、モンセル海相は、下院に於ける質問に答へて、英國が今回の協定を爲したのは、一般海軍條約の締結を、容易ならしむる爲めであると述べ、「世上今次の協定を以て、ヴェルサイユ平和條約違反なりと云ふ者あれども、吾人は、事實に即して、問題を措置することを要すると信ずる。又陸、海、空三軍の相關性を強調する向きあるも、英國政府は右相關性を認めめたことはない。現に海軍制限條約は數年の久しきに亘り獨自の存在を有し來つた」と説明を加へて居る。

九、結 論

今回の協定は、「比率主義」を採用し、獨逸海軍の對英比率を、三割五分とし、第三國の比率に關係なく、之を永久的となして居る。

右は獨逸が、永久的に、英國に對し、六割五分の劣勢を以て甘んずることを意味するもので、これを大戰前の英獨海軍競争當時と比較するときは、誠に今昔の感に堪えない。大戰前は、獨逸海軍の目標は、對英均勢に非ずとするも、大洋に於て英國に對峙し得る海軍を保有するにあつた。當時英獨海軍交渉に於て、獨逸は、對英六割の比率を蹴つた。然るに今回は、戦前の野心を抛擲して、三割五分の比率を、恒久的に受諾したのである。

次に重要なのは、建艦計畫の宣言である。獨逸は英獨協定に基いて、一九三五年度の建艦計畫を公表し、之を華府條約の各國政府に通告したが、右は曾て英國政府が提案した「報道交換案」を實現したものである。

第十章 伊エ紛争

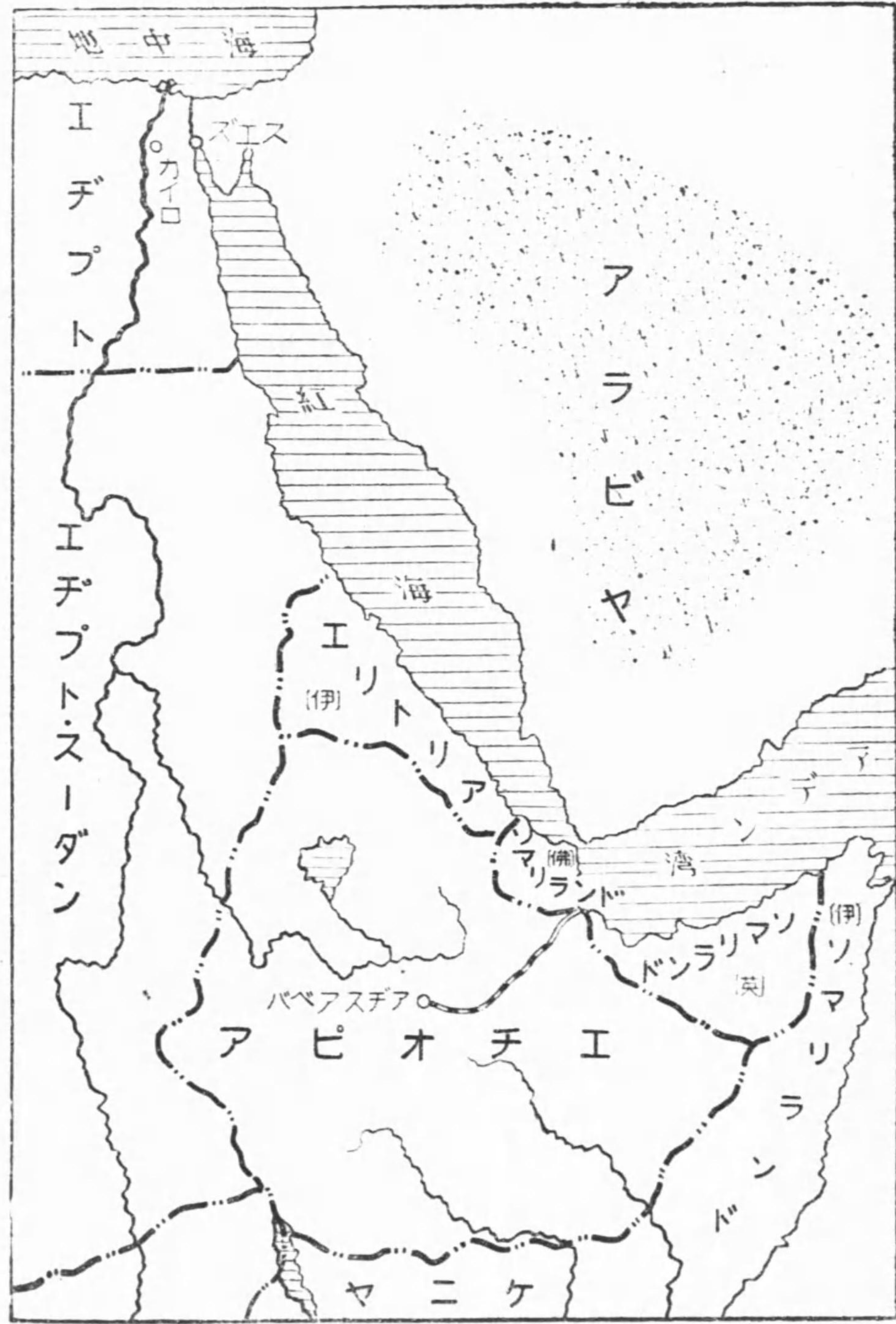
第一節 エチオピアの國情

伊太利エチオピア間の紛争は、本年最大の國際問題として、一年の大半に亘り、世界の耳目を悉く之に集注せしめたる感があつた。紛争そのものに付て説くに先立ち、エチオピアの國情及びその對外關係に付て、概説を試みよう。

一、一般事情

位置 エチオピアはアフリカの東北に位し、北は伊領エリトリア、佛領ソマリランド及び英領ソマリランドに圍まれ、東は伊領ソマリランドに境し、南は英領ケニヤ植民地に、西はアングロ・エジプシャン・スーダンに連つて居る。即ち伊、佛、英三國の勢力地帯に依つて四方を取圍まれ、全然海岸線を持たない高原國である。

面積及び人口 此の國は國境のまだ確定しない部分もあり、面積の正確に測量されたものがなく、



阿弗利加東北部

三十五萬平方哩から四十二萬平方哩の間で、種々異りたる計算がある。何れにしても我が國の朝鮮を加へた總面積、二十六萬平方哩より餘程大きい事だけは確かである。人口の見積りは面積よりも更に困難であり、少きは五百萬多きは二千萬の計算が出て居る。然し最近では一千万内外であらうと云ふ説が一番多い。

人種 人種は非常に複雑で、いろいろの種族が錯綜して居るが、支配階級はアマラ族で、首府アヂス・アベバより北方の諸州、即ちチグレ、アマラ、ゴジヤムの諸州及びシヨア州の一部に住み、全人口の約三分の一を占めて居る。其の皮膚の色は茶褐色で、北部地方では橄欖色に着色されて居る。身長は中庸でよい體格を有して居る。最も多數なのはガラ族で、全人口の半數を占めて居る。色はチョコレート色で、性剽悍に、文化の程度は、前者に比して更に低い。ガラ族は十六世紀頃此の國に侵入し、其の大部分を蹂躪して茲に居を定めたが、其の後エチオピア歴代の王に征服せられ、最後にメネリツク帝により、その征服を完全にせられたのである。西境にはアフリカ原住民たる眞黒のニグロ族が居り、東南方にはオガデンソマリ人が居る。又これ等主要人種の間交錯して、各地に幾多の異りたる種族が居る。

これ等の種族は各異つた言語を使用して居るが、公用語はアマラ語である。宗教はアマラ族は全部

クリスト教徒であり、ガラ族は一部がクリスト教徒で大部分は回教徒である。其の他は無宗教又は邪教である。教育は最近政府が非常に奨勵に努めて居るけれども、未だ普及せず、一般人の多くは無學文盲であるのみならず、勉學心に乏しい。支配階級のアマラ族は性温順で、愛國心と尙武の氣性に富むと稱せられて居るが、大體惰け者で、のらりくらりと暮して居る。此の國の言葉に「エシナガ」といふ言葉がある。それは「明日」といふことで、何かたのむとエシナガ、エシナガといふ。そしてその「明日」がいつまで立つても、なか／＼來ないそうである。

氣候 熱帯地の事であるから低地は非常に熱い。エチオピアに入る關門たるヂブチ(佛領)の港は、世界第一の熱い港だと稱されて居る。然し高原地方は溫度低く、首府アヂス・アベバの如きは、一年中花が咲いて、誠に好適の氣候である。北方の高山は年中雪を頂いて居る。大體一年を雨期と乾燥期とに分ち、雨期は六月の中旬から九月末に至る三ヶ月半の間で、其の他は乾燥期である。雨期に於ては、日本の梅雨の如く朝から晩まで雨が降るのではなく、大抵毎日或る時間だけ、盆を覆すやうな驟雨が降り、驟雨一過の後には鮮かな日光が輝くのである。然しその驟雨の猛烈なることは言語に絶し、道路は數分間にして川と化し、平常は僅かに水の流れて居る河流が、急に物凄い奔流となり、渦巻く濁流兩岸を撃つて、大木、巨石を押し流し、一時交通不能となる。かう言ふ状態であるから、雨期中

には戦争が困難な譯である。

二、歴史

エチオピアの歴史は甚だ古い。エチオピア人は三千年來ソロモン大王の子孫たる同一王朝に依つて治められて居る國で、こんな立派な歴史を持つて居る國は外にないと誇つて居る。傳説によるとエチオピアは紀元前一千年頃シエバ(現在の阿克苏ム附近ならんとの説あるも不明)の女王マケダによつて統治されて居たが、マケダは其の頃地中海沿岸に威勢を振つてゐたユダヤ王國のソロモン大王の英名を慕ふて、二十歳の時親しくゼルサレムに王を訪問し一子を儲けた。これが後にエチオピアの皇祖メネリツク一世となつたのである。新約全書に「汝、野の百合を見よ、ソロモンの榮華の極みだに、その粧ひ、此の花に如かざりき」といふ有名なクリストの教訓があるが、この豪華を極め、威名赫々たるものがあつた。ソロモン王の血がエチオピアの王統に流れて居ると、エチオピア人は信じて居るのである。メネリツク一世はソロモンの宮殿に於て成長し、十八歳の時エチオピアに歸るに當つて、宮殿内に秘藏されてあつたモーゼの十戒を奪ひ逃走したが、追手に急追され、今や捕へられんとした一刹那、大地が開いてトンネルが出来、此の地下道により紅海を渡つて、安全にエチオピアの阿克苏ムに到着したと傳へられて居る。阿克苏ムはアドアの附近にあり、エチオピアの聖地とせられて居る。

エチオピアは、紀元三百三十年頃基督教に改宗し、國力大に張り、一時其の領土は紅海の兩岸に亘り、アラビヤの一部をも領有したが、紀元七世紀の中葉に回教徒に撃破され、永久に亞細亞から驅逐されて了つた。爾來回教徒の勢力に押され、四方の出口を塞がれ、文明世界と全く交通を絶つた。ギボンスに依れば「エチオピアはその宗敵に圍まれて、全く世界を忘れ、世界から忘れられて、一千年の間眠り續けた」と。

紀元一千年頃、エチオピアとして非常に重大なる事件が起つた。それはソロモンの直系王朝が、猶太王ジュデイスによつて帝位を奪はれたことであり、其の後三百年間篡奪者の王朝が政權を握つたが傳説によれば、ソロモンの直系の一人は、臣下の努力に依つて難を遁れ、シヨアの南部に於て王位を保ち、紀元千二百六十八年に至り、遂に篡奪者を撃破して、正統の王位を回復した。

然しながら、其の後に於ても、内に内亂絶えず、外よりは常に回教徒の侵略あり、一五二八年より一五四〇年まで、エチオピア全土は彼等の爲めに蹂躪せられたが、一五四三年ポルトガルの援軍を得て漸く回教軍を潰滅せしめた。けれども遂に海岸線を回復することが出来なかつた。續いてガラ族の侵入ありて戦亂が續き、結局はこれをも征服したが、これを國外へ驅逐するに至らず、其の大衆は被征服民族として、永久に此の國に止ることゝなつた。

其の後も種々の困難が續き、國內に群雄が割據した。これ等の群雄中、有力なる者は王(ネガス)と稱し、チグレ、アマラ、ゴジヤム、シヨアの數州にはネガスが居つた。ネガス中有力なる者は、隣州を攻略併合し、「諸王の王」即ち「帝」と稱した。「諸王の王」とはエチオピア語にてネガス・ネガスチーといひ、英語で云へばキング・オブ・キングスである。エチオピアの帝號を稱するには、武力を以て諸王を征服する外、ソロモンの直系たる事を必要としたから、帝號を名乗る者は、ソロモンの直系たる事を自稱するを常とした。第十九世紀中頃以後、傑出した帝王が相尋で出で、エチオピア帝國を今日あらしめた。左記三帝之である。

セオドール帝 セオドール帝は、地方小領主の子に生れ、始めカツサと呼ばれ、強盜團の首領となり、次第に大なる領土を占領し、當時の皇帝ラス・アリの女と結婚した。次で舅ラス・アリと不和となり、戦つて之を破り、更に進んで國內に分立せる諸領主、諸王を片端より撃破し、一八五五年アクスムに於て、セオドール三世の名を以て、エチオピアの帝位に即き、歐洲列國の承認を得た。此の時セオドール帝に依つて統一せられたる領土は、現在のエチオピア國の約三分の一の面積である。然しながら、セ帝は後年に至り性格一變し、狂暴無道となり、國人の信望を失ひ、英國官吏及び宣教師を投獄したる爲め、英國の怒りを招き、一八六七年ナビール卿の遠征となり、部下の大部分は、其の弊

政に愛想を盡かして離叛した爲め、英軍の砲聲を聞きつゝさびしく自殺をとげた。

メネリツク二世 セオドール帝の死後、同帝に背きて英軍を援けた、チグレ王ヨハネスが、諸州を征服して帝位に即いたが、シヨア王マリウムもエチオピアの帝位に登る権利ありと主張し、争を生じた。其の後兩者間に和議なり、ヨハネスの子とマリウムの女との間に婚姻を結び、帝位はヨハネスの子に繼承せしむることとなりて、帝位争奪戦は一時中止となつたが、マリウムは伊太利人と結托して尙ほ密かに帝位を窺つた。其の内ヨハネスは一八八九年三月、外敵回教軍と戦つて戦死したので、マリウムはその翌年十一月エントトに於て、メネリツク二世の名を以て遂に帝位に即くことを得た。メ帝はエチオピアに於て最も傑出した帝王であつて、幾多の王國を併合し、國內各地のガラ族を有効に征服し、帝國の面積を殆んど二倍に増加し、以て今日のエチオピア帝國を建設したのである。

メネリツクの治世中特筆すべき事蹟は、一八九六年アドワに於て、伊太利軍を撃破して大勝利を得たことである。此の勝利はエチオピアの歴史中最も光輝ある事實として、現在に於てもエチオピア人の無上の誇とする所である。此の戦捷により國內に於けるメネリツク帝の地位は確定し、各方面の抵抗は鎮靜に歸し、一九〇一年ゴージヤム王ヘイマノツトの死亡と共に、エチオピアに於けるメネリツクの權勢は完全無缺となつた。

帝の治政中、列國は其の使節をエチオピアに送り、先を争つてアヂス・アベバに公使館を置いた。帝にして今少し長命ならんか、エチオピアは更に其の面目を改めたであらうと考へられて居る。惜しくも帝は、一九一一年に半身不隨に陥り、一九一三年に他界した。然しながら、國人の帝を畏敬し愛慕するの念は今尚ほ残り、人民は今日に於ても誓をなす時には「バ・メネリツク」即ち「メネリツクの名に於て」なる言葉を用ふると云ふことである。

ハイレ・セラシエ帝 メネリツク二世には男子なく二人の女があつた。帝の死後帝位は、第一女シヨアラガとラス・ミカエルとの間に生れたる、帝の外孫レヂ・ヤスに移つたが、新帝は其の父ラス・ミカエルの奉ずる回教を信じ、エチオピア古來の國教たりし基督教に反對し、ヨーロッパ大戦中には同一宗教徒たるの故を以て、トルコを助けんとし、又獨逸とも同盟を結ばんとした。のみならず、父ミカエルをネガス(王)の位に進め、協力して大々的に國內クリスト教の壓迫を計畫し、國民の反抗を受け、遂に一九一六年退位せしめられた。茲に於て、メネリツクの第二女ザウジツが位に即き、メネリツクの姉の孫ラス・タフアリが太子並に攝政と決定せられた。然るにザウジツ女帝は、一九三〇年他界せられたるため、タフアリ帝位に即き、ハイレ・セラシエ一世と稱す。これ即ち現在の皇帝である。其の即位式には、日本からは當時トルコに駐劄せる吉田伊三郎大使が、特派大使として之に參列

した。セラシエ一世陛下は前女帝在世中より攝政として政務を見られ、太子たりし時歐洲を視察せられた。英明の君主として内外人から尊敬を受けて居られ、國內各地方の領主に對する抑へも強く、現在なほ残つて居る四五人のラスは、何れも現皇帝に忠誠を誓つて居るから、内亂の虞れは當分先づあるまいと、伊エ開戦前迄は一般に觀測せられて居た。

三、政 情

エ國の政治狀況は、中央に皇帝、即ちネガス・ネガスチーがありて全國を統轄して居る。現在にては國內に王號(ネガス)を稱へる者は一人もないけれども、猶ほラス(副王)號を有する者が數名あり、各地に割據し、半獨立的勢力を有し、兵馬徵稅の權利を握つて居るから、エ國の現状は先づ封建制度に近きものと見て差支ない。

中央政府の狀態を見るに、國務は殆ど全部皇帝の獨裁であつて、各省大臣はあれども事務官に類すると言はれる。一九三一年に日本の憲法に則りて憲法が發布せられ、上下兩院が組織せられて居るけれども、上院議員十二名、下院議員二十名は全部皇帝の任命にかゝり、議院は實權なく、云はゞ諮問機關に過ぎない實情である。

司法制度も極めて簡單で、首府を除いては、裁判は町村長又は郡長に當る者が之を行つて居る。首

府には専門の裁判官があり、皇帝の名に於て裁判が行はれて居る。然しながら辯護士の制度なく、被告原告とも自己辯護をすることになつて居る。日常起る大概の事件は裁判に訴へることなく、知人の間に於て、又は通行人を呼び止めて、其の仲裁に依つて決定すると云ふ手輕さである。

中央政府の財政は關稅、地租、罰金等が重要な収入であるが、豫算決算の制度がないから、其の收支の金額等は明らかでない。關稅収入は約四百萬圓に上ると計算せられて居る。

軍備は色々に傳へられて居るが、其の兵力の如きも頗る明瞭を缺いて居る。常備兵は皇帝の有する軍隊及び諸副王(ラス)の養つて居る手兵を併せ、數萬を超えることはなからうと云はれて居る。非常時に召集し得る兵の數は、人に依つて五十萬といひ、八十萬と見積るが、アドワの大戦に参加したる兵數に徴し、確實なところは二十萬程度であらうと云はれて居る。正規軍の有する武器は主として小銃で、どれも舊式のものが多い。近代的武器としては機關銃百乃至二百挺、野砲及び高射砲合せて五十門に過ぎず、飛行機は二十五臺位あると稱せらるゝが、戰鬥機は一臺もないと云ふことである。

面白い事には、兵士の多くは其の行軍に當り、妻及び従者を同伴する。之は軍需品の運搬や炊事をさせる爲めだと云ふ。制服制帽もなく、跣で行軍する。皇帝直屬の近衛隊の一部は、カーキ色の制服を着てゐるが、靴は穿いてゐない。

四、産業及び貿易

エチオピアの交通機關は甚だ不備であつて、鐵道は佛領のヂブチ港から首府アヂス・アベバ迄僅か四百八十七哩のフランス會社の經營に係る一線があるだけである。此の鐵道は列車が一週間に二回兩終點から出發し、日中のみ運轉して夜間は停車し、ヂブチからアヂス・アベバまで三日を要する。右の外、交通機關としては、諸所に短距離の自動車道路があるに過ぎない。それも雨期には泥濘膝を沒し交通困難である。

産業としては、農業牧畜等が主なるもので、製造工業としては見るべきものがない。物産の主なるものはコーヒーであり、其の品質は極めて優良である。輸出品としてはコーヒーを第一とし、皮革、蜂蠟等が之に次ぐ。エ國特異の産物として有名なのは麝香である。之はシヴエツトと稱する麝香猫から採取するもので、従つて麝香猫の飼育が盛んに行はれてゐる。

エ國の海外貿易の數字は、輸出入共完全なる統計がないが、外務書記官土田豊氏の調査によれば、一九三三年の主要物品輸出入狀況は、左表の通りである。

輸 入		輸 出	
綿	粗	布	七、八〇〇、〇〇〇ターレル
		珐	七、六〇〇、〇〇〇ターレル
		珐	

織物及び絲	二、二〇〇、〇〇〇ターレル	皮	三、八〇〇、〇〇〇ターレル
鹽	一、八〇〇、〇〇〇	野羊皮	八〇〇、〇〇〇
建築材料	一、二〇〇、〇〇〇	羊皮	四〇〇、〇〇〇
石油製品	一、二〇〇、〇〇〇	蜂蠟	三〇〇、〇〇〇
武器彈藥	七五〇、〇〇〇	シヂエツト	一三〇、〇〇〇
砂糖	五〇〇、〇〇〇	豹皮	一二〇、〇〇〇
葡萄酒及び麥酒	四七〇、〇〇〇	牛酪	七二、〇〇〇
自動車及び部分品	三二〇、〇〇〇	象牙	四二、〇〇〇
リクメ	三〇〇、〇〇〇	穀物類	三八、〇〇〇
アルコール	二五〇、〇〇〇	馬鈴薯	三、八〇〇
鐵器類	二二〇、〇〇〇	野菜(乾燥せる)	三、八〇〇
石鹼	一八〇、〇〇〇	雜品	八二〇、〇〇〇
雜品	六六〇、〇〇〇	計	一三三、三〇九、六〇〇
計	一七、八五〇、〇〇〇		

三六八

右輸入品の内で量に於ては鹽が第一位を占め、價額に於ては綿布が第一位を占めて居る。エ國に輸入せられる綿粗布の少くとも八割五分は日本品であり、數年以來英米品は殆ど驅逐せられて終つた。

綿糸に付ても其の六割五分は日本品である。斯の如く、最近エ國市場に日本品の進出が目覺ましいので、歐米諸國、殊に伊太利の嫉視を買つて居る。

第二節 エチオピアの對外關係

一、一般關係(メネリック以前)

エチオピアはギボンスの言の如く、紀元七世紀以來「全く世界を忘れ、又世界から忘れられて」約一千年の間眠り通して來たのであつた。然しながら、内に内亂絶えず、外回教軍との鬭争が續いて、國土は回教軍の爲め次第に蠶食せられた。

一五四二年クリストフアー・ダ・ガマの率ゐるポルトガル軍の援助により、回教軍を國外に撃退したけれども、遂に海岸線を回復することを得なかつたことは、前に記載した通りである。エチオピアは斯くして全く海岸を持たぬ國となつたのである。其の後ポルトガルの僧侶は、約一世紀間エチオピアに勢力を有したが、亂行の爲めにエ國人より嫌惡せられ、一六三三年全部國外に放逐せられた。それから一七六九年ジェームス・ブルースが青ナイルの水源を尋ねてエチオピアに入つたまで、百數十年間に、ヨーロッパ人にしてエチオピアに入つた者は佛人醫師ボンセー一人だけであると稱せられる。

十九世紀初頭より歐洲諸國の僧侶、商人、探險家等が續々としてエチオピアに入込み、其の中の或者は地方の酋長、王、乃至皇帝に取入り、或は利権を獲得し、或は高き地位を得、内政に干與し、戰爭に参加した。時には歐洲諸國人相互間の勢力争ひが、エチオピアの内亂に迄發展せんとしたこともあつた。十九世紀の中頃英國の新教徒は、アマラ州のラス・アリを助け、佛國のローマン・カトリックはチグレ王ウビエを支援し、兩者間に正に宗教戰爭を惹起せんとした。

伊太利がエチオピアの舞臺に現はるゝ迄、此の國に最も大なる勢力を有したのは英國であつた。短氣にして嬌慢なりし帝王セオドールは英國に反抗して自滅し、伶俐なるヨハネスは英國を利用して王冠を獲得した。

セオドール帝が英國を憎み始めたのは、彼が一八六二年十月英國領事カメロンに托して、ヴィクトリア女皇に送りたる書面が、英國外務省の手落ちにより回答せられざりしに基く。偶々カメロン領事は、セオドール帝の年來の仇敵たる埃及國境のカツサラを訪問したるため、帝の激怒する所となり、一八六四年一月帝はカメロン及び其の一行を捕へて之を監禁した。此の報を聞き英國は、始めは出来る限り平和的方法を以て領事等を監禁より救ひ出さんとしたるも、其の效なく、遂に武力を用ふることとなり、サー・ロバート・ナビヤを指揮官として兵をエチオピアに送つた。其の兵數一萬六千、之

に輸送隊を加へて、全部隊三萬二千を超えた。英軍は一八六八年正月進軍を始め、山又山を越えて四百哩の難路を行軍した。セオドール帝に取つては逸を以て勞を待つものであつたが、帝は既に國內の人望を失ひ、一時は十萬を算したその軍隊も、逃亡者續出して收拾すべからざるに至つたので、到底敵し難きを知り、監禁せる英人を解放し、牛千頭、羊五百頭を送つて和を乞ひたれども聞かれず、四月十三日其の根據地マダラに於て自刃し、英軍は一兵を失はずして之を占領した。

英軍の此の戦勝は、土人酋長等の援助に依る處多く、特にチグレ州のカツサの援助に負ふ所が多かつたので、英軍は之に報ゆるため、彼に武器彈藥は與へ、一八六八年此の國を引揚げた。

英國から銃砲彈藥の供給を受けたカツサは、易々北方各州の群雄を征服し、ヨハネスの名を以て帝位に即いた。茲に英國の援助を受くるヨハネスと、伊太利と提携せるメネリツクとの間に、帝位争奪戰の展開を見るに至つたが、ヨハネスは回教軍との戰爭に於て戦死し、遂にエチオピアは空前の英傑メネリツクの天下となつた。茲で項を別にしてエチオピアと伊太利との關係に付て述べる必要がある。

二、伊太利との關係（メネリツク以前）

伊太利の紅海沿岸進出は、歴史上の關係と英國の支援に依るもので、スエズ運河の開鑿は其の機運を促進した。